

# JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

AUGUST 2020 **204**

## トピックス

- ・小売業界 感染防止ガイドライン7月31日改定

## 協会活動

- ・JACDS 三重県支部と三重県 災害時物資協定締結
- ・薬剤師の需給問題に関する検討会の開始
- ・7月 月次活動報告
- ・議事録

## 協会からのお知らせ

「健康サポート薬局研修」ご案内  
薬剤師賠償責任保険  
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

## 行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、財務省、総務省、団体

# 日本チェーンドラッグストア協会

## 協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

### 1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

### 2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

### 3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

### 4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

### 5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

猛烈な暑さが日本列島を襲っています。7月中の梅雨空が一変し、梅雨明けと同時に連日の猛暑となっています。夏らしい青空と入道雲、そして蝉ぐれは、いかにも夏本番といった感じです。ドラッグストアにとっては、夏の商品が動く絶好の機会となっており、7月の長雨のマイナスを取り返す絶好の機会となっています。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大は、日本特有のお盆帰省に待ったをかけています。

地方自治体によって、お盆帰省の自粛要請に温度差はあったにせよ、基本的な予防措置を皆が講じない限り、8月の下旬には、以前話の出ていた“感染爆発”が起きてしまうのではないかと心配です。

また、寒くなるにしたがってウイルスの活動は高まると言われており、この猛暑の中でも感染が拡大していくとすると、秋から冬にかけてはどうなってしまうか、これまた心配です。

世界の感染者は毎日20万人ずつ増えており、ついに2000万人を超えてしまいました。来夏のオリンピック開催は、ひとえにワクチン、予防薬の開発にかかっているとんでも過言ではないと思います。世界の叡智の結集が求められていると思います。。

**JACDS**

## 日本チェーンドラッグストア協会 会報 CONTENTS

**No.204**  
 2020.8

**●トピックス**

・小売業界 感染防止ガイドライン7月31日改定・

**●協会活動**

- ・JACDS 三重県支部と三重県 災害時物資協定締結
- ・薬剤師の需給問題に関する検討会の開始
- ・7月度月次活動報告
- ・議事録

**●2020年度登録販売者試験情報**
**●協会からのお知らせ**

- 「健康サポート薬局研修」ご案内
- 薬剤師賠償責任保険
- 「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金

**●行政・団体からのお知らせ**

厚生労働省、経済産業省、財務省、総務省、団体

---

表紙裏	日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則
裏表紙裏	協会ホームページについて 事務局だより

## 小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症 感染拡大予防ガイドライン 7月31日改訂

行政からの「飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組」に関する依頼を受け、「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染 拡大予防ガイドライン 7/31 改訂版」ならびに業界自主基準への対応について、事務連絡として8月3日に案内しました。

業界団体によるガイドライン遵守の徹底に向けた取り組みとして、「ガイドラインを遵守している店舗に対する自主適合宣言マークの表示を勧奨する」ことが小売業界団体向けに依頼されました。当協会としての「ガイドライン順守店舗認定ポスター・ステッカー」は現在準備中です。準備が出来次第、申請方法と合わせて改めてご案内いたします。

新型コロナウイルス(COVID-19)関連情報特設サイトにも掲載しております。また、「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインに基づくチェックリスト」もダウンロードできます。

### (小売業界共通「ガイドライン順守店舗認定ポスター」案)

※暫定

◆◆◆

## 新型コロナウイルス 感染防止対策 実施宣言！

当店・当施設は、  
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン  
をふまえて、  
感染防止対策を適切に実施しています。

マスク着用      距離を保持

お客様への  
お願い

【小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン】作成団体

オール日本スーパーマーケット協会    (一社)全国スーパーマーケット協会    日本小売業協会  
 (一社)日本ショッピングセンター協会    (一社)日本スーパーマーケット協会    (一社)日本専門店協会  
 日本チェーンストア協会    日本チェーンドラッグストア協会    (一社)日本DIY・ホームセンター協会  
 (一社)日本百貨店協会    (一社)日本フランチャイズチェーン協会    (一社)日本ポランテラーチェーン協会

～ガイドラインは、業界ごとに政府と専門家の助言に基づき、定められています～

※暫定

◆◆◆

## 新型コロナウイルス感染防止対策 実施宣言！

当店・当施設は、  
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン  
をふまえて、感染防止対策を適切に実施しています。

お客様への  
お願い

マスク着用      距離を保持

【小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン】作成団体

オール日本スーパーマーケット協会    (一社)全国スーパーマーケット協会    日本小売業協会  
 (一社)日本ショッピングセンター協会    (一社)日本スーパーマーケット協会    (一社)日本専門店協会  
 日本チェーンストア協会    日本チェーンドラッグストア協会    (一社)日本DIY・ホームセンター協会  
 (一社)日本百貨店協会    (一社)日本フランチャイズチェーン協会    (一社)日本ポランテラーチェーン協会

～ガイドラインは、業界ごとに政府と専門家の助言に基づき、定められています～

## JACDS 三重県支部と三重県 「災害時における乳児用液体ミルク等の調達に関する協定」締結

令和2年7月8日(水)11時45分から12時まで、三重県庁3階 プレゼンテーションルームに於いて「災害時における乳児用液体ミルク等の調達に関する協定」の締結式が行われ、鈴木英敬三重県知事と JACDS 榊原 栄一三重県支部長(スギホールディングス(株)代表取締役社長)が協定書を交換しました。

当に7月豪雨災害の時期で開催が心配されましたが、当日は晴天に恵まれ締結式を行うことができました。

今回の協定は、災害時における乳児用液体ミルク等の調達、平時における乳児用液体ミルクの災害時の有用性の啓発を目的としています。

鈴木知事は挨拶の中で「災害時は粉ミルクを作る水の確保やお湯を沸かすことも難しいので、液体ミルクは有用です。この有用性をもっと啓発したい」と話され、榊原三重県支部長は「もし三重県が被災した場合、ドラッグストアのネットワークを利用し、県外から物資の供給ができます。また、JACDS の会員はドラッグストアだけでなく、メーカーや卸も加盟しているので、会員全体で協力して貢献したい」と話されました。

今回の締結式は地元のメディアから多数取材があり、翌日4紙に掲載され地元のローカルテレビのニュースでも放映されました。近年災害が多発していることから関心が高まっている傾向はありますが、今回のマスキミの多さは県の職員の方々も驚いていました。



## 厚生労働省の動向—連載その1

## 薬剤師の需給問題に関する検討会の開始

去る7月10日、厚生労働省の「薬剤師の養成および資質向上等に関する検討会」（座長：西島正弘 日本薬学会元会頭）が開催されました。この検討会は、かねてから懸案の薬剤師の需給問題に厚生労働省として初めて本格的に取り組むもので、大勢の薬剤師を雇用するドラッグストア業界にとっても注意深く見守る必要があります。

薬剤師は供給過剰ではないかと言われて久しく、6年生の薬剤師教育が始まってから薬学部や薬科学大学の新設が相次ぎ、2019年現在で75学部、入学定員12,935人にまで拡大しています。この結果、毎年約1万人が薬剤師の免許を手にし、我が国の薬剤師数は2018年で31.1万人、人口比率で見ると千人に2人が薬剤師となっています。この比率は諸外国と比べて突出して高く、先進国であるOECD諸国の中で断トツのトップとなっています（米国・欧州諸国ともせいぜい千人に1人程度）。他方で新設校が相次いだ結果、大学偏差値の低下にともない、薬剤師国家試験における私立大学のストレート合格率は入学者の58%にまで落ちています。

6年制の薬学教育の開始から15年。薬剤師の需給問題に厚労省としてもこれ以上手をこまねいてはられない状況といえましょう。そこで、今回の検討会が開催されることになったわけですが、検討テーマは①薬剤師の需給、②資質向上、③今後の業務のあり方、の3つに整理され、まずは需給問題から検討開始となりました。

協会からは、後藤輝明常任理事（薬局・薬剤師問題特命担当 ツルハ）が委員として参加しています。

第1回は、Web会議という制約もあって各委員が自説を述べるだけに終わりましたが、今後議論は白熱していくものと予想されます。なお、後藤委員は、医療人としての覚悟の大切さを発言。また、病院薬剤師がドラッグストアに高給で引き抜かれるとの別委員の発言に対し、各種のアンケート調査に言及しながら病院薬剤師の転職は人間関係や昇進の遅さが理由であり、給料を理由とするのは当たらない旨を反論しました。

☆ ☆ ☆

この検討会には薬学教育を所掌する文部省高等教育局医学教育課がオブザーバー参加しています。

今後検討会では、近年の薬剤師の業務拡大を見極めながら、薬剤師の詳細な需給見直しを行うことが予定されています。その結果が供給過剰となれば、入学定員の削減や薬学部・薬科大学の新設の抑制を文部省に要請していくことが見込まれます。

ドラッグストアは大手を中心に毎年大量の薬剤師を採用していますが、長期的には供給数が減り、採用が難しくなるかもしれません。その中で良い人材を確保していくためには、薬剤師からみて魅力のある企業であることが求められます。専門職としての地位の向上や教育プログラムの拡充、女性にとって働きやすい職場環境の整備等がますます重要になると思われます。

JACDS

7月 月次活動報告

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
7月6日(月) JACDS東京事務所 16:00~18:00	法制・調剤推進合同委員会	改正薬機法の特定機能薬局認定要件に関し、厚生労働省と意見交換(第3回)。 法制委員会・調剤推進委員会の要望書を取りまとめ、厚生省に提示 これに基づき意見交換を実施	10名
7月6日(月) JACDS東京事務所 16:00~18:00	第2回防犯・有事委員会	1. 皆川委員長 挨拶 2. 支部長の行政訪問について 3. 9月 支部長会、セミナーの開催について 4. 登録販売者委員会から 5. その他	5名
7月10日(金) JACDS東京事務所 11:30~14:30	第1回組織委員会	1. 皆川委員長 挨拶 2. 支部長の行政訪問について 3. 9月 支部長会の開催について 4. 登録販売者委員会から 5. その他	12名
7月17日(金) JACDS東京事務所 15:00~16:00	第149回定例会合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から口 1) 令和2年7月豪雨について 2) 三重県との災害時物資支援協定締結について 3) JACDSの一般社団法人化について 4) 今後のスケジュール 5) 次回の開催について 2. 日本ヘルスケア協会 1) 部会・研究会進捗報告 2) その他 3. 日本置き薬協会 今年度置き薬講習の実施内容変更について 6月19日に3時間座学研修を実施 群馬県消費生活課担当者が配置薬の消費者トラブルの実例を紹介 4. 日本薬業研修センター 日本薬業研修センター総会開催 業界の向上と発展のため、様々な事業を実施 5. 日本医薬品登録販売者協会 2020年定時 社員総会 が開催されました	29名
7月30日(木) JACDS東京事務所 13:00~14:00	第2回街の健康ハブステーション推進委員会	1. 委員長挨拶 2. 健康サポートドラッグの要件の検討 3. 今後の開催日程について 4. その他	7名
7月30日(木) JACDS東京事務所 14:00~18:00	第2回ドラッグストアショー実行委員会	1. 出展促進活動進捗状況報告 2. 企画ゾーンについて 3. イベント計画(案)について 4. 次回開催スケジュールについて 5. その他	14名

会議議事録

2020年度法制・調剤推進委員会議事録

日時: 2020年7月6日(月) 16:00~17:15  
 場所: 協会 東京事務所(虎ノ門)会議室  
 出席者  
 法制委員会  
 委員長 関 伸治 (株)セキ薬品代表取締役会長  
 副委員長 平野 健二 (株)サンキュードラッグ代表取締役社長  
 委員 山口 義之 (株)トモズ 取締役  
 調剤推進委員会  
 委員 大竹 富治 (株)マツモトキヨシホールディングス  
 グループ出店企画部 調剤担当部長  
 委員 久保 聡 (株)スギ薬局 医療事業部  
 関東営業第一部長  
 委員 本橋 勝 ウエルシア薬局(株) 総務本部  
 リスク管理部長  
 委員 山邊 正史 (株)コクミン 経営企画室  
 議事  
 1. 改正薬機法の特定機能薬局認定要件に関し、厚生労働省と意見交換  
 ・法制委員会・調剤推進委員会の要望書を取りまとめ、厚生省に提示。これに基づき意見交換を行った。  
 ・今後は、協会の要望を踏まえた認定要件案の詳細が示されると見込まれることから、その時点で委員会としての対応を委員長以下で相談することとなった。

以上

2020年度 第2回 防犯・有事委員会 議事録

日時: 2020年7月6日(月) 16:00~18:00  
 場所: JACDS新横浜事務所  
 出席者:  
 委員長 石田 岳彦(ウエルシア薬局(株) 取締役副社長)  
 委員 篠田 一 (ユニバーサルドラッグ(株) 代表取締役社長)  
 委員 館野 純一((株)マツモトキヨシホールディングス 総務企画部 部長)  
 委員 細谷 淳郎((株)ウエルパーク 総務部 部長)  
 事務局 植栗、山田  
 内容: 石田委員長からの挨拶の後、に以下の議事に関して検討を行った。  
 1. 防犯システムに関する事例紹介  
 ・ドラッグストアにおけるAIを活用したカメラ画像の解析による大量窃盗予防、新型コロナウイルス対策の事例について説明いただいた。  
 ・既存の防犯カメラが流用できる点、防犯対策以外にも省力化、マーケティングや新型コロナウイルス感染対策など、多様な目的に対応が可能な点が特徴とのこと。  
 ・書店の団体からも問い合わせは受けているとのこと。  
 ・詳細を確認したい場合は個別に確認を行うこととする。  
 ・委員の店舗で実証実験を行う予定であり、結果が出た際には報告いただく。  
 2. 警察庁からの万引き事件の対応に関する調査依頼について  
 ・新型コロナウイルス感染予防の観点から、被害届を作成する際の負荷軽減に関するアンケート協力の依頼があった。

・回答いただいた内容に関しては、「捜査書類作成のため、店長又は店員が店舗で事情聴取に協力すること」、「捜査書類作成のため、店長又は店員が警察署で事情聴取に協力すること」に8割以上の回答が集中した。

・事前に被害届のフォーマットを記入し、店頭では確認のみに負荷が軽減できるような仕組みが実現できることが望ましいとの意見が出された。・今後の進展次第では業界団体として要望書を出すことも検討する。

### 3. 大量窃盗大量窃盗の抑止・削減に向けた今後の取り組みについて

・資料をもとに事務局より現状と今後の対応について説明を実施。その後以下の意見が出された。

#### 1) 企業間で防犯画像の共有、顔認証による不審者の発報機能に関して

・防犯カメラの画像を元に、明らかな犯人のみの画像を共有する仕組みを実現することはできないか。

・個人情報保護法の問題解決がこの2~3年進展していない状況の中ではあるが、どうすれば実現できるかという視点で検討していく必要がある。

・現状のメールアドレスによる共有の機能拡張として有償対応による実現を検討しても良いのではないかとの意見が出された。

#### 2) 窃盗品の転売対策について

・4~5年前に古物営業法の対象に化粧品を入れることを検討したが、外国人の窃盗犯は国内の買い取り業者は利用しないだろうという判断のもと中断していた。

・オークションやフリマなどのアプリが簡単に日常的に利用されるようになってきており、万防機構のインターネット部会との連携強化を図るなど改めて取り組みを検討してはどうかとの意見が出された。

#### 3) 外国人窃盗の対策について

・警察庁の統計データからは外国人の比率が特段高いということを読み取れず、外国人窃盗犯人の職業なども不明であり、委員会の活動に活用するのは難しいように思われる。

### 4. 新型コロナウイルス感染拡大に伴うドラッグストア企業のBCPIについて

#### 1) 会員企業の対応状況の変化についてのアンケート結果について

・事務局より資料をもとに回答のとりまとめ結果を報告。緊急事態宣言中の対応については概ね継続中とのことであった。

#### 2) BCPの協会版ひな形の作成について

・事務局より資料をもとに作りこみにあつての前提の再確認を実施。

・感染者増加に関して予断を許さない状況であり、スピード感を持った対応が必要とされる。

・本部や店舗で感染者、濃厚接触者等が発生した場合には、本部、店舗での適切な情報開示が重要であることは明記したほうが良い。

・現在作成済みの分だけでは項目として全く足りないが、考え方として参考になる部分はあるため、初期段階として7月中に会員企業に案内してはどうかとの意見があった。

・会員企業からは、レジ袋有料化の影響によるマイバッグの増加による感染対策が懸念事項として複数の回答があった。

### 5. その他

#### 1) 委員の企業からの防犯に関する取り組みの紹介について

・防犯対策重点店舗を1店舗定め、様々な対策について取り組みを実施する。化粧品コーナーにおいてカメラ内蔵液晶タブレットをゴンドラに設置し、商品紹介、声掛けを行いながら録画も行う商品の効果測定を行うこととしている。

2) レジ袋有料化に伴い、会計済み商品を手に持って退店される方が再度入店するケースがあり、対応に苦慮しているとの意見があった。また、万引きの増加に対しても留意する必要がある。

3) 九州の豪雨被害については、状況を確認しながら適宜会員店舗被害調査、義援金の募集などの対応を実施する。

#### 4) 次回開催について

・次回開催は9月24日または28日を予定、途中退席委員の予定を確認し決定する。

以上

2020年度 登録販売者試験情報

今年度は新型コロナウイルス感染拡大予防のため、実施日の延期や中止など変更になる可能性もあります。最終的には、各都道府県にご確認をお願いします。

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(2020年8月11日)

都道府県	試験日	合格発表日	受験手数料	各都道府県からの特記すべき受験資格/条件	
北海道	8月実施見送り			実施については未定/決定次第ホームページに記載	
青森県	8月26日(水)	9月29日(火)	¥17,600	青森県に居住する方のみ申請を受け付ける。都道府県をまたいで受験を控えてください。	
岩手県	8月26日(水)	9月29日(火)	¥17,600	岩手県に居住する方のみ申請を受け付ける。都道府県をまたいで受験を控えてください。	
宮城県	8月26日(水)	9月29日(火)	¥17,600	宮城県内の居住者、県内の店舗・事業所に勤務者、県内の学校に在籍する者に限る	
秋田県	8月26日(水)	9月29日(火)	¥17,600	受験申請の時点で秋田県に居住する方のみ申請を受け付ける	
山形県	8月26日(水)	9月29日(火)	¥17,600	受験申請の時点で山形県に居住する方のみ申請を受け付ける	
福島県	8月26日(水)	9月29日(火)	¥17,600	福島県内の居住者、県内の店舗・事業所に勤務者、県内の学校に在籍する者に限る	
茨城県	8月下旬に決定見込み				
栃木県	8月下旬頃に公表予定				
群馬県	未定				
埼玉県	12月20日(日)	令和3年1月29日(金)	¥15,000	埼玉県に居住する方のみ申請を受け付ける。都道府県をまたいで受験を控えてください。	
千葉県	12月20日(日)	令和3年1月29日(金)	¥14,000	受験申請の時点で千葉県に在住、在勤(在学)する方のみ申請を受け付ける	
東京都	12月20日(日)	令和3年1月29日(金)	¥13,600	受験申請の時点で東京都内に在住、在勤(在学)する方以外の受験は控えてください。	
神奈川県	未定			詳細決定次第ホームページに記載	
新潟県	8月頃公示予定		¥15,000		
富山県	9月2日(水)	10月16日(金)	¥15,000	願書提出の時点で富山県在住、在勤又は在学の者に限る	
石川県	9月2日(水)	10月16日(金)	¥15,000	石川県に居住する方のみ申請を受け付ける。	
福井県	8月30日(日)	10月2日(金)	¥13,000	福井県内に居住する者に限定	
山梨県	8月中旬から下旬公表予定				
長野県	8月下旬頃公示予定				
岐阜県	9月2日(水)	10月16日(金)	¥15,000	岐阜県内の居住者、県内の店舗・事業所に勤務者、県内の学校に在籍する者に限る	
静岡県	9月2日(水)	10月16日(金)	¥15,000	静岡県内に在住していることが確認できる者に限る	
愛知県	9月2日(水)	10月16日(金)	¥15,000	愛知県内の居住者、県内の店舗・事業所に勤務者、県内の学校に在籍する者に限る	
三重県	9月2日(水)	10月16日(金)	¥15,000	申請時点で三重県内の居住者、県内の店舗・事業所に勤務者、県内の学校に在籍する者に限る	
関西広域連合	滋賀県	8月30日(日)	10月2日(金)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る在住の各府県にて受験してください
	京都府	8月30日(日)	10月2日(金)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る在住の各府県にて受験してください
	大阪府	8月30日(日)	10月2日(金)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る在住の各府県にて受験してください
	兵庫県	8月30日(日)	10月2日(金)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る在住の各府県にて受験してください
	和歌山県	8月30日(日)	10月2日(金)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る在住の各府県にて受験してください
	徳島県	8月30日(日)	10月2日(金)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る在住の各府県にて受験してください
奈良県	令和3年1月10日(日)	記載なし	¥13,000	仮申込を受付し、その中から受験していただく方を次の方法で選定 ①仮申込時点で奈良県内に在住。 ②京都・大阪・和歌山に居住の方 ③三重県に居住の方で、かつ、勤務先又は通学先が奈良県内の方 ①の方優先に選定後、会場収容人数により②・③の方選定	
鳥取県	11月17日(火)	12月25日(金)	¥14,300	願書提出の時点で鳥取県在住者に限る	
島根県	11月17日(火)	12月25日(金)	¥14,000	願書提出の時点で島根県在住、在勤又は在学の者に限る	
岡山県	11月17日(火)	12月25日(金)	¥15,000	願書提出の時点で岡山県在住者に限る	
広島県	11月17日(火)	12月25日(金)	¥15,000	願書提出の時点で広島県在住者に限る	
山口県	11月17日(火)	12月25日(金)	¥14,110	願書提出の時点で山口県在住者に限る	
香川県	10月22日(木)	12月3日(木)	¥15,000	願書提出の時点で香川県在住、在勤又は在学の者に限る	
愛媛県	10月22日(木)	12月3日(木)	¥15,000	願書提出の時点で愛媛県在住者に限る	
高知県	10月22日(木)	12月3日(木)	¥15,000	願書提出の時点で高知県在住者に限る	
福岡県	12月13日(日)	詳細は8月中旬頃決定予定			
佐賀県	12月13日(日)	令和3年1月20日(水)	¥13,000	佐賀県内の居住者、県内の店舗・事業所に勤務者、県内の学校に在籍する者に限る	
長崎県	12月13日(日)	詳細は8月上旬頃決定予定			
熊本県	12月13日(日)	詳細は8月上旬頃決定予定			
大分県	12月13日(日)	詳細は8月上旬頃決定予定			
宮崎県	12月13日(日)	令和3年1月20日(水)	¥13,000	宮崎県内の居住者、県内の店舗・事業所に勤務者、県内の学校に在籍する者に限る	
鹿児島県	12月13日(日)	令和3年1月20日(水)	¥13,000	鹿児島県に居住する方のみ申請を受け付ける。都道府県をまたいで受験を控えてください。	
沖縄県	12月13日(日)	詳細は8月中旬頃決定予定			

※詳細は各都道府県にご確認ください。

## 協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

### ■ 「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。【資料：後頁4ページ分】

### ■ 「薬剤師賠償責任保険」ご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師(登録販売者)契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。【資料：後頁3ページ分】

### ■ 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

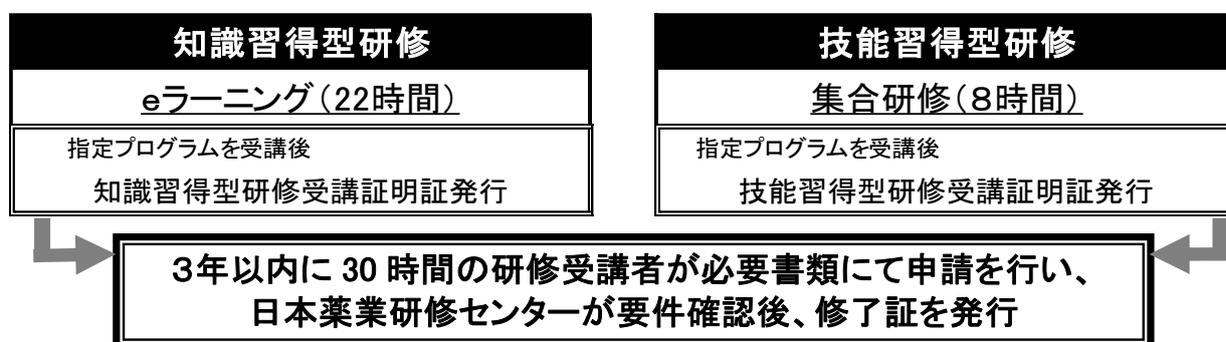
【資料 後頁1ページ分】

～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～  
**「健康サポート薬局研修」ご案内**

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、健康サポート薬局研修を実施しています。健康サポート薬局研修の技能習得型研修は、2017年3月からスタートし、全国各地で、研修を実施しています。受講者からのアンケートでは、「健康サポート薬局の基本的な機能・役割が良く理解できた」「地域包括ケアシステムや包括センターの具体的な取り組みについて学べる良い機会となった」「来局者への対応の様々なケースを想定しての講義とディスカッションは、とても勉強になった」との声が寄せられています。

地域の薬務課の方が来場し、講義を行う会場もありました。今後も、行政とも連携した健康サポート薬局研修を実施していくことを予定しています。

■研修概要



■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修

eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
<b>知識習得型研修</b>		<b>eラーニング</b>
①講座: 地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。 (PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。* ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座: 要指導医薬品等概説-1	8時間	
③講座: 要指導医薬品等概説-2		
④講座: 要指導医薬品等概説-3		
⑤講座: 健康食品、食品	2時間	
⑥講座: 禁煙支援	2時間	
⑦講座: 認知症対策	1時間	
⑧講座: 感染対策	2時間	
⑨講座: 衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座: 薬物乱用防止	1時間	
⑪講座: 公衆衛生	1時間	
⑫講座: 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座: コミュニケーション力の向上	1時間	

## 2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容		時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修			講義と演習(グループ討議形式)
I 研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修:	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。

ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。

## ■研修形式と受講料、入金時期

### 1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体で負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

### 2) 受講料と入金時期

(税込)

受講料と入金時期		協力団体会員価格 (申込:企業・団体一括、個人)			一般価格 (申込:企業・団体一括、個人)		
		A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期
★技能習得型	I・III	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	II	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型		1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金
計		6,000円	4,000円		10,000円	4,000円	

※JACDS会員企業に勤務の方、日本薬局協会の、日本女性薬局経営者の会に所属の方は、協利団体会員価格で受講いただけます。

★技能習得型研修受講料 I・IIIは、2講座あわせた金額です。どちらかのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

① **B研修を実施の企業・団体に所属している場合でも他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**

② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。

別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500円で作成し、郵送します。

③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。

知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。

技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。

B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター  
シャ)ニホンヤクギョウケンシュウセンター

## ■技能習得型研修開催予定

現在、以下の地区で受講者を募集しております。

この日程で申込を希望の方は、後頁の申込書に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

### 〔2020年技能習得型研修開催予定日程・地区〕

No.	開催日	地区	会場	研修時間
1	7/18(土)	東京都	MK 御茶ノ水ビル(文京区)	10時～19時
2	8/2(日)	長野県	諏訪市文化センター (諏訪市)	10時～19時
3	8/9(日)	東京都	スギ薬局薬事研修センター→ 会場変更予定	10時～19時
4	8/23(日)	愛知県	大府市または名古屋市にて開 催予定	10時～19時
5	9/13(日)	大阪府	スギ薬局グループ大阪 教育センター(大阪市)	10時～19時

●日程は、決定次第ホームページ( <http://www.yakken-ctr.jp/kensup/> )にアップします。  
●開催地区のご要望等ございましたら、ご連絡下さい。

※日程、会場、開催時間は変更になる場合があります。

## ■申込・受講の流れ

### 〔技能習得型研修〕

募集・申込
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。</li> <li>・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。</li> <li>・開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。</li> </ul>

研修の開催状況は研修センターのホームページ  
(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)でご案内します。

HPに掲載している申込書などからお申込み下さい。  
企業で申込の場合は、企業で取りまとめてお申込み下さい。

技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。

※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行って下さい。

受講開始
<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します(案内は、すべてメールで送信します)。</li> </ul>

### 〔知識習得型研修〕

受講申込・受講開始
<ul style="list-style-type: none"> <li>・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みができます。</li> <li>・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。</li> </ul>

知識習得型研修は、研修用のホームページ  
(セルメ・プラザ)でeラーニングの受講を行います。

申し込み・  
問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター <http://www.yakken-ctr.jp>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail:support@yakken-ctr.jp

<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/> (健康サポート薬局研修サイト)

FAX送信先：045-478-5461(日本薬業研修センター行)

## 「健康サポート薬局研修」 申込書

### ■企業申込

フリガナ 会社名								
フリガナ 担当者名				部署名 役職				
住 所	(〒 - )							
連絡先TEL				連絡先 F A X				
連絡先 E-mail								
No.	開催日	地 区	会 場	受講人数			知識習得型研修	
				I 研修	II 研修	III 研修	人数	開始希望月
1				名	名	名	名	
2				名	名	名	名	

受講希望人数を記入して下さい。

◆参加者一覧の送付方法等について、後ほど企業ご担当者様に、センターよりご連絡差し上げます。

### ■個人申込

フリガナ 氏名				薬剤師 登録番号				
住 所	(〒 - )							
所属店名				店舗所在 都道府県	都道 府県			
連絡先TEL				連絡先 F A X				
連絡先 E-mail								
開催日	地 区	会 場	希望講座(○印をつける)					
			I 研修	II 研修	III 研修			
月 日								

個人申込の方は、必ず所属先の都道府県をご記入下さい。

※各会場、30名以下の場合は開催を見合わせる場合があります。

受講者が確定できない場合は、参加枠の確保にも対応いたします。詳しくは事務局へご相談下さい。

問合せ先：日本薬業研修センター <http://yakken-ctr.jp>

電話 045-478-5453 Email : support@yakken-ctr.jp

※個人情報につきましては、日本薬業研修センターが厳重な管理体制の元で保管し、健康サポート薬局研修会実施の目的のみで使用します。企業申込の方は、登録の内容について企業担当者に連絡する場合がございます。

# 日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

## 当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

### ■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

### ■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故  
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

### ■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

## ご加入にあたって

### ◆ご加入いただける方

- 日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
  - ・契約者：日本チェーンドラッグストア協会
  - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）  
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

### ◆保険期間

- 2020年2月15日午後4時から2021年2月15日午後4時まで

### ◆保険適用地域

- 日本国内のみ

## 補償内容と保険料

### 【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分	支払限度額			免責金額 (1事故)
	1名	1事故	保険期間中	
業務危険		1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円	3万円
	対物		5,000万円	3万円
人格権侵害	業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額(1事故)3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額(1事故)3万円 ※支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一。(基本契約とは別に適応されます。)			
保険料(注)	<b>3,790円</b>			

### 【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害	※支払限度額は各タイプの業務危険の支払限度額と同額かつ共有となります。 免責金額は各タイプの業務危険の免責金額と同額(0円)となります。				
保険料(注)			<b>1,260円</b>	<b>1,420円</b>	<b>1,610円</b>

## 中途加入手続き

- ◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。
- ◆加入依頼書の送付先：  
〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F  
日本チェーンドラッグストア協会事務局（薬剤師賠償責任保険担当）
- ◆保険料を下記口座へお振込みください。  
振込先：（銀行名・支店名）三井住友銀行 新横浜支店  
（口座番号）普通口座 0406415  
（口座名義）日本チェーンドラッグストア協会

## 【中途加入保険料表】2020年

### ■薬局および店舗販売業契約(1店舗あたり保険料)

＜補償内容＞

業務危険:1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険:対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一。

(基本契約とは別に適用されます。)

＜年間保険料＞

3,790円

加入月数(ヶ月)	保険料(円)
11	3,470
10	3,170
9	2,850
8	2,520
7	2,210
6	1,910
5	1,580
4	1,270
3	950
2	640
1	330

### ■勤務薬剤師・勤務登録販売者契約(1名あたり保険料)

＜補償内容＞

Aタイプ:業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ:業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ:業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

＜年間保険料＞

Aタイプ:1,260円

Bタイプ:1,420円

Cタイプ:1,610円

加入月数(ヶ月)	保険料(円)		
	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
11	1,160	1,300	1,480
10	1,050	1,180	1,340
9	950	1,070	1,210
8	840	950	1,070
7	740	830	940
6	630	710	810
5	530	590	670
4	420	470	540
3	320	360	400
2	210	240	270
1	110	120	130

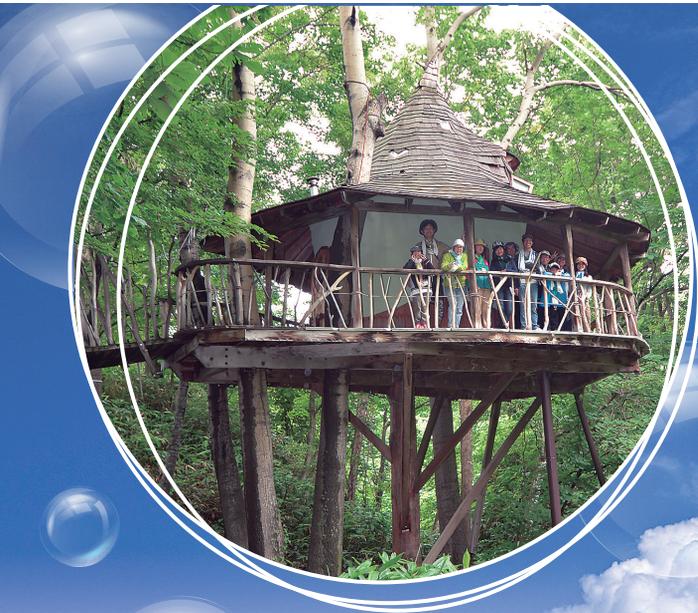
seriousfun camp

founded by paul newman



そらぷちキッズキャンプ  
北海道滝川市丸加高原

そらぷちキッズキャンプは、  
俳優の故ポールニューマンが設立した  
難病の子どもの国際的キャンプ団体  
シリアスファンチルドレンズネットワークの  
アジア(中東除く)で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付自然体験施設

# そらぷちキッズキャンプ。

現在、日本では約20万人の  
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい！と願う子どもたちの夢の実現のため、  
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、  
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や  
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。



加盟店舗に募金箱を  
設置しました。

日本チェーンドラッグストア協会はそらぷちキッズキャンプを応援しています

JACDS  
日本チェーンドラッグストア協会

日本チェーンドラッグストア協会  
<http://www.jacds.gr.jp/>

solaputi kids' camp  
a seriousfun camp  
founded by paul newman

公益財団法人 そらぷちキッズキャンプ  
<http://www.solaputi.jp/>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4 階  
TEL.045-474-1311 / FAX.045-474-2569 e-mail: sec@jacds.gr.jp

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1  
TEL.0125-75-3200 / FAX.0125-75-3211 e-mail: info@solaputi.jp

## 行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

中央官庁以外にも、JACDS 支部長が薬務課訪問を実施している複数の地方行政団体から周知のご案内をいただいています。ありがとうございます。掲載のタイミングでお名前が掲載出来ない際にはご容赦下さい。

### 【厚生労働省】

#### 1. 令和2年7月3日からの大雨による災害に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて

—医薬・生活衛生局総務課(7月6日) 宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、熊本県、熊本市

令和2年7月豪雨被災地における薬局、店舗販売業の各種届け出などに関する一時的な対応に関する周知依頼です。後頁の資料に目を通していただき、適切な対応をお願いします。【資料:後頁3ページ分あり】

#### 2. 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた登録販売者に対する研修及び既存配置販売業者の配置員の資質の向上に関する講習、研修等の実施方法について

—医薬・生活衛生局総務課(7月13日) 福島県、埼玉県、東京都、富山県、岐阜県、徳島県

登録販売者の資質向上研修に関する感染収束までの間の取扱いの周知です。後頁の資料に目を通していただき、適切な対応をお願いします。【資料:後頁2ページ分あり】

#### 3. 令和2年7月豪雨による災害に伴う診療録等の文書の保存に係る取扱いについて

—医薬・生活衛生局(7月22日) 埼玉県、横浜市

災害に被災した薬局、店舗販売業における文書の取扱いに関する周知です。後頁の資料に目を通していただき、適切な対応をお願いします。【資料:後頁8ページ分あり】

#### 4. 平成31年度「電波の植込み型医療機器及び在宅医療機器等への影響に関する調査等」報告書について

—医薬・生活衛生局医薬安全対策課長(7月27日) 埼玉県

熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的としての周知です。後頁の資料に目を通していただきますようお願いします。報告書は以下の URL よりダウンロード可能です。【資料:後頁3ページ分あり】

URL< <https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/ele/medical/h31.pdf> >

#### 5. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の交付について

—医薬・生活衛生局長(7月28日) 福島県、東京都、横浜市、石川県、三重県

改正法の施行に伴う政令の公布に関する周知です。後頁の資料に目を通していただき、適切な対応をお願いします。【資料:後頁60ページ分あり】

#### 6. 令和2年度「『見える』安全活動コンクール」の実施等について(協力依頼)

—労働基準局(7月29日)

事業場等の安全活動の活性化を目的とした活動の協力依頼です。後頁の資料に目を通していただき、可能な範囲で協力いただきますようお願いいたします。【資料:後頁6ページ分あり】

## 7. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴うモダフィニル製剤(モディオダール錠 100mg)の経過措置期間の延長について

—医薬・生活衛生局総務課長(7月30日) 埼玉県、千葉県、横浜市、徳島県

新型コロナウイルス感染症の影響により医師の登録の事務手続き等に遅延が生じているため、過措置期間を延長するとのことです。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。【資料:後頁2ページ分あり】

## 8. 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について

—労働基準局長(8月7日)

新型コロナウイルス感染症の感染再拡大を受け、最新の状況を踏まえた留意事項等を取りまとめたとのことです。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。【資料:後頁36ページ分あり】

## 9. 患者からの医薬品副作用報告に関する広報の周知について(協力依頼)

—医薬・生活衛生局医薬安全対策課長(8月7日) 埼玉県、横浜市、徳島県

患者からの医薬品副作用報告に関する協力依頼です。後頁の資料に目を通していただき、可能な範囲で協力いただきますようお願いいたします。【資料:後頁4ページ分あり】

## 10. 後発医薬品品質情報の発行について

—医薬・生活衛生局医薬品審査管理課(8月7日) 横浜市、徳島県

後発医薬品品質情報 No14 発行の案内です。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。PDFデータは以下のURLよりダウンロード可能です。

【資料:後頁1ページ分あり】

URL< <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000657456.pdf>>

## 【経済産業省】

### 11. ドラッグストア販売統計月報について —経済産業省(5月分)

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の5月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。【資料:後頁15ページ分あり】

## 【財務省】

### 12. 令和2年7月豪雨に伴う製造たばこの小売販売業の許可等の取扱いについて

—理財局長(7月17日)

被災されたたばこ小売販売業者に係る許可等の取り扱いに関する周知依頼がありました。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。【資料:後頁3ページ分あり】

**【総務省】****13. 令和2年国勢調査の実施について(依頼)** —統計局長(8月7日)

事務連絡No.20079 でもご案内の内容です。後頁の資料に目を通していただき、可能な範囲で協力いただきますようお願いいたします。【資料:後頁 30 ページ分あり】

**【栃木県】****14. 新型コロナウイルス感染予防等の多言語版パンフレットの配布について(依頼)**

—保健福祉部薬務課長(7月27日)

ダイレクトニュース 52 号でもご案内の内容です。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。言語版パンフレットは以下の URL からダウンロード可能です。【資料:後頁1ページ分あり】

URL<[http://www.pref.tochigi.lg.jp/f04/yobou\\_foreigners.html](http://www.pref.tochigi.lg.jp/f04/yobou_foreigners.html)>

**【団体】****15. 「令和元年度食品産業における取引慣行の実態調査報告書」について**

—一般社団法人食品産業センター(7月17日)

大規模小売店の優越的地位の濫用による不公正な取引が生じないようにするための実態調査です。後頁の資料に目を通していただきますようよろしくお願いいたします。報告書全文は以下の URL よりダウンロード可能です、【資料:後頁5ページ分あり】

URL<<https://www.shokusan.or.jp/publishing/3942/>>

事務連絡  
令和2年7月6日

各都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課

令和2年7月3日からの大雨による災害に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて

令和2年7月3日からの大雨による災害に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「施行規則」という。）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）に係る取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、お知らせします。

なお、これらの取扱いについては、被災地の医薬品等を確保するための一時的なものである旨、御留意願います。

## 記

- 1 薬局開設の許可、医薬品の販売業の許可、高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可、管理医療機器販売業又は貸与業の届出（法第4条、第24条第39条及び第39条の3）

薬局等の許可等薬局開設の許可、医薬品の販売業の許可、高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可を受けている又は管理医療機器販売業又は貸与業の届出を行っている店舗等（以下「薬局等」という。）が、令和2年7月3日からの大雨による災害により被災し、当該薬局等で業務を行うことができない場合、当該薬局等の復旧見込みがあつて、地域における医薬品供給等の対応を行う上で一時的に当該薬局等と近接する建物等に仮設の薬局又は店舗等（以下「仮設店舗」という。）を設置し、当該薬局等に係る業務を行うことは、所在地の都道府県知事等の判断により、薬局等の業務について保健衛生上支障を生じない範囲において認められること。

この場合、仮設店舗について薬局等の開設等の許可を新規に受けることは不要であり、別紙参考様式により一時的に仮設店舗で業務を行う旨、復旧に要す

る期間等について薬局等の開設者等に届け出させること。

なお、届出時期については、仮設店舗で業務を開始する前を原則とするが、状況を勘案し、業務開始後、速やかに届け出させることもやむを得ないこと。

## 2 管理者（法第7条、第28条及び第39条の2）

薬局等の管理者が令和2年7月3日からの大雨による災害の被災地に赴いて調剤等に従事する場合において、当該薬局等の開設者が、必要に応じて管理者以外の業務に従事する薬剤師等のうちから代行者を指定するとともに、薬局等の業務に係る責任を明確にするときは、当該薬局等における業務の継続に当たり、管理者の変更手続きを省略して差し支えないこと。

この場合、管理者が管理義務のある薬局等とは別の場所で調剤等の薬事に関する実務を行うことになるが、都道府県知事等による兼務許可がなくても、薬局等の開設者等において管理者が被災地で業務を行った場所、期間等を記録しておくことで差し支えないこと。

## 3 薬局、医薬品の販売業の届出（法第10条及び第38条並びに施行規則第16条）

令和2年7月3日からの大雨による災害により、一時的に薬局又は医薬品の販売業の営業時間を変更する場合や薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たりの勤務時間数を変更する場合は、変更の届出を省略して差し支えないこと。

この場合、薬局等の開設者等は当該変更事項がわかるように記録等を残しておくこと。

## 4 処方箋医薬品（法第49条）

令和2年7月3日からの大雨による災害の被災地の患者に対する処方箋医薬品の取扱いについては、平成26年3月28日付け薬食発第0318第4号厚生労働省医薬食品局長通知「薬局医薬品の取扱いについて」の第1の1の(2)①に示したとおり、法第49条第1項の規定における「正当な理由」に該当し、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、患者に対し、必要な処方箋医薬品を販売又は授与することが可能であること。

なお、薬剤服用歴、お薬手帳等を活用し、患者の服薬情報を確認するよう、努めること。

## 5 その他（薬剤師法第22条、薬剤師法施行規則第13条の3第1号）

薬剤師法第22条及び薬剤師法施行規則第13条の3第1号に規定しているとおり、被災地において、薬剤師が薬局で調剤できない場合、薬局以外の地方自治体の設置する避難所内の調剤所等で、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤しても差し支えないこと。

被災に伴う薬局等の届出

業 務 の 種 別		
許 可 番 号 及 び 年 月 日		
薬 局 等	名 称	
	所 在 地	
仮 店 舗 の 所 在 地		
仮 店 舗 の 構 造 設 備 の 概 要		別紙のとおり
届 出 の 理 由		
復 旧 に 要 す る 期 間		
備 考		

上記により、仮店舗で業務を行う届出をします。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



都道府県知事  
保健所設置市市長 殿  
特別区区长

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 当該薬局等と仮設店舗の位置関係がわかる配置図を添付すること。

事 務 連 絡  
令和 2 年 7 月 13 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた登録販売者に対する  
研修及び既存配置販売業者の配置員の資質の向上に関する講習、研  
修等の実施方法について

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止策に関しては、5月25日に緊急事態解除宣言がなされ、全国的には新規感染者数等が減少しているところですが、再び感染が大きく拡大する局面も見据え、引き続き慎重な対応を図っていくことが求められているところです。新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の一環としては、いわゆる「三つの密（①密閉空間②密集場所③密接場面）」が重なる状況を避けること等の注意喚起がなされております。

こうした状況を踏まえ、「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン」（「登録販売者に対する研修の実施について」（平成24年3月26日付け薬食総発0326第1号厚生労働省医薬食品局総務課長通知）別添。以下「ガイドライン」という。）及び「薬事法の一部を改正する法律附則第12条に規定する既存配置販売業者の配置員の資質の向上について」（平成21年3月31日付け薬食総発第03310001号厚生労働省医薬食品局総務課長通知。以下「既存配置販売業者研修通知」という。）における研修等について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、御了知の上、関係団体、関係業者等への周知方お願いします。

## 記

1. ガイドラインの3.(3)外部研修の形式及び既存配置販売業者研修通知の(4)講習、研修等の形式における研修等の形式については、新型コロナウイルス感染症の感染が収束するまでの間、感染予防の観点から、講義(集合研修)に代えて遠隔講座・通信講座による研修等を実施することにより、遠隔講座・通信講座による研修等の時間数が講義(集合研修)の時間数を超えても差し支えないこと。ただし、遠隔講座・通信講座により研修等を実施する場合であっても、研修等の内容等については、ガイドライン又は既存配置販売業者研修通知に掲げる事項を遵守した上で実施すること。
2. 1によらず、講義(集合研修)を実施する場合は、実施地域の感染状況を十分に踏まえ、「三つの密」が発生しない席配置、人と人との距離の確保、マスクの着用等、基本的な感染防止策を講じること。
3. 「登録販売者に対する外部研修の自主点検について」(平成29年8月24日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡)の別紙1及び別紙3についても、上記と同様の取扱いとすること。



事務連絡  
令和2年7月22日

各

都道府県医務主管課  
都道府県薬務主管課  
地方厚生(支)局医療課  
地方厚生(支)局医事課

御中

厚生労働省医政局  
医薬・生活衛生局  
保険局

令和2年7月豪雨による災害に伴う診療録等の文書の保存に係る取扱いについて

平素より厚生労働行政にご理解、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、令和2年7月豪雨による災害により、別紙に掲げる医師法(昭和23年法律第201号)第24条の診療録等の文書が滅失した場合の取扱いについては、別添「文書保存に係る取扱いについて(医療分野)」(平成23年3月31日付け厚生労働省医政局・医薬食品局・保険局事務連絡。以下「平成23年事務連絡」という。)における平成23年事務連絡別紙に掲げる文書についての取扱いと同様とするので、貴課におかれてはこれを御了知いただくとともに、必要に応じ、管下の市区町村(保健所設置市を含む。)、関係機関、関係団体及び医療機関等への周知をお願いいたします。

また、罹災の事実については、罹災証明書により確認されるべきものと思料しておりますので、あわせて御了知願います。

なお、滅失した文書の有無の確認や、本事務連絡に基づく対応については、直ちに実施を求めるものではなく、医療機関等の復旧作業に着手可能な状況になった段階で実施することとして差し支えないことを申し添えます。

以上

薬第392号



(別紙)

- ① 医師法(昭和23年法律第201号)第24条の診療録
- ② 歯科医師法(昭和23年法律第202号)第23条の診療録
- ③ 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第42条の助産録
- ④ 医療法(昭和23年法律第205号)第21条第1項第9号、第22条第2号及び第22条の2第3号の診療に関する諸記録、第22条の3第3号の診療及び臨床研究に関する諸記録並びに第22条第3号、第22条の2第4号及び第22条の3第4号の病院の管理及び運営に関する諸記録
- ⑤ 医療法第46条第2項の財産目録、第51条の4第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定されている書類、同条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定されている書類、同条第3項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定されている書類
- ⑥ 医療法第46条の3の6において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)第57条第2項に規定されている議事録及び同条第3項に規定されている議事録の写し、第46条の4の7において準用する法人法第193条第2項に規定されている議事録及び同条第3項に規定されている議事録の写し、第46条の7の2第1項において準用する法人法第97条第1項に規定されている議事録、第54条の7において読み替えて準用する会社法(平成17年法律第86号)第684条第1項に規定されている社会医療法人債原簿及び会社法第731条第2項に規定されている議事録並びに第58条の3第2項(第59条の2において準用する場合を含む。)及び同法第60条の4第2項(第61条の3において準用する場合を含む。)に規定されている書類
- ⑦ 覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)第18条第1項の譲渡証、第28条第1項の帳簿、第30条の10第1項の譲渡証、第30条の17第2項の帳簿
- ⑧ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第32条第1項の譲渡証、第38条第1項及び第39条第1項の帳簿並びに第50条の23第2項の記録
- ⑨ 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第19条の指示書
- ⑩ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律145号)第46条第1項の毒薬及び劇薬の譲渡に係る文書、第49条第2項の処方せん医薬品の販売等に係る帳簿、第68条の7第3項及び第4項の再生医療等製品に関する記録並びに第68条の22第3項及び第4項の特定生物由来製品に関する記録
- ⑪ 薬剤師法(昭和35年法律第146号)第27条の処方せん及び第28条の調剤録
- ⑫ 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29号)第11条の診療録、第12条の助産録、第14条の救急救命処置録及び第15条の指示書
- ⑬ 救急救命士法(平成3年法律第36号)第46条の救急救命処置録
- ⑭ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)第16条第1項の再生医療等に関する記録及び第45条の特定細胞加工物の製造に関する記録

- ⑮ 臨床研究法(平成 29 年法律第 16 号)第 12 条の記録
- ⑯ 医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 30 条の 21 及び第 30 条の 22 第 1 項の記録並びに第 30 条の 23 第 1 項及び第 2 項の帳簿
- ⑰ 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第 9 条の診療録等
- ⑱ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 16 号)第 6 条の調剤録及び処方箋
- ⑲ 臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和 33 年厚生省令第 24 号)第 12 条の 3 の書類
- ⑳ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和 36 年厚生省令第 1 号)第 13 条の薬局の管理に関する帳簿、第 14 条の医薬品の購入等に関する記録、第 145 条の店舗の管理に関する帳簿、第 146 条の医薬品の購入等に関する記録、第 149 条の 4 の区域の管理に関する帳簿、第 149 条の 5 の医薬品の購入等に関する記録、第 158 条の 3 の営業所の管理に関する帳簿、第 158 条の 4 の医薬品の購入等に関する記録
- ㉑ 歯科衛生士法施行規則(平成元年厚生省令第 46 号)第 18 条の歯科衛生士の業務記録
- ㉒ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 28 号)第 26 条の 12、第 34 条及び第 41 条第 2 項の記録
- ㉓ 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成 14 年厚生労働省令第 158 号)第 18 条の帳簿
- ㉔ 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 17 年厚生労働省令第 36 号)第 45 条、第 53 条及び第 61 条第 2 項の記録
- ㉕ 歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成 17 年厚生労働省令第 103 号)第 18 条の帳簿
- ㉖ 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 26 年厚生労働省令第 89 号)第 45 条、第 53 条及び第 61 条第 2 項の記録
- ㉗ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成 26 年厚生労働省令第 110 号)第 7 条第 8 号の代諾者の同意に関する記録及び代諾者と細胞提供者との関係についての記録、第 14 条第 2 項の代諾者の同意に関する記録及び代諾者と再生医療等を受ける者との関係についての記録、第 34 条第 3 項において保管を求める再生医療等提供計画、同意に係る文書及び特定細胞加工物概要書、第 67 条第 1 項の帳簿、第 71 条第 1 項の審査等業務の過程に関する記録及び同条第 2 項で保存を求める再生医療等提供計画並びに第 4 章に規定する文書及び記録
- ㉘ 臨床研究法施行規則(平成 30 年厚生労働省令第 17 号)第 37 条第 1 項及び同条第 2 項の記録、第 51 条第 2 項の代諾者の同意に関する記録及び代諾者と特定臨床研究の対象者との関係についての記録、第 53 条第 2 項各号に掲げる書類及び同条第 3 項の記録、第 62 条第 1 項の記録、第 83 条第 1 項の帳簿並びに第 85 条第 2 項及び第 3 項の文書

事務連絡  
平成23年3月31日

各  
〔  
都道府県医務主管課  
都道府県薬務主管課  
地方厚生（支）局医療課  
地方厚生（支）局医事課  
〕  
御中

厚生労働省医政局  
医薬食品局  
保険局

### 文書保存に係る取扱いについて（医療分野）

今般の東北地方太平洋沖地震の発生に伴う建物の破損等により、関係法令において診療を行った際に作成し、一定期間保存すべきとされている文書等が失われた事例が想定される。

こうした事例については以下のとおり取り扱うこととするので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方お願いする。

なお、滅失した文書の有無の確認及び本事務連絡に基づく対応については、直ちに実施することを求めるものではなく、医療機関等の復旧作業に着手可能な状況になった段階で実施することとして差し支えないことを申し添える。

### 記

#### 1. 震災により診療録等を滅失した場合の取扱い

- (1) 別紙に掲げる文書（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）等に基づき書面に代えて電磁的記録により保存を行うことができることとされて

いる文書については電磁的記録を含む。以下「診療録等」という。)については、関係法令に基づき、医療機関等における保存が義務づけられている。

診療録等について、医療機関等において適切な管理の下保存していたにもかかわらず、今般の震災によりやむを得ず滅失した場合（電磁的記録により保存を行っている医療機関等にあつては電磁的記録の出力が不可能となった場合を含む。以下同じ。）には、関係法令に基づく保存義務違反には当たらないものと解すること。

なお、診療録等の一部に限り滅失した場合には、滅失していない部分について、引き続き、関係法令に基づき、適切に保存を行うこと。

また、別紙⑤の文書については、当該文書の全部又は一部を滅失した場合、医療法人は、滅失した文書の写しを都道府県又は厚生労働省から取り寄せ、保存すること。ただし、今般の震災により都道府県又は厚生労働省においてやむを得ず当該写しを滅失した場合にあつてはこの限りでないこと。

- (2) 診療録等の全部又は一部を滅失した場合、医療機関等は、保存を行っていた場所、滅失した理由、滅失した文書の名称（一部を滅失した場合にはその範囲を含む。）等を記録した文書を作成し、保存すること。
- (3) 電磁的記録の出力が不可能となった磁気ディスク等については、個人情報流出等の疑いが生じることのないよう留意の上、廃棄すること。
- (4) 診療録等のうち、患者の身体状況、病状、治療等について作成された文書を滅失した場合は、医療法第1条の4第2項や「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年9月12日付け医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知の別添）の趣旨を踏まえ、患者が来診した際にその旨を適切に説明するなど、医療従事者等と患者等との信頼関係の構築に向けて取り組むよう努めること。

## 2. 診療録等の保存場所に係る取扱い

医療機関等の中には、「診療録等の保存を行う場所について」（平成14年医政発第0329003号・保発第0329001号厚生労働省医政局長・保険局長連名通知）において示された基準（以下「外部保存基準」という。）に従って、診療録等の外部保存（作成した医療機関等以外の場所におけ

る保存をいう。以下同じ。)を行っている施設もあるものと考えられる。

今般の震災に伴い、建物の破損等により、医療機関等において診療録等の保存を行う場所の確保、又は、外部保存基準を満たす施設の確保が困難となった場合には、以下の基準を満たした上で診療録等の外部保存（電気通信回線を通じて行うものを除く。）を行って差し支えないこと。ただし、医療機関等において診療録等の保存を行う場所の確保、又は、外部保存基準を満たす施設の確保が可能となった場合には、速やかに保存場所を変更すること。

なお、電気通信回線を通じて行う診療録等の外部保存については、通常どおり、外部保存基準を満たす必要があること。

- (1) 診療録等が診療の用に供するものであることにかんがみ、必要に応じて利用できる体制を確保しておくこと。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等を遵守する等により、患者のプライバシー保護に十分留意し、個人情報の保護が担保されること。
- (3) 外部保存は、診療録等の保存の義務を有する医療機関等の責任において行うこと。また、事故等が発生した場合における責任の所在を明確にしておくこと。

(別紙)

- ① 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 24 条の診療録
- ② 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 23 条の診療録
- ③ 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 42 条の助産録
- ④ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 21 条第 1 項第 9 号、第 22 条第 2 号及び第 22 条の 2 第 3 号の診療に関する諸記録並びに第 22 条第 3 号及び第 22 条の 2 第 4 号の病院の管理及び運営に関する諸記録
- ⑤ 医療法第 46 条第 2 項の財産目録、第 51 条の 2 第 1 項の事業報告書等、監事の監査報告書及び定款又は寄附行為並びに同条第 2 項の書類及び公認会計士等の監査報告書
- ⑥ 覚せい剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）第 28 条第 1 項の帳簿
- ⑦ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 32 条第 3 項の譲渡証、第 38 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の帳簿並びに第 50 条の 23 第 2 項の記録
- ⑧ 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）第 19 条の指示書
- ⑨ 薬事法（昭和 35 年法律 145 号）第 46 条第 1 項の毒薬及び劇薬の譲渡に係る文書、第 49 条第 2 項の処方せん医薬品の販売等に係る帳簿並びに第 68 条の 9 第 3 項の生物由来製品に関する記録
- ⑩ 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 27 条の処方せん及び第 28 条の調剤録
- ⑪ 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和 62 年法律第 29 号）第 11 条の診療録、第 12 条の助産録、第 14 条の救急救命処置録及び第 15 条の指示書
- ⑫ 救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）第 46 条の救急救命処置録
- ⑬ 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 21 及び第 30 条の 22 第 1 項の記録並びに第 30 条の 23 第 1 項及び第 2 項の帳簿
- ⑭ 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）第 9 条の診療録等
- ⑮ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第 6 条の調剤録及び処方せん
- ⑯ 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和 33 年厚生省令第 24 号）第 12 条の 3 の書類
- ⑰ 薬事法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 13 条の薬局の管理に関する帳簿、第 14 条の医薬品の譲受等に関する記録
- ⑱ 歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第 46 号）第 18 条の歯科衛

生士の業務記録

- ⑱ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）第 26 条の 12、第 34 条及び第 41 条第 2 項の記録
- ⑳ 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 158 号）第 18 条の帳簿
- ㉑ 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）第 45 条、第 53 条及び第 61 条第 2 項の記録
- ㉒ 歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 103 号）第 18 条の帳簿



医政安発 0727 第 1 号  
薬生安発 0727 第 1 号  
令和 2 年 7 月 27 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
( 公 印 省 略 )

総務省による平成 31 年度「電波の植込み型医療機器及び在宅医療機器等への  
影響に関する調査等」報告書について

今般、総務省により、平成 31 年度「電波の植込み型医療機器及び在宅医療機器等への影響に関する調査等」報告書（以下「報告書」という。）がとりまとめられ、その周知について別紙通知のとおり協力依頼がありました。

つきましては、報告書について、貴管下の医療機関及び製造販売業者等への周知をお願いいたします。

なお、報告書は総務省ウェブページ

(<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/seitai/chis/>) から入手可能であることを申し添えます。

薬第 393 号



総基環第 148 号

令和 2 年 7 月 21 日

厚生労働省医政局総務課

医療安全推進室長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局

医薬安全対策課長 殿

総務省総合通信基盤局電波部

電波環境課長

平成 31 年度「電波の植込み型医療機器及び在宅医療機器等への影響に関する調査等」  
報告書について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から情報通信行政に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

総務省では、各種の電波利用機器から発射される電波が植込み型医療機器等へ及ぼす影響について調査を実施しています。

この度、平成 31 年度「電波の植込み型医療機器及び在宅医療機器等への影響に関する調査等」報告書を取りまとめましたのでお知らせします。

本調査報告書では、携帯電話端末等から発射される電波が植込み型医療機器及び在宅医療機器へ及ぼす影響についての調査結果を取りまとめています。

携帯電話端末の電波による在宅医療機器への影響測定に関しては、平成 29 年度から 3 かに亘り実施されたところですが、一部の在宅医療機器について、携帯電話端末の電波発射強度や医療機器のセンサ感度を最大限にとるなどの最も厳しい条件で、携帯電話端末を当該医療機器に相当近づけた場合に電波の影響を受け、可逆的な（携帯電話端末を遠ざければ、機能が正常に復する）誤動作が起こった検証結果が報告されています。

また、報告書では、医療機器が電波の影響を避けるためには、医療機器の製造販売業者等から医療従事者に対して、具体的な推奨離隔距離などの充実した情報提供がなされるとともに、医療従事者を通じて患者、家族、介護者等にこれらの情報が確実に提供されることが重要とされています。

つきましては、医療機器の製造販売業者や医療機関等に対しまして、本調査報告書を周知していただくとともに、推奨離隔距離などについて医療従事者に十分な情報提供がなされるよう、特段の御配慮をよろしくお願いいたします。

敬具

添付文書

- ・別添 平成 31 年度「電波の植込み型医療機器及び在宅医療機器等への影響に関する調査等」報告書

なお、本調査報告書については、総務省のウェブページ  
(<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/seitai/chis/>) からもダウンロードができます。

薬生発0728第1号  
令和2年7月28日

各  $\left( \begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$  殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布について

昨年公布されました「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第63号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、本日、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」(令和2年政令第228号。以下「改正政令」という。)が別添のとおり公布されました。

改正の趣旨及び改正政令の主な内容については下記のとおりですので、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等へ周知徹底いただきますようお願いいたします。

## 記

### 第1 改正の趣旨

改正法の施行に伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令において、医療機器等の承認された事項についての変更計画の確認及び地域連携薬局等についての認定に係る手続等を定めるとともに、関係政令の整備を行うこと。

### 第2 改正政令の主な内容

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)の一部改正

- (1) 医療機器等変更計画確認手続制度の実施に必要な医療機器等変更計画確認台帳及び医療機器等適合性確認台帳の規定並びに医療機器等適合性確認の申請及び医療機器等適合性確認の結果の通知に係る規定を整備すること。
- (2) 地方薬事審議会に調査審議させる都道府県知事の権限に属する事務として地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定に係る事務を規定すること。また、これらの薬局に係る認定証の交付等の手続規定を薬局の開設許可手続の例により整備すること。
- (3) 外国製造医薬品等特例承認取得者に関する変更の届出手続について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が医薬品の承認のための審査を行うときは機構に届け出ることとすること（医療機器、再生医療等製品についても同様の改正を行うこと）。
- (4) 薬局製造販売医薬品について、薬剤師による継続的服薬指導義務の適用を除外するとともに、調剤室の外に陳列できることとすること。

## 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成 17 年政令第 91 号）の一部改正

改正法により、国又は機構が手数料を徴収する業務が追加されたことに伴い、医薬品及び医療機器等の条件付き承認の中間評価並びに医療機器等の変更計画の確認及び適合性確認につき新たな手数料の区分と額を定めること。

## 3 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成 16 年政令第 83 号）の一部改正

改正法により、新たに機構の業務に追加されたもののうち、手数料を徴収しない業務を定めること。

## 4 その他関係政令の一部改正

以下の政令について、所要の規定の整備を行うこと。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- ・ 特許法施行令（昭和 35 年政令第 16 号）
- ・ 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成 31 年政令第 72 号）
- ・ 厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）

## 第 3 施行期日

この政令は、改正法の施行の日（令和 2 年 9 月 1 日）から施行すること。ただし、第 2 1（2）については改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（令和 3 年 8 月 1 日）から施行すること。

政令第二百二十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条の三十五」を「第三十七条の三十九」に改める。

第十九条第一項中「第九項」を「第十三項」に改める。

第二十条第一項中「第六項」を「第七項」に、「同条第九項」を「同条第十三項」に改め、同条第二項中「第六項」を「第七項」に改める。

第二十一条中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

第二十二條第一項中「第十四條第六項（同條第九項）」を「第十四條第七項（同條第十三項）」に改める。

第二十三條中「第十四條第六項（同條第九項）」を「第十四條第七項（同條第十三項）」に、「及び第九項」を「及び第十三項」に改める。

第二十五條第一項中「第十四條第九項」を「第十四條第十三項」に、「第十四條第六項」を「第十四條第七項」に改め、同條第二項中「第十四條第九項」を「第十四條第十三項」に、「同條第六項」を「同條第七項」に、「第九項」を「第十三項」に改める。

第二十六條中「第十四條第十一項」を「第十四條第十五項」に改める。

第二十七條第一項中「若しくは第九項」を「若しくは第十三項」に、「及び法第十四條第五項（同條第九項）」を「並びに法第十四條第六項及び第十一項（これらの規定を同條第十三項）」に改め、同條第二項中「第十四條第六項（同條第九項）」を「第十四條第七項（同條第十三項）」に改め、「。以下この項において同じ」を削る。

第三十條の表第十四條第十一項の項中「第十四條第十一項」を「第十四條第十五項」に、「第九項」を「第十三項」に改め、同表第十四條の二第一項の項中「同條第五項及び第六項」を「同條第六項、第七項

及び第十一項」に、「同条第九項」を「同条第十三項」に、「第十四条の四第三項」を「第十四条の四第四項」に、「第十四条の四第五項」を「第十四条の四第六項」に改め、同表第十四条の二第三項の項中「同条第六項（同条第九項）」を「同条第七項若しくは第十一項（これらの規定を同条第十三項）」に改める。

第三十二条の表第十四条の二第一項の項中「同条第五項及び第六項」を「同条第六項、第七項及び第十一項」に、「同条第九項」を「同条第十三項」に改め、同表第十四条の二第三項の項中「同条第六項（同条第九項）」を「同条第七項若しくは第十一項（これらの規定を同条第十三項）」に改める。

第三十四条第一項中「、選任外国製造医薬品等製造販売業者（同項に規定する選任外国製造医薬品等製造販売業者をいう。以下同じ。）の住所地（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地）の都道府県知事を経由して」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 厚生労働大臣が法第十九条の二第五項において準用する法第十四条の二第一項の規定により機構に法第十九条の二第一項の承認のための審査を行わせることとした場合においては、同条第五項において準用する法第十四条の二第一項の政令で定める医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る外国製造医薬品等特例承認取得者についての前項の規定による届出は、同項の規定にかかわらず、機構に行わなければなら

ない。

第三十四条に次の一項を加える。

3 機構は、前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該届出の内容を厚生労働大臣に通知しなければならない。

第三十七条の十九中「第十一項」を「第十五項」に改める。

第三十七条の二十中「第六項」を「第七項」に、「同条第十一項」を「同条第十五項」に改める。

第三十七条の二十一中「第二十三条の二の五第六項」を「第二十三条の二の五第七項」に改める。

第三十七条の二十二第一項中「第二十三条の二の五第六項又は第八項」を「第二十三条の二の五第七項又は第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十五項」に改める。

第三十七条の二十三中「第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」を「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十五項」に改める。

第三十七条の二十五第一項中「第二十三条の二の五第十一項」を「第二十三条の二の五第十五項」に、「第二十三条の二の五第六項及び第八項」を「第二十三条の二の五第七項及び第九項」に改め、同条第二

項中「第二十三条の二の五第十一項」を「第二十三条の二の五第十五項」に、「同条第六項又は第八項」を「同条第七項又は第九項」に、「第十一項」を「第十五項」に、「同条第六項中」を「同条第七項中」に改める。

第三十七条の二十八中「第二十三条の二の五第十三項」を「第二十三条の二の五第十七項」に改める。

第三十七条の二十九第一号中「若しくは第十一項」を「若しくは第十五項」に、「第二十三条の二の五第五項（同条第十一項）」を「第二十三条の二の五第六項又は第十三項（これらの規定を同条第十五項）に改め、同条第二号中「第二十三条の二の五第六項及び第八項」を「第二十三条の二の五第七項及び第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十五項」に改める。

第三十七条の三十二の表第二十三条の二の五第十三項の項中「第二十三条の二の五第十三項」を「第二十三条の二の五第十七項」に、「第十一項」を「第十五項」に改め、同表第二十三条の二の七第一項の項中「同条第五項、第六項及び第八項」を「同条第六項、第七項、第九項及び第十三項」に、「同条第十一項において準用する場合を含む。」を「同条第十五項において準用する場合を含む。」並びに第二十三条の二の十の二第八項」に改め、同表第二十三条の二の七第三項の項中「同条第六項（同条第十一項）」を

「同条第七項若しくは第十三項（これらの規定を同条第十五項」に改める。

第四章第一節中第三十七条の三十五を第三十七条の三十九とする。

第三十七条の三十四第一項中「、選任外国製造医療機器等製造販売業者（法第二十三条の二の十七第四項に規定する選任外国製造医療機器等製造販売業者をいう。以下同じ。）の住所地（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地）の都道府県知事を経由して」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 厚生労働大臣が法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に法第二十三条の二の十七第一項の承認のための審査を行わせることとした場合においては、同条第五項において準用する法第二十三条の二の七第一項の政令で定める医療機器又は体外診断用医薬品に係る外国製造医療機器等特例承認取得者についての前項の規定による届出は、同項の規定にかかわらず、機構に行わなければならない。

第三十七条の三十四に次の一項を加える。

3 機構は、前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該届出の内容を厚生労働大臣に通知しなければならない。

第三十七条の三十四を第三十七条の三十八とし、第三十七条の三十三を第三十七条の三十七とし、第三十七條の三十二の次に次の四條を加える。

(医療機器等変更計画確認台帳)

第三十七条の三十三 厚生労働大臣は、法第二十三条の二の十の二第一項(法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。)の確認(以下「医療機器等変更計画確認」という。)に関する台帳を備えて準用する場合を含む。)の確認(以下「医療機器等適合性確認」という。)を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

2 厚生労働大臣が法第二十三条の二の十の二第九項(法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。)次条第三項において同じ。)の規定により機構に医療機器等変更計画確認を行わせることとした場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

(医療機器等適合性確認の申請等)

第三十七条の三十四 法第二十三条の二の十の二第三項(法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。)の確認(以下「医療機器等適合性確認」という。)を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に申請しなければならない。

2 厚生労働大臣は、医療機器等適合性確認に関する台帳を備え、厚生労働省令で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

3 厚生労働大臣が法第二十三条の二の十の二第九項の規定により機構に医療機器等適合性確認を行わせることとした場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

(機構による医療機器等変更計画確認及び医療機器等適合性確認の実施に関する技術的読替え)

第三十七条の三十五 法第二十三条の二の十の二第十項(法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。)の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>法の規定中読 み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第二十三条の 二の七第二項</p>	<p>前項</p>	<p>第二十三条の二の十の二第九項(第二 十三条の二の十九において準用する場 合を含む。次項において同じ。)</p>

<p>二の七第三項</p>	<p>第二十三条の 第一項</p>	<p>医療機器等審査等</p>	<p>に医療機器等審査等</p> <p>当該医療機器等審査等</p> <p>とする。この場合において、厚生労働大臣は、第二十三条の二の五の承認をするときは、機構が第五項の規定により通知する審査及び調査の結果を考慮しなければならぬ</p> <p>い</p>	<p>に第二十三条の二の十の二第一項及び第三項（これらの規定を第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の確認（以下「医療機器等変更計画確認等」という。）</p> <p>当該医療機器等変更計画確認等</p> <p>とする</p>
<p>医療機器等審査等</p>	<p>第二十三条の二の十の二第九項</p>	<p>医療機器等審査等</p>	<p>医療機器等変更計画確認等</p>	

<p>第二十三条の 二の七第五項</p>	<p>医療機器等審査等 行つたとき、又は前項の規定による届出を</p>	<p>医療機器等変更計画確認等 行つた</p>	<p>同項の政令で定める医療機器又は体外診断用医薬品について第二十三条の二の五の承認の申請者、同条第七項若しくは第十三項（これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。）の調査の申請者又は前条第三項の規定により基準適合証を返還する者</p> <p>審査、調査若しくは基準適合証の交付を受け、又は機構に基準適合証を返還しなければ</p> <p>医療機器等変更計画確認等の申請者</p> <p>同条第二項又は第四項（これらの規定を第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の調査を受けなければ</p>
--------------------------	---	-----------------------------	--

	<p>受理した</p> <p>結果又は届出の状況</p>	<p>第二十三条の二の七第六項</p>	<p>医療機器等審査等</p>	<p>第二十三条の二の十の二第五項</p>	<p>厚生労働大臣</p> <p>第一項の</p>		<p>第二十三条の二の五第二項第四号</p>
<p>結果</p>	<p>医療機器等変更計画確認等</p>	<p>機構</p>	<p>第一項（第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の</p>	<p>第一項各号</p>	<p>、第三項（第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）</p>	<p>第二十三条の二の五第二項第四号（第</p>	

二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）

（医療機器等適合性確認の結果の通知）

第三十七条の三十六 第八十条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が行つた法第二十三条の二第一項の許可に係る医療機器又は体外診断用医薬品の医療機器等適合性確認については、当該医療機器等適合性確認を行つた者は、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該許可を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

第三十八条中「第三項」を「第四項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第三十九条中「第二十三条の二の二十三第三項」を「第二十三条の二の二十三第四項」に改める。

第四十条中「第二十三条の二の二十三第三項又は第五項」を「第二十三条の二の二十三第四項又は第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第四十条の四第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第三項及び第五項」を「同条第四項及び第六項」に改め、同条第二項中「第二十三条の二の二十三第六項」を「第二十三条の二の二十三第七

項」に、「同条第三項又は第五項」を「同条第四項又は第六項」に、「第六項」を「第七項」に、「同条第三項中」を「同条第四項中」に改める。

第四十三条の三十二の表及び第四十三条の三十四の表中「第二十三条の二十七第五項」を「第二十三条の二十七第六項」に、「又は前項」を「第四項」に改め、「受理した」の下に「とき、又は前項の規定による報告を受けた」を加え、「又は届出の状況」を「届出の状況又は報告を受けた旨」に、「第二十三条の二十七第六項」を「第二十三条の二十七第七項」に改める。

第四十三条の三十五第一項中「、選任外国製造再生医療等製品製造販売業者（法第二十三条の三十七第四項に規定する選任外国製造再生医療等製品製造販売業者をいう。以下同じ。）の住所地（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地）の都道府県知事を経由して」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 厚生労働大臣が法第二十三条の三十七第五項において準用する法第二十三条の二十七第一項の規定により機構に法第二十三条の三十七第一項の承認のための審査を行わせることとした場合においては、同条第五項において準用する法第二十三条の二十七第一項の政令で定める再生医療等製品に係る外国製造再生医療等製品特例承認取得者についての前項の規定による届出は、同項の規定にかかわらず、機構に

行わなければならない。

第四十三条の三十五に次の一項を加える。

3 機構は、前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該届出の内容を厚生労働大臣に通知しなければならない。

第六十六条第一項中「第五項」を「第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第二項第二号中「第六十九条第四項」を「第六十九条第五項」に改める。

第七十二条第二項の表第二十二條第一項の項中「第十四條第六項（同条第九項）」を「第十四條第七項（同条第十三項）」に改める。

第七十三条の四第二項の表第三十七條の二十二第一項の項中「第二十三條の二の五第六項又は第八項」を「第二十三條の二の五第七項又は第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十五項」に改める。

第七十三条の七第二項を削り、同条第三項中「（前項において読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第七十四条第二項中「第五十六条」を「第五十五条の二（法第六十条及び第六十二条において準用する

場合を含む。）、第五十六条」に改める。

第七十四条の二第二項中「含む。）」の下に「、第五十五条の二（法第六十四条において準用する場合を含む。）」を加え、「第五号から第八号まで」を「第四号から第七号まで」に改める。

第七十四条の三第二項中「第五十五条第二項」の下に「、第五十五条の二」を加える。

第七十四条の四第一項中「並びに第三十六条の四第一項」を「、第三十六条の四第一項」に改め、「及び第四項」の下に「並びに第五十七条の二第二項」を、「。第九条第一項第二号」の下に「及び第五十七条の二第二項」を加え、「とする」を「と、法第五十七条の二第二項中「要指導医薬品」とあるのは「薬局製造販売医薬品、要指導医薬品」とする」に改め、同条第二項中「及び第三十六条の四第三項」を「並びに第三十六条の四第三項及び第五項」に改め、同条第四項中「第九項」を「第十三項」に改める。

第七十五条第九項中「第五号から第八号まで」を「第四号から第七号まで」に改める。

第七十七条中「。次条において同じ」を削る。

第七十八条中「治験の対象とされる薬物等」を「法第八十条の二第六項に規定する治験使用薬物等」に改める。

第八十条第一項第一号及び第二項第五号中「第九項及び第十項」を「第十三項及び第十四項」に改め、同項第七号中「第十四条第六項（同条第九項）」を「第十四条第七項（同条第十三項）」に改め、同号ハ中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同条第五項中「第二十一条第一項及び第二項並びに」を「第二十一条及び」に改め、同条第六項中「第二十三条の二の二十一第一項及び第二項」を「第二十三条の二の二十一」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第七項中「第二十三条の四十一第一項及び第二項並びに」を「第二十三条の四十一及び」に改める。

第八十一条第一項中「、第三十四条第一項及び同条第二項において読み替えて適用される同条第一項」、第三十七条の三十四第一項及び同条第二項において読み替えて適用される同条第一項」及び「、第四十三条の三十五第一項及び同条第二項において読み替えて適用される同条第一項」を削る。

第八十三条中「この政令」の下に「（前条を除く。）」を加える。

第二条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 薬局（第一条の三―第二条の二）」を

第三章 薬局（第二条―第二条の十四）」

に

、「第三章」を「第四章」に、「第四章」を「第五章」に、「第五章」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に、「第八章」を「第九章」に、「第九章」を「第十章」に、「第十章」を「第十一章」に、「第十一章」を「第十二章」に、「第十二章」を「第十三章」に、「第十三章」を「第十四章」に、「第十四章」を「第十五章」に改める。

第七十九条の二第三号中「第一条の三各号」を「第二条各号」に改める。

第八十三条中「この政令（）」の下に「第二条の七、第二条の八第二項、第二条の九第二項、第二条の十、第二条の十一第一項及び」を加え、「第一条の三」を「第一条の四」を「第二条の二」に、「以下この章」を「次条から第二条の六まで及び第二条の十三」に、「第一条の三各号」を「第二条各号」に、「第一条の三第一号」を「第二条第一号」に改める。

第十四章を第十五章とする。

第七十条第三号中「第一条の三各号」を「第二条各号」に改める。

第十三章を第十四章とする。

第六十六条の二第三号及び第六十七条の二第三号中「第一条の三各号」を「第二条各号」に改める。

第十二章を第十三章とし、第五章から第十一章までを一章ずつ繰り下げる。

第四十一条の二第三号中「第一条の三各号」を「第二条各号」に改める。

第四章を第五章とし、第三章を第四章とする。

第二章中第二条の二を第二条の十四とし、第二条を第二条の十三とし、第一条の八を第二条の六とし、

同条の次に次の六条を加える。

（地域連携薬局等の認定証の交付）

第二条の七 都道府県知事は、法第六条の二第一項又は第六条の三第一項の認定（以下この章において単に「認定」という。）をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定を申請した者に認定証を交付しなければならない。法第六条の二第四項又は第六条の三第五項の認定の更新（第二条の十ニにおいて単に「認定の更新」という。）をしたときも、同様とする。

（地域連携薬局等の認定証の書換え交付）

第二条の八 認定を受けた薬局開設者（以下この章において「認定薬局開設者」という。）は、前条の認定証（以下この章において単に「認定証」という。）の記載事項に変更を生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に認定証を添え、当該認定証を交付した都道府県知事に対して行わなければならない。

（地域連携薬局等の認定証の再交付）

第二条の九 認定薬局開設者は、認定証を破り、汚し、又は失つたときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定証を交付した都道府県知事に対して行わなければならない。この場合において、認定証を破り、又は汚した認定薬局開設者は、申請書にその認定証を添えなければならない。

3 認定薬局開設者は、認定証の再交付を受けた後、失つた認定証を発見したときは、直ちに、当該認定証を交付した都道府県知事に発見した認定証を返納しなければならない。

(地域連携薬局等の認定証の返納)

第二条の十 認定薬局開設者は、法第七十五条第四項若しくは第五項の規定による認定の取消処分を受けるとき、又は地域連携薬局若しくは専門医療機関連携薬局と称することをやめたときは、直ちに、厚生労働省令で定めるところにより、認定証を交付した都道府県知事に認定証を返納しなければならない。

(地域連携薬局等の認定台帳)

第二条の十一 都道府県知事は、認定に関する台帳を備え、厚生労働省令で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の保健所を設置する市の市長又は特別区の区長から、前項の台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

(情報の提供の求め)

第二条の十二 都道府県知事は、認定又は認定の更新を行うために必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に対し、当該市又は特別区の区域内に所在する薬局に関し必要な情報の提供を求めることができる。

第一条の七を第二条の五とし、第一条の六を第二条の四とし、第一条の五を第二条の三とする。

第一条の四中「以下この章」を「次条から第二条の六まで及び第二条の十三」に改め、同条を第二条の二とし、第一条の三を第二条とする。

第二章を第三章とし、第一章の次に次の一章を加える。

## 第二章 地方薬事審議会

第一条の三 法第三条第一項の政令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 法第六条の二第一項の都道府県知事の認定に係る事務
- 二 法第六条の三第一項の都道府県知事の認定に係る事務

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部改正)

第三条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号イ(1)中「第十四条の四第二項」を「第十四条の四第三項」に改め、同項第二号中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に改め、同条第二項中「同条第九項」を「同条第十三項」に改

め、同条の次に次の一条を加える。

(医薬品の条件付き承認の中間評価の申請に係る手数料の額)

第七条の二 法第七十八条第一項第八号に掲げる者(法第十四条第十一項(同条第十三項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。))及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。))の規定による調査を申請する者に限る。)が法第七十八条第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第一項第一号イ(1)又は(3)に掲げる医薬品についての調査 三十四万三千九百円

二 前条第一項第一号イ(2)又は(4)に掲げる医薬品についての調査 十万三百円

三 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品についての調査 二万六千七百円

2 前項(第三号に係る部分に限る。以下この項において同じ。))に規定する者が法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第十項(同条第十三項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。))及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。))の規定により提出した医薬品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。))の使用の成績等に関する

る資料につき、農林水産大臣が、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第十一項（同条第十三項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による調査を行うため、当該職員を、当該使用の成績等に関する調査を実施した施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額

二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

3 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第八条第一項及び第二項中「第十四条第六項（同条第九項）を「第十四条第七項（同条第十三項）に改める。」

第九条第二項中「第十四条の四第四項」を「第十四条の四第五項」に、「第十四条の四第三項」を「第十四条の四第四項」に改める。

第十二条第一項第二号中「第二十三条の二の五第十一項」を「第二十三条の二の五第十五項」に改め、同条第二項中「同条第十一項」を「同条第十五項」に改める。

第十三条第一項及び第二項中「第二十三条の二の五第六項又は第八項」を「第二十三条の二の五第七項又は第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十五項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の条件付き承認の中間評価の申請に係る手数料の額）

第十三条の二 法第七十八条第一項第十四号に掲げる者（法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の五第十三項（同条第十五項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。））の規定による調査を含む。）及び法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による調査を申請する者に限る。）が法第七十八条第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、二万六千七百円とする。

2 前項に規定する者が法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の五第十二項（同条第十五項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。））及び法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出した医療機器（専ら動物のた

めに使用されることが目的とされているものに限る。）又は体外診断用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。）の使用の成績等に関する資料につき、農林水産大臣が、

法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の五第十三項（同条第十五項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による調査を行うため、当該職員を、当該使用の成績等に関する調査を実施した施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額

二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

3 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第十四条の次に次の二条を加える。

（医療機器及び体外診断用医薬品の承認された事項に係る変更計画の確認に係る手数料の額）

第十四条の二 法第七十八条第一項第十五号の二に掲げる者（法第二十三条の二の十の二第一項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の確認を受けようとする者に限る。）が法第七十八条第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 医療機器についての確認（次号に掲げるものを除く。） イからヌまでに掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれイからヌまでに定める額

イ 第十二条第一項一号イ(1)に掲げる医療機器 九万五千円

ロ 第十二条第一項一号イ(2)に掲げる医療機器 九万五千円

ハ 第十二条第一項一号イ(3)に掲げる医療機器 九万五千円

ニ 第十二条第一項一号イ(4)に掲げる医療機器 九万五千円

ホ 第十二条第一項一号イ(5)に掲げる医療機器 二万八千四百円

ヘ 第十二条第一項一号イ(6)に掲げる医療機器 二万八千四百円

ト 第十二条第一項一号イ(7)に掲げる医療機器 二万八千四百円

チ 第十二条第一項第一号イ(8)に掲げる医療機器 二万八千四百円

リ 第十二条第一項第一号イ(9)に掲げる医療機器 二万八千四百円

又 専ら動物のために使用されることが目的とされている医療機器 二万六千七百円

二 医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）についての確認（製造所の変更その他の厚生労働省令で定める変更のみについて確認の対象とされるものに限る。）

二万八千四百円

三 体外診断用医薬品についての確認（次号に掲げるものを除く。）イからトまでに掲げる体外診断用医薬品の区分に応じ、それぞれイからトまでに定める額

イ 第十二条第一項第一号ロ(1)に掲げる体外診断用医薬品 二万三千五百円

ロ 第十二条第一項第一号ロ(2)に掲げる体外診断用医薬品 四万二千八百円

ハ 第十二条第一項第一号ロ(3)に掲げる体外診断用医薬品 四万二千八百円

ニ 第十二条第一項第一号ロ(4)に掲げる体外診断用医薬品 二万三千五百円

ホ 第十二条第一項第一号ロ(5)に掲げる体外診断用医薬品 二万三千五百円

へ 第十二条第一項第一号ロ(6)に掲げる体外診断用医薬品 二万三千五百円

ト 専ら動物のために使用されることが目的とされている体外診断用医薬品 二万六千七百円

四 体外診断用医薬品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)についての確認(製造所の変更その他の厚生労働省令で定める変更のみについて確認の対象とされるものに限る。) 二万三千五百円

(動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の承認された事項に係る変更計画の適合性確認に係る手数料の額)

第十四条の三 法第七十八条第一項第十五号の二に掲げる者(法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の十の二第三項(法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む)の確認を受けようとする者に限る。)が法第七十八条第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、一万二千百円とする。

2 前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の二第三項(法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。)の確認につき、農林水産大臣

が、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の十の二第四項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の規定による実地の調査を行うため、当該職員を、当該調査を行う施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額

二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

3 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十二条第一項第二号中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に改め、同条第二項中「第十四条第五項（同条第九項）」を「第十四条第六項（同条第十三項）」に改め、同項第二号中「第十四条第九項」を「第十四条第五項（同条第九項）」を「第十四条第六項（同条第十三項）」に改め、同項第二号口中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に改め、同号口(1)及び(2)中「又は(10)」を「、(10)又は(13)」に改め、同号口(3)及び(4)中「又は(11)」を「、(11)又は(14)」に改め、同号口

(5)及び(6)中「第七条第一項第二号イ(13)、(14)又は(17)」を「第七条第一項第二号イ(17)」に改め、同条第五項中「第十四条第六項(同条第九項)」を「第十四条第七項(同条第十三項)」に改め、同項第一号及び第二号中「第九項」を「第十三項」に改め、同項第三号中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同条第六項第一号中「第九項」を「第十三項」に改め、同項第二号中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「第十四条の四第五項」を「第十四条の四第六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第十四条の四第三項」を「第十四条の四第四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第九項」を「第十三項」に、「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 機構が法第十四条の二第一項(法第十九条の二第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定により行う法第十四条第十一項(同条第十三項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。))及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定による調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第十四条第十一項（同条第十三項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による調査（次号及び第三号に掲げる調査を除く。） イからニまでに掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 第七条の二第一項第一号の医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの 四百九十八万七千四百円

ロ 第七条の二第一項第一号の医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの 四百十二万七千八百円

ハ 第七条の二第一項第二号の医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの 四十九万八千七百円

ニ 第七条の二第一項第二号の医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの 四十一万二千七百円

二 法第十四条第十一項（同条第十三項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による書面による調査（以下この号において「調査」という。） イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる調査以外の調査 四百二十二万四千百円

ロ 第七条の二第一項第一号の医薬品に係る調査を受ける者が、当該調査に係る医薬品と有効成分及びその配合割合、投与経路、効能、効果並びに用量が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る調査を受けようとする場合における当該医薬品についての調査 百四十万九千四百円

三 法第十四条第十一項（同条第十三項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による実地の調査（以下この号において「調査」という。） イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に係る調査 (1)又は(2)に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

- (1) 当該試験を実施した施設が国内にある場合の調査 三百二十五万八千三百円
- (2) 当該試験を実施した施設が外国にある場合の調査 三百六十万六千二百円

ロ イに掲げる調査以外の調査 (1)から(4)までに掲げる調査の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める額

(1) 当該調査の対象となる施設が国内にある場合の調査であつて、(2)に掲げる調査以外のもの 三  
百四十六万五千二百円

(2) 第七条の二第一項第一号の医薬品に係る調査を受ける者が、当該調査に係る医薬品と有効成分及びその配合割合、投与経路、効能、効果並びに用量が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る調査を受けようとする場合における当該医薬品についての調査（当該調査の対象となる施設が国内にある場合に限る。） 百十八万八千九百円

(3) 当該調査の対象となる施設が外国にある場合の調査であつて、(4)に掲げる調査以外のもの 三  
百八十万六千九百円

(4) 第七条の二第一項第一号の医薬品に係る調査を受ける者が、当該調査に係る医薬品と有効成分及びその配合割合、投与経路、効能、効果並びに用量が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る調査を受けようとする場合における当該医薬品についての調査（当該調査の対象となる施設が外国にある場合に限る。） 百二

十二万円

9 前項に規定する者に係る同項に規定する調査につき、機構が、当該調査を行うため、当該職員を、外国にある施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における同項に規定する者に係る法第七十条第二項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、機構職員の旅費相当額を加算した額とする。

第三十三条第一項第二号中「第二十三条の二の五第十一項」を「第二十三条の二の五第十五項」に改め、同条第二項中「第二十三条の二の五第五項（同条第十一項）を「第二十三条の二の五第六項（同条第十五項）」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の五第十一項」を「第二十三条の二の五第十五項」に改め、同条第四項中「第二十三条の二の五第五項（同条第十一項）を「第二十三条の二の五第六項（同条第十五項）」に改め、同条第五項中「第二十三条の二の五第六項又は第八項」を「第二十三条の二の五第七項又は第九項」に、同条第十一項」を「同条第十五項」に改め、「次項」の下に「及び第三十四条の二」を加え、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第八項」を「第二十三条の二の五第九項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の五第十一項（」を「第二十三条の二の五第十五項（」に改め、同号イ中「第二十

三条の二の五第十一項」を「第二十三条の二の五第十五項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項第三号中「第二十三条の二の五第六項」を「第二十三条の二の五第七項」に改め、同号イ中「第二十三条の二の五第八項」を「第二十三条の二の五第九項」に改め、同条第六項中「第二十三条の二の五第六項又は第八項」を「第二十三条の二の五第七項又は第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十五項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第八項」を「第二十三条の二の五第九項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の五第十一項（）」を「第二十三条の二の五第十五項（）」に改め、同号イ中「第二十三条の二の五第十一項」を「第二十三条の二の五第十五項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項第三号中「第二十三条の二の五第六項」を「第二十三条の二の五第七項」に改め、同号イ中「第二十三条の二の五第八項」を「第二十三条の二の五第九項」に改め、同条第七項中「第二十三条の二の五第六項又は第八項」を「第二十三条の二の五第七項又は第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十五項」に改め、同項第二号中「いう」の下に「。第三十四条の二第四項第二号において同じ」を加え、同条第八項中「第二十三条の二の五第六項又は第八項」を「第二十三条の二の五第七項又は第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十五項」に改め、「又は体外診断用医薬品」を削り、同条第十項中「第二十三条の

二の五第六項又は第八項」を「第二十三条の二の五第七項又は第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十五項」に改め、同条第十一項中「（令第七十三条の七第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削る。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（機構による医療機器及び体外診断用医薬品の承認された事項に係る変更計画の確認等に係る手数料の額）

第三十四条の二 機構が法第二十三条の二の十の二第九項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の規定により行う法第二十三条の二の十の二第一項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の確認を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 医療機器についての確認（次号に掲げるものを除く。） イからリまでに掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれイからリまでに定める額

イ 第十四条の二第一号イに掲げる医療機器 八百二十二万四千三百円

- ロ 第十四条の二第一号ロに掲げる医療機器 四百六十九万五千八百円
- ハ 第十四条の二第一号ハに掲げる医療機器 五百八十六万九千七百円
- ニ 第十四条の二第一号ニに掲げる医療機器 二百八十二万七千三百円
- ホ 第十四条の二第一号ホに掲げる医療機器 二十七万六千三百円
- ヘ 第十四条の二第一号ヘに掲げる医療機器 二十二万四百円
- ト 第十四条の二第一号トに掲げる医療機器 百五十万百円
- チ 第十四条の二第一号チに掲げる医療機器 百十二万二千九百円
- リ 第十四条の二第一号リに掲げる医療機器 九十万千百円
- 二 医療機器についての第十四条の二第二号に掲げる確認 十八万二千二百円
- 三 体外診断用医薬品についての確認（次号に掲げるものを除く。）イからへまでに掲げる体外診断用医薬品の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める額
- イ 第十四条の二第三号イに掲げる体外診断用医薬品 三万三千四百円
- ロ 第十四条の二第三号ロ又はホに掲げる体外診断用医薬品（特定の医薬品又は再生医療等製品とと

もに使用することとされているものであつて、法第二十三条の二の五第三項の規定によりその申請書に当該医薬品又は再生医療等製品の臨床試験の試験成績に関する資料を添付することとされているものに限る。） 百九十九万六千六百円

ハ 第十四条の二第三号ロ又はホに掲げる体外診断用医薬品（ロに掲げるものを除く。） 百四万八千二百円

ニ 第十四条の二第三号ハ又はへに掲げる体外診断用医薬品（特定の医薬品又は再生医療等製品とともに使用することとされているものであつて、法第二十三条の二の五第三項の規定によりその申請書に当該医薬品又は再生医療等製品の臨床試験の試験成績に関する資料を添付することとされているものに限る。） 百万七千二百円

ホ 第十四条の二第三号ハ又はへに掲げる体外診断用医薬品（ニに掲げるものを除く。） 二十九万五千六百円

へ 第十四条の二第三号ニに掲げる体外診断用医薬品 二十九万五千六百円

四 体外診断用医薬品についての第十四条の二第四号に掲げる確認 十五万六千六百円

2 機構が法第二十三条の二の十の二第九項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）

の規定により行う法第二十三条の二の十の二第三項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の確認を受けようとする者（第二種医療機器製造販売業者を除く。）が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 五万四百円に、イからニまでに掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の区分に応じそれぞれイからニまでに定める額を加算した額

イ 生物由来製品（ニに掲げるものを除く。） 十四万五千六百円

ロ 特定高度管理医療機器（イに掲げるものを除く。） 十三万四千円

ハ 医療機器（イ及びロに掲げるものを除く。） 十二万七千八百円

ニ 体外診断用医薬品 九万三千二百円

二 イからホまでに掲げる製造所又は製造所以外の施設の区分に応じそれぞれイからホまでに定める額  
に、当該確認に係る製造所又は製造所以外の施設の数を乗じて得た額の合計額

イ 当該医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程のうち設計をする製造所（登録対象製造所に該当

するものに限る。) 六万四千四百円

ロ 当該医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程のうち組立てその他の厚生労働省令で定めるものをする製造所(登録対象製造所に該当するものに限る。) 八万七千七百円

ハ 当該医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程のうち滅菌をする製造所(登録対象製造所に該当するものに限る。) 七万五千九百円

ニ 登録対象製造所(イからハまでに掲げるものを除く。) 七万五千八百円

ホ 製造所(イからニまでに掲げるものを除く。)又は医療機器若しくは体外診断用医薬品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合(他に委託して行った場合を含む。)の当該施設 七万五千九百円

3 機構が法第二十三条の二の十の二第九項(法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。)の規定により行う法第二十三条の二の十の二第三項(法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。)の確認を受けようとする者(第二種医療機器製造販売業者に限る。)が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 五万四百円に、イ又はロに掲げる医療機器の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額を加算した額
- イ 生物由来製品 十四万五千六百円
- ロ 医療機器（イに掲げるもの及び既承認医療機器と構造、使用方法、効果又は性能が明らかに異なる医療機器（イに掲げるものを除く。）を除く。） 八万九千四百円
- 二 イからホまでに掲げる製造所又は製造所以外の施設の区分に応じそれぞれイからホまでに定める額に、当該確認に係る製造所又は製造所以外の施設の数を乗じて得た額の合計額
- イ 当該医療機器の製造工程のうち設計をする製造所（登録対象製造所に該当するものに限る。）  
四万五千円
- ロ 当該医療機器の製造工程のうち組立てその他の厚生労働省令で定めるものをする製造所（登録対象製造所に該当するものに限る。） 六万千三百円
- ハ 当該医療機器の製造工程のうち滅菌をする製造所（登録対象製造所に該当するものに限る。）  
五万三千百円
- ニ 登録対象製造所（イからハまでに掲げるものを除く。） 五万三千円

ホ 製造所（イからニまでに掲げるものを除く。）又は医療機器の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）の当該施設 五万三千百円

4 機構が法第二十三条の二の二第九項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の規定により行う法第二十三条の二の二第三項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の確認に係る医療機器又は体外診断用医薬品が次の各号に掲げる条件のいずれかに該当する場合における第二項に規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、第二項の規定にかかわらず、同項に定める額に、四万七千五百円にその該当する条件の数を乗じて得た額を加算した額とする。

一 当該医療機器又は体外診断用医薬品が電気その他のエネルギーを利用するものであって、その直径が三ミリメートル以下であり、かつ、その部品の直径が一ミリメートル以下であるとき。

二 当該医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程においてナノ材料を使用するとき。

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める場合に該当するとき。

5 機構が法第二十三条の二の十の二第九項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）

の規定により行う法第二十三条の二の十の二第三項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の確認に係る医療機器が前項各号に掲げる条件のいずれかに該当する場合における第三項に規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、第三項の規定にかかわらず、同項に定める額に、三万三千二百円にその該当する条件の数を乗じて得た額を加算した額とする。

6 第二項から前項までに規定する者に係る第二項から前項までに規定する確認につき、機構が、当該確認を行うため、当該職員を、製造所又は製造所以外の施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における第二項から前項までに規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、第二項から前項までに定める額に、次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

一 国内にある製造所又は製造所以外の施設についての確認 二十一万二千四百円に、機構職員の旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

二 外国にある製造所又は製造所以外の施設についての確認 次に掲げる額の合計額

イ 機構職員の旅費相当額

ロ 十七万九千五百円に、機構職員の旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

7 第二項から前項までに規定する者が同時に二以上の品目について法第二十三条の二の十の二第三項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の確認を受けようとする場合における第二項から前項までに規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、第二項から前項までに定める額から、これらの品目についての第二項第一号イからニまでに掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の区分及び当該確認に係る製造所又は製造所以外の施設の重複の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額を減じた額とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）の項第一号中「、第三十四条第一項及び同条第二項において読み替えて適用される同条第一項」、「第三十七条の三十四第一項及び同条第二項において読み替えて適用される同条第一項」及び「第四十三条の三十五第一項及び同条第二項において読み替えて適用される同条第一項」を削る。

(特許法施行令の一部改正)

第五条 特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号イ中「同条第九項」を「同条第十三項」に改め、同号ロ中「同条第十一項」を「同条第十五項」に改め、同号ハ中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部改正)

第六条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令(平成十六年政令第八十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号を次のように改める。

三 医薬品医療機器等法第二十三条の二の七第一項(医薬品医療機器等法第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定による調査(医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第十三項(同条第十五項(医薬品医療機器等法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。))及び医薬品医療機器等法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。))の規定による調査に限る。)

第一条中第十三号を第十七号とし、第十二号を第十六号とし、第十一号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 医薬品医療機器等法第二十三条の三十八第二項の届出の受理

第一条中第十号を第十三号とし、第九号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 医薬品医療機器等法第二十三条の二の十八第二項の届出の受理

第一条中第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 医薬品医療機器等法第二十三条の二の二第二十一項の届出の受理

第一条第七号の次に次の一号を加える。

八 医薬品医療機器等法第十九条の三第二項の届出の受理

(特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正)

第七条 特定複合観光施設区域整備法施行令(平成三十一年政令第七十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十一号及び第二項第十二号中「第二十五号」を「第二十七号」に、「第二十六号」を「第二十八号」に、「第二十三号及び第二十四号」を「第二十五号及び第二十六号」に改める。

(厚生労働省組織令の一部改正)

第八条 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第三号中「関すること」の下に「(医薬・生活衛生局の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第五十一条第六号中「希少疾病用医薬品」の下に「、先駆的医薬品及び特定用途医薬品」を加える。

第五十二条第七号中「希少疾病用再生医療等製品」の下に「、先駆的医薬品(体外診断用医薬品に限る

。)、先駆的医療機器及び先駆的再生医療等製品並びに特定用途医薬品(体外診断用医薬品に限る。)、特定用途医療機器及び特定用途再生医療等製品」を加える。

第五十四条中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 医薬品等及び医療機器等の輸入の確認に関すること。

## 附 則

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法

律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年八月一日）から施行する。

## 理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令において、医療機器等の承認された事項についての変更計画の確認及び地域連携薬局等についての認定に係る手続等を定めるとともに、関係政令の整備を行う必要があるからである。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年七月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条の三十五」を「第三十七条の三十九」に改める。

第十九条第一項中「第九項」を「第十三項」に改める。

第二十条第一項中「第六項」を「第七項」に、「同条第九項」を「同条第十三項」に改め、同条第二項中「第六項」を「第七項」に改める。

第二十一条中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

第二十二条第一項中「第十四条第六項（同条第九項）」を「第十四条第七項（同条第十三項）」に改める。

第二十三条中「第十四条第六項（同条第九項）」を「第十四条第七項（同条第十三項）」に、「及び第九項」を「及び第十三項」に改める。

第二十五条第一項中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に、「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同条第二項中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「第九項」を「第十三項」に改める。

第二十六条中「第十四条第十一項」を「第十四条第十五項」に改める。

第二十七条第一項中「若しくは第九項」を「若しくは第十三項」に、「及び第十四条第五項（同条第九項）」を「並びに第十四条第六項及び第十一項（これらの規定を同条第十三項）に改め、同条第二項中「第十四条第六項（同条第九項）」を「第十四条第七項（同条第十三項）」に改め、以下この項において同じ」を削る。

第三十条の表第十四条第十一項の項中「第十四条第十一項」を「第十四条第十五項」に、「第九項」を「第十三項」に改め、同表第十四条の二第一項の項中「同条第五項及び第六項」を「同条第六項、第七項及び第十一項」に、「同条第九項」を「同条第十三項」に、「第十四条の四第三項」を「第十四条の四第四項」に、「第十四条の四第五項」を「第十四条の四第六項」に改め、同表第十四条の二第三項の項中「同条第六項（同条第九項）」を「同条第七項若しくは第十一項（これらの規定を同条第十三項）に改める。

第三十二条の表第十四条の二第二項の項中「同条第五項及び第六項」を「同条第六項、第七項及び第十一項」に、「同条第九項」を「同条第十三項」に改め、同表第十四条の二第三項の項中「同条第六項（同条第九項）」を「同条第七項若しくは第十一項（これらの規定を同条第十三項）に改める。第三十四条第一項中、「選任外国製造医薬品等製造販売業者（同項に規定する選任外国製造医薬品等製造販売業者をいう。以下同じ。の住所（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地）の都道府県知事を経由して」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 厚生労働大臣が法第十九条の二第五項において準用する法第十四条の二第一項の規定により機構に法第十九条の二第一項の承認のための審査を行わせることとした場合においては、同条第五項において準用する法第十四条の二第一項の政令で定める医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る外国製造医薬品等特例承認取得者についての前項の規定による届出は、同項の規定にかかわらず、機構に行わなければならない。

第三十四条に次の一項を加える。

3 機構は、前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該届出の内容を厚生労働大臣に通知しなければならない。

第三十七条の十九中「第十一項」を「第十五項」に改める。

第三十七条の二十中「第六項」を「第七項」に、「同条第十一項」を「同条第十五項」に改める。

第三十七条の二十一中「第二十三条の二の五第六項」を「第二十三条の二の五第七項」に改める。

第三十七条の二十二第一項中「第二十三条の二の五第六項又は第八項」を「第二十三条の二の五第七項又は第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十五項」に改める。

第三十七条の二十三中「第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」を「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十五項」に改める。

第三十七条の二十五第一項中「第二十三条の二の五第五項」を「第二十三条の二の五第十五項」に、「第二十三条の二の五第六項及び第八項」を「第二十三条の二の五第七項及び第九項」に改め、同条第二項中「第二十三条の二の五第十一項」を「第二十三条の二の五第十五項」に、「同条第六項又は第八項」を「同条第七項又は第九項」に、「第十一項」を「第十五項」に、「同条第六項中」を「同条第七項中」に改める。

第三十七条の二十八中「第二十三条の二の五第十三項」を「第二十三条の二の五第十七項」に改める。

第三十七条の二十九第一号中「若しくは第十一項」を「若しくは第十五項」に、「第二十三条の二の五第五項（同条第十一項）」を「第二十三条の二の五第六項又は第十三項（これらの規定を同条第十五項）に改め、同条第二号中「第二十三条の二の五第六項及び第八項」を「第二十三条の二の五第七項及び第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十五項」に改める。

第三十七条の三十二の表第二十三条の二の五第十三項の項中「第二十三条の二の五第十三項」を「第二十三条の二の五第十七項」に、「第十一項」を「第十五項」に改め、同表第二十三号の二の七第一項の項中「同条第五項、第六項及び第八項」を「同条第六項、第七項、第九項及び第十三項」に、「同条第十一項において準用する場合を含む」を「同条第十五項において準用する場合を含む」に、「同条第十三条の二の十の二第八項」に改め、同表第二十三号の二の七第三項の項中「同条第六項（同条第十一項）」を「同条第七項若しくは第十三項（これらの規定を同条第十五項）」に改める。

第四章第一節第三十七条の三十五を第三十七条の三十九とする。

第三十七条の三十四第一項中、「選任外国製造医療機器等製造販売業者（法第二十三条の二の十七第四項に規定する選任外国製造医療機器等製造販売業者をいう。以下同じ。）の住所地（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地）の都道府県知事を経由して」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 厚生労働大臣が法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に法第二十三条の二の十七第一項の承認のための審査を行わせることとした場合においては、同条第五項において準用する法第二十三条の二の七第一項の政令で定める医療機器又は体外診断用医薬品に係る外国製造医療機器等特例承認取得者についての前項の規定による届出は、同項の規定にかかわらず、機構に行わなければならない。

第三十七条の三十四に次の一項を加える。

3 機構は、前項の規定による届出を受領したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該届出の内容を厚生労働大臣に通知しなければならない。

第三十七条の三十四を第三十七条の三十八とし、第三十七条の三十三を第三十七条の三十七とし、第三十七条の三十二の次に次の四条を加える。

（医療機器等変更計画確認台帳）

第三十七条の三十三 厚生労働大臣は、法第二十三条の二の十の第二項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の確認（以下「医療機器等変更計画確認」という。）に関する台帳を備え、厚生労働省令で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

2 厚生労働大臣が法第二十三条の二の十の第二項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）次条第三項において同じ。）の規定により機構に医療機器等変更計画確認を行わせることとした場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

（医療機器等適合性確認の申請等）

第三十七条の三十四 法第二十三条の二の十の第三項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の確認（以下「医療機器等適合性確認」という。）を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に申請しなければならない。

2 厚生労働大臣は、医療機器等適合性確認に関する台帳を備え、厚生労働省令で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

3 厚生労働大臣が法第二十三条の二の十の第二項の規定により機構に医療機器等適合性確認を行わせることとした場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

（機構による医療機器等変更計画確認及び医療機器等適合性確認の実施に関する技術的読替え）

第三十七条の三十五 法第二十三条の二の十の第二項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十三条の二の七第二項	前項 に医療機器等審査等	第二十三条の二の十の第九項（第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）次項において同じ。）
当該医療機器等審査等	当該医療機器等変更計画確認等	第三項（これらの規定を第二項及び第二の十九において準用する場合を含む。）の確認（以下「医療機器等変更計画確認」という。）

とする。この場合において、厚生労働大臣は、第二十三条の二の五の承認をするときは、機構が第二項の承認により通知する審査及び調査の結果を考慮しなければならない。

第二十三条の二の十の第九項  
医療機器等変更計画確認等

第一項  
医療機器等審査等

同項の政令で定める医療機器又は体外診断用医薬品について第二十三条の二の五の承認の申請者、同条第七項若しくは第十三項（これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。）の調査の申請者又は前条第三項の規定により基準適合証を返還する者

審査、調査若しくは基準適合証の交付を受け、又は機構に基準適合証を返還しなければならない

医療機器等審査等

行つたとき、又は前項の規定による届出を受領した

結果又は届出の状況

医療機器等審査等

厚生労働大臣

第一項の

同項各号

、第三項（第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の

第二十三条の二の五第二項第四号（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）

第三十七条の三十六 第八十条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が行つた法第二十三条の二の十の許可に係る医療機器又は体外診断用医薬品の医療機器等適合性確認については、当該医療機器等適合性確認を行つた者は、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該許可を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

第三十八条中「第三項」を「第四項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第三十九条中「第二十三条の二の二十三第三項」を「第二十三条の二の二十三第四項」に改める。

第四十条中「第二十三条の二の二十三第三項又は第五項」を「第二十三条の二の二十三第四項又は第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第四十条の四第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第三項及び第五項」を「同条第四項及び第六項」に改め、同条第二項中「第二十三条の二の二十三第六項」を「第二十三条の二の二十三第七項」に、「同条第三項又は第五項」を「同条第四項又は第六項」に、「第六項」を「第七項」に、「同条第三項中」を「同条第四項中」に改める。

第四十条の三十二の表及び第四十条の三十四の表中「第二十三条の二十七第五項」を「第二十三条の二十七第六項」に、「又は前項」を「第四項」に改め、「受理した」の下に「とき、又は前項の規定による報告を受けた」を加え、「又は届出の状況」を「届出の状況又は報告を受けた旨」に、「第二十三条の二十七第六項」を「第二十三条の二十七第七項」に改める。

第四十三条の三十五第一項中「選任外国製造再生医療等製品製造販売業者（法第二十三条の三十七第四項に規定する選任外国製造再生医療等製品製造販売業者をいう。以下同じ）の住所地（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地）の都道府県知事を経由して」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 厚生労働大臣が法第二十三条の三十七第五項において準用する法第二十三条の二十七第一項の規定により機構に法第二十三条の三十七第一項の承認のための審査を行わせることとした場合においては、同条第五項において準用する法第二十三条の二十七第一項の政令で定める再生医療等製品に係る外国製造再生医療等製品特例承認取得者についての前項の規定による届出は、同項の規定にかかわらず、機構に行わなければならない。

第四十三条の三十五に次の一項を加える。

3 機構は、前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該届出の内容を厚生労働大臣に通知しなければならない。

第六十六条第一項中「第五項」を「第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第二項第二号中「第六十九第四項」を「第六十九第五項」に改める。

第七十二条第二項の表第二十二条第一項の項中「第十四条第六項（同条第九項）を「第十四条第七項（同条第十三項）に改める。

第七十三条の四第二項の表第三十七條の二十二第一項の項中「第二十三条の二の五第六項又は第八項」を「第二十三条の二の五第七項又は第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十五項」に改める。

第七十三条の七第二項を削り、同条第三項中（前項において読み替えて適用される場合を含む。）を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第七十四条第二項中「第五十六条」を「第五十五条の二（法第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む）、第五十六条」に改める。

第七十四条の二第二項中「含む。」の下に、「第五十五条の二（法第六十四条において準用する場合を含む）」を加え、「第五号から第八号まで」を「第四号から第七号まで」に改める。

第七十四条の三第二項中「第五十五条第二項」の下に、「第五十五条の二」を加える。

第七十四条の四第一項中「並びに第三十六条の四第一項」を「第三十六条の四第一項に改め、及び第四項の下に「並びに第五十七條の二第二項」を、「第九条第一項第二号」の下に「及び第五十七條の二第二項」を加え、「とする」を「と、法第五十七條の二第二項中「要指導医薬品」とあるのは「薬局製造販売医薬品、要指導医薬品」とする」に改め、同条第二項中「及び第三十六条の四第三項」を「並びに第三十六条の四第三項及び第五項」に改め、同条第四項中「第九項」を「第十三項」に改める。

第七十五条第九項中「第五号から第八号まで」を「第四号から第七号まで」に改める。

第七十七条中「次条において同じ」を削る。

第七十八条中「治験の対象とされる薬物等」を「法第八十条の二第六項に規定する治験使用薬物等」に改める。

第八十条第一項第一号及び第二項第五号中「第九項及び第十項」を「第十三項及び第十四項」に改め、同項第七号中「第十四条第六項（同条第九項）を「第十四条第七項（同条第十三項）に改め、同号八中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同条第五項中「第二十一条第一項及び第二項並びに」を「第二十一条及び」に改め、同条第六項中「第二十三条の二の二十一第一項及び第二項」を「第二十三条の二の二十一」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第七項中「第二十三条の四十一第一項及び第二項並びに」を「第二十三条の四十一及び」に改める。

第八十一条第一項中「第三十四条第一項及び同条第二項において読み替えて適用される同条第一項」及び「第三十七条の三十四第一項及び同条第二項において読み替えて適用される同条第一項」及び「第四十三条の三十五第一項及び同条第二項において読み替えて適用される同条第一項」を削る。

第八十三条中「この政令」の下に「前条を除く。」を加える。

第二条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 薬局（第一条の三―第二条の二）」を「第二章 地方薬事審議会（第一条の三）に、「第三章」を「第四章」に、「第四章」を「第五章」に、「第五章」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に、「第八章」を「第九章」に、「第九章」を「第十章」に、「第十章」を「第十一章」に、「第十一章」を「第十二章」に、「第十二章」を「第十三章」に、「第十三章」を「第十四章」に、「第十四章」を「第十五章」に改める。

第七十九条の二第三号中「第一条の三各号」を「第二条各号」に改める。

第八十三条中「この政令」の下に「第二条の七、第二条の八第二項、第二条の九第二項、第二条の十、第二条の十一第一項及び」を加え、「第一条の三」を「第二条」に、「第一条の四」を「第二条の二」に、「以下この章」を「次条から第二条の六まで及び第二条の十三」に、「第一条の三各号」を「第二条各号」に、「第一条の三第一号」を「第二条第一号」に改める。

第十四章を第十五章とする。

第七十条第三号中「第一条の三各号」を「第二条各号」に改める。

第十三章を第十四章とする。

第六十六条の二第三号及び第六十七条の二第三号中「第一条の三各号」を「第二条各号」に改める。

第十二章を第十三章とし、第五章から第十一章までを一章ずつ繰り下げる。

第四十一条の二第三号中「第一条の三各号」を「第二条各号」に改める。

第四章を第五章とし、第三章を第四章とする。

第二章中第二条の二を第二条の十四とし、第二条を第二条の十三とし、第一条の八を第二条の六とし、同条の次に次の六条を加える。

（地域連携薬局等の認定証の交付）

第二条の七 都道府県知事は、法第六条の二第一項又は第六条の三第一項の認定（以下この章において単に「認定」という。）をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定を申請した者に認定証を交付しなければならない。法第六条の二第四項又は第六条の三第五項の認定の更新（第二条の十二において単に「認定の更新」という。）をしたときも、同様とする。

（地域連携薬局等の認定証の書換え交付）

第二条の八 認定を受けた薬局開設者（以下この章において「認定薬局開設者」という。）は、前条の認定証（以下この章において単に「認定証」という。）の記載事項に変更を生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に認定証を添え、当該認定証を交付した都道府県知事に対して行わなければならない。

(地域連携薬局等の認定証の再交付)  
**第二条の九** 認定薬局開設者は、認定証を破り、汚し、又は失つたときは、その再交付を申請することができない。

2 前項の規定による申請は、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定証を交付した都道府県知事に対して行わなければならない。この場合において、認定証を破り、又は汚した認定薬局開設者は、申請書にその認定証を添えなければならない。

3 認定薬局開設者は、認定証の再交付を受けた後、失つた認定証を発見したときは、直ちに、当該認定証を交付した都道府県知事に発見した認定証を返納しなければならない。

(地域連携薬局等の認定証の返納)  
**第二条の十** 認定薬局開設者は、法第七十五条第四項若しくは第五項の規定による認定の取消処分を受けたとき、又は地域連携薬局若しくは専門医療機関連携薬局と称することをやめたときは、直ちに、厚生労働省令で定めるところにより、認定証を交付した都道府県知事に認定証を返納しなければならない。

(地域連携薬局等の認定台帳)  
**第二条の十一** 都道府県知事は、認定に関する台帳を備え、厚生労働省令で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の保健所を設置する市の市長又は特別区の区長から、前項の台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。  
 (情報の提供の求め)  
**第二条の十二** 都道府県知事は、認定又は認定の更新を行うために必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に対し、当該市又は特別区の区域内に所在する薬局に関し必要な情報の提供を求めることができる。

第一条の七を第二条の五とし、第一条の六を第二条の四とし、第一条の五を第二条の三とする。  
 第一条の四中「以下この章」を「次条から第二条の六まで及び第二条の十三」に改め、同条を第二条の二とし、第一条の三を第二条とする。  
 第二章を第三章とし、第一章の次に次の一章を加える。

**第二章 地方薬事審議会**

**第一条の三** 法第三条第一項の政令で定める事務は、次のとおりとする。

一 法第六条の二第一項の都道府県知事の認定に係る事務

二 法第六条の三第一項の都道府県知事の認定に係る事務

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部改正)  
**第三条** 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号イ(1)中「第十四条の四第三項」を「第十四条の四第三項」に改め、同項第二号中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に改め、同条第二項中「同条第九項」を「同条第十三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(医薬品の条件付き承認の中間評価の申請に係る手数料の額)

**第七条の二** 法第七十八条第一項第八号に掲げる者(法第十四条第十一項(同条第十三項(法第十九条の二第五項)において準用する場合を含む。))及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む)の規定による調査を申請する者に限る。が法第七十八条第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前条第一項第一号イ(1)又は(3)に掲げる医薬品についての調査 三十四万三千九百円
- 二 前条第一項第一号イ(2)又は(4)に掲げる医薬品についての調査 十万三百円
- 三 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品についての調査 二万六千七百円

2 前項(第三号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)に規定する者が法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第十項(同条第十三項(法第十九条の二第五項)において準用する場合を含む。))及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む)の規定

により提出した医薬品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。)の使用の成績等に関する資料につき、農林水産大臣が、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第十一項(同条第十三項(法第十九条の二第五項)において準用する場合を含む。))及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む)の規定による調査を行うため、当該職員を、当該使用の成績等に関する調査を実施した施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額

二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

3 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第八条第一項及び第二項中「第十四条第六項(同条第九項)」を「第十四条第七項(同条第十三項)に改める。

第九条第二項中「第十四条の四第四項」を「第十四条の四第五項」に、「第十四条の四第三項」を「第十四条の四第四項」に改める。

第十二条第二項中「第二十三条の二の五第十一項」を「第二十三条の二の五第十五項」に改め、同条第二項中「同条第十一項」を「同条第十五項」に改める。

第十三条第一項及び第二項中「第二十三条の二の五第六項又は第八項」を「第二十三条の二の五第七項又は第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十五項」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
 (動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の条件付き承認の中間評価の申請に係る手数料の額)

**第十三条の二** 法第七十八条第一項第十四号に掲げる者(法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の五第十三項(同条第十五項(法第二十三条の二の五第五項)において準用する場合を含む。))及び法第二十三条の二の五第五項において準用する場合を含む)の規定による調査を申請する者に限る。が法第七十八条第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、二万六千七百円とする。

2 前項に規定する者が法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の五第十二項(同条第十五項(法第二十三条の二の五第五項)において準用する場合を含む。))及び法第二十三条の二の五第五項において準用する場合を含む)の規定により提出した医療機器(専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。))又は体外診断用医薬品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。))の使用の成績等に関する資料につき、農林水産大臣が、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の五第十三項(同条第十五項(法第二十三条の二の五第五項)において準用する場合を含む。))及び法第二十三条の二の五第五項において準用する場合を含む)の規定による調査を行うため、当該職員を、当該使用の成績等に関する調査を実施した施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額

二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

3 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第十四条の次に次の二条を加える。

(医療機器及び体外診断用医薬品の承認された事項に係る変更計画の確認に係る手数料の額)

**第十四条の二** 法第七十八条第一項第十五号の二に掲げる者(法第二十三条の二の十の二第一項(法第二十三条の二の十九)において準用する場合を含む。))の確認を受けようとする者に限る。が法第七十八条第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 医療機器についての確認(次号に掲げるものを除く) イから又までに掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれイから又までに定める額
  - イ 第十二条第一項第一号イ(1)に掲げる医療機器 九万五千円
  - ロ 第十二条第一項第一号イ(2)に掲げる医療機器 九万五千円
  - ハ 第十二条第一項第一号イ(3)に掲げる医療機器 九万五千円
  - ニ 第十二条第一項第一号イ(4)に掲げる医療機器 九万五千円
  - ホ 第十二条第一項第一号イ(5)に掲げる医療機器 二万八千四百円
  - ヘ 第十二条第一項第一号イ(6)に掲げる医療機器 二万八千四百円
  - ト 第十二条第一項第一号イ(7)に掲げる医療機器 二万八千四百円
  - チ 第十二条第一項第一号イ(8)に掲げる医療機器 二万八千四百円
  - リ 第十二条第一項第一号イ(9)に掲げる医療機器 二万八千四百円
- 二 専ら動物のために使用されることが目的とされている医療機器 二万六千七百円
- 三 体外診断用医薬品についての確認(次号に掲げるものを除く) イからトまでに掲げる体外診断用医薬品の区分に応じ、それぞれイからトまでに定める額
  - イ 第十二条第一項第一号ロ(1)に掲げる体外診断用医薬品 二万三千五百円
  - ロ 第十二条第一項第一号ロ(2)に掲げる体外診断用医薬品 四万二千八百円
  - ハ 第十二条第一項第一号ロ(3)に掲げる体外診断用医薬品 二万二千八百円
  - ニ 第十二条第一項第一号ロ(4)に掲げる体外診断用医薬品 四万三千五百円
  - ホ 第十二条第一項第一号ロ(5)に掲げる体外診断用医薬品 二万三千五百円
  - ヘ 第十二条第一項第一号ロ(6)に掲げる体外診断用医薬品 二万三千五百円
- 四 体外診断用医薬品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く)についての確認(製造所の変更その他の厚生労働省令で定める変更のみについて確認の対象とされるものに限る) 二万三千五百円

(動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の承認された事項に係る変更計画の適合性確認に係る手数料の額)

第十四条之三 法第七十八条第一項第十五号の二に掲げる者(法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の十の二第三項(法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む)の確認を受けようとする者に限る)が法第七十八条第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、一万二千円とする。

2 前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の十の二第三項(法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む)の確認につき、農林水産大臣が、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の十の二第四項(法第二十三条の十九において準用する場合を含む)の規定による実地の調査を行うため、当該職員を、当該調査を行う施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
- 二 八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
- 三 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。
- 第十四条第二項第二号中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に改め、同条第二項中「第十四条第五項(同条第九項)」を「第十四条第六項(同条第十三項)」に改め、同条第四項中「第十四条第五項(同条第九項)」を「第十四条第六項(同条第十三項)」に改め、同項第二号ロ中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」

に改め、同号ロ(1)及び(2)中「又は(10)」を「(10)又は(13)」に改め、同号ロ(3)及び(4)中「又は(11)」を「(11)又は(14)」に改め、同号ロ(5)及び(6)中「第七条第一項第二号イ(13)、(14)又は(17)」を「第七条第一項第二号イ(17)」に改め、同条第五項中「第十四条第六項(同条第九項)」を「第十四条第七項(同条第十三項)」に改め、同条第一号及び第二号中「第九項」を「第十三項」に改め、同条第三号中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同条第六項第一号中「第九項」を「第十三項」に改め、同条第二号中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「第十四条の四第五項」を「第十四条の四第六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第十四条の四第三項」を「第十四条の四第四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第九項」を「第十三項」に改め、同条第十四条第六項を「第十四条第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

- 8 機構が法第十四条の二第二項(法第十九条の二第五項及び第六項において準用する場合を含む)の規定により行う法第十四条第十一項(同条第十三項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む)及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む)の規定による調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - 一 法第十四条第十一項(同条第十三項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む)及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む)の規定による調査(次号及び第三号に掲げる調査を除く) イから二までに掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれイから二までに定める額
    - イ 第七号の二第一項第一号の医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの 四百九十八万七千四百円
    - ロ 第七号の二第一項第一号の医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの 四百一十二万七千八百円
    - ハ 第七号の二第一項第二号の医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの 四十九万八千七百円
    - ニ 第七号の二第一項第二号の医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの 四十一万二千七百円
  - 二 法第十四条第十一項(同条第十三項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む)及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む)の規定による調査(以下この号において「調査」という) イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
    - イ ロに掲げる調査以外の調査 四百二十二万四千四百円
    - ロ 第七条の二第一項第一号の医薬品に係る調査を受ける者が、当該調査に係る医薬品と有効成分及びその配合割合、投与経路、効能、効果並びに用量が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る調査を受けようとする場合における当該医薬品についての調査 百四十万九千四百円

三 法第十四条第十一項(同条第十三項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む)及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む)の規定による実地の調査(以下この号において「調査」という) イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に係る調査 (1)又は(2)に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

- (1) 当該試験を実施した施設が国内にある場合の調査 三百二十五万八千三百円
- (2) 当該試験を実施した施設が外国にある場合の調査 三百六十万六千二百円
- ロ イに掲げる調査以外の調査 (1)から(4)までに掲げる調査の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める額
- (1) 当該調査の対象となる施設が国内にある場合の調査であつて、(2)に掲げる調査以外のもの 三百四十六万五千二百円

(2) 第七条の二第一項第一号の医薬品に係る調査を受ける者が、当該調査に係る医薬品と有効成分及びその配合割合、投与経路、効能、効果並びに用量が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る調査を受けようとする場合における当該医薬品についての調査（当該調査の対象となる施設が国内にある場合に限る。） 百八十八万八千九百円

(3) 当該調査の対象となる施設が外国にある場合の調査であつて、(4)に掲げる調査以外のもの 三百八十八万六千九百円

(4) 第七条の二第二項第一号の医薬品に係る調査を受ける者が、当該調査に係る医薬品と有効成分及びその配合割合、投与経路、効能、効果並びに用量が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る調査を受けようとする場合における当該医薬品についての調査（当該調査の対象となる施設が外国にある場合に限る。） 百二十二万円

9 前項に規定する者に係る同項に規定する調査につき、機構が、当該調査を行うため、当該職員を、外国にある施設の所在地出張させる必要があると認める場合における同項に規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、機構職員の旅費相当額を加算した額とする。

第三十三条第一項第二号中「第二十三条の二の五第五項」を「第二十三条の二の五第五項」に改め、同条第二号中「第二十三条の二の五第五項」を「第二十三条の二の五第六項（同条第十五項）」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の五第五項」を「第二十三条の二の五第六項（同条第十五項）」に改め、同条第四号中「第二十三条の二の五第五項（同条第十五項）」を「第二十三条の二の五第六項（同条第十五項）」に改め、同条第五号中「第二十三条の二の五第六項又は第八項」を「第二十三条の二の五第七項又は第九項」に改め、同条第十一項を「同条第十五項」に改め、「次項」の下に「及び第三十四条の二」を加え、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第八項」を「第二十三条の二の五第九項」に改め、同項第二号イ中「第二十三条の二の五第十一項」を「第二十三条の二の五第十五項」に改め、同号イ中「第二十三条の二の五第十一項」を「第二十三条の二の五第十五項」に改め、同号イ中「第二十三条の二の五第十一項」を「第二十三条の二の五第十五項」に改め、同条第九項を「同条第十一項」に改め、同条第十号中「第二十三条の二の五第八項」を「第二十三条の二の五第九項」に改め、同条第十一項を「同条第十五項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第八項」を「第二十三条の二の五第九項」に改め、同項第二号イ中「第二十三条の二の五第九項」に改め、同項第二号中「いう」の下に「第三十四条の二第四項第二号において同じ」を加え、同条第八項中「第二十三条の二の五第六項又は第八項」を「第二十三条の二の五第七項又は第九項」に改め、同条第十一項を「同条第十五項」に改め、又は体外診断用医薬品を削り、同条第十号中「第二十三条の二の五第六項又は第八項」を「第二十三条の二の五第七項又は第九項」に改め、同条第十一項中「令第七十三条の七第二項の規定により読み替へて適用される場合を含む。」を削る。

第三十四条の次に次の一条を加える。  
 (機構による医療機器及び体外診断用医薬品の承認された事項に係る変更計画の確認等に係る手数料の額)

第三十四条の二 機構が法第二十三条の二の第九項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の規定により行う法第二十三条の二の第二項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の確認を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 医療機器についての確認（次号に掲げるものを除く。） イからリまでに掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれイからリまでに定める額
    - イ 第十四条の二第一号イに掲げる医療機器 八百二十二万四千三百円
    - ロ 第十四条の二第一号ロに掲げる医療機器 四百六十九万五千八百円
    - ハ 第十四条の二第一号ハに掲げる医療機器 五百八十六万九千七百円
    - ニ 第十四条の二第一号ニに掲げる医療機器 二百八十八万七千三百円
    - ホ 第十四条の二第一号ホに掲げる医療機器 二十七万六千三百円
    - ヘ 第十四条の二第一号ヘに掲げる医療機器 二十二万四千円
    - ト 第十四条の二第一号トに掲げる医療機器 百五十万五千円
    - チ 第十四条の二第一号チに掲げる医療機器 百二十二万二千九百円
    - リ 第十四条の二第一号リに掲げる医療機器 九十万五千円
  - 二 医療機器についての第十四条の二第二号に掲げる確認 十八万二千二百円
  - 三 体外診断用医薬品についての確認（次号に掲げるものを除く。） イからハまでに掲げる体外診断用医薬品の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
    - イ 第十四条の二第三号イに掲げる体外診断用医薬品 三万三千四百円
    - ロ 第十四条の二第三号ロ又はホに掲げる体外診断用医薬品（特定の医薬品又は再生医療等製品とともに使用することとされているものであつて、法第二十三条の二の五第三項の規定によりその申請書に当該医薬品又は再生医療等製品の臨床試験の試験成績に関する資料を添付することとされているものに限る。） 百九十九万六千六百円
    - ハ 第十四条の二第三号ハ又はホに掲げる体外診断用医薬品（ロに掲げるものを除く。） 百四万八千二百円
    - ニ 第十四条の二第三号ハ又はヘに掲げる体外診断用医薬品（特定の医薬品又は再生医療等製品とともに使用することとされているものであつて、法第二十三条の二の五第三項の規定によりその申請書に当該医薬品又は再生医療等製品の臨床試験の試験成績に関する資料を添付することとされているものに限る。） 百万七千二百円
    - ホ 第十四条の二第三号ハ又はヘに掲げる体外診断用医薬品（ニに掲げるものを除く。） 二十九万五千六百円
    - ヘ 第十四条の二第三号ニに掲げる体外診断用医薬品 二十九万五千六百円
  - 四 体外診断用医薬品についての第十四条の二第四号に掲げる確認 十五万六千六百円
- 2 機構が法第二十三条の二の第九項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の規定により行う法第二十三条の二の第二項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の確認を受けようとする者（第二種医療機器製造販売者を除く。）が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次に掲げる額の合計額とする。
- 一 五万四千円に、イからニまでに掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の区分に応じそれぞれイからニまでに定める額を加算した額
    - イ 生物由来製品（ニに掲げるものを除く。） 十四万五千六百円
    - ロ 特定高度管理医療機器（イに掲げるものを除く。） 十三万四千円
    - ハ 医療機器（イ及びロに掲げるものを除く。） 十二万七千八百円
  - ニ 体外診断用医薬品 九万三千二百円
- 二 イからホまでに掲げる製造所又は製造所以外の施設の区分に応じそれぞれイからホまでに定める額に、当該確認に係る製造所又は製造所以外の施設の数を乗じて得た額の合計額
- イ 当該医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程のうち設計をする製造所（登録対象製造所に該当するものに限る。） 六万四千四百円



(特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正)  
第七條 特定複合観光施設区域整備法施行令(平成三十一年政令第七十二号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第十一号及び第二項第十二号中「第二十五号」を「第二十七号」に、「第二十六号」を「第二十八号」に、「第二十三号及び第二十四号」を「第二十五号及び第二十六号」に改める。

(厚生労働省組織令の一部改正)

第八條 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第三号中「関すること」の下に「医薬・生活衛生局の所掌に属するものを除く。」を加える。

第五十一條第六号中「希少疾病用医薬品」の下に「先駆的医薬品及び特定用途医薬品」を加える。

第五十二條第七号中「希少疾病用再生医療等製品」の下に「先駆的医薬品(体外診断用医薬品に限る)、先駆的医療機器及び先駆的再生医療等製品並びに特定用途医薬品(体外診断用医薬品に限る)、特定用途医療機器及び特定用途再生医療等製品」を加える。

第五十四條第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 医薬品等及び医療機器等の輸入の確認に関すること。

附 則

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という)の施行の日(令和二年九月一日)から施行する。ただし、第二条の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年八月一日)から施行する。

内閣総理大臣	安倍	晋三
総務大臣	高市	早苗
厚生労働大臣	加藤	勝信
農林水産大臣	江藤	拓
経済産業大臣	梶山	弘志

# 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の概要

参考資料

## 改正の趣旨

国民のニーズに応える優れた医薬品、医療機器等をより安全・迅速・効率的に提供するとともに、住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができる環境を整備するため、制度の見直しを行う。

## 改正の概要

### 1. 医薬品、医療機器等をより安全・迅速・効率的に提供するための開発から市販後までの制度改善

- (1) 「先駆け審査指定制度<sup>\*</sup>」の法制化、小児の用法用量設定といった特定用途医薬品等への優先審査等  
※先駆け審査指定制度 … 世界に先駆けて開発され早期の治験段階で著明な有効性が見込まれる医薬品等を指定し、優先審査等の対象とする仕組み
- (2) 「条件付き早期承認制度<sup>\*</sup>」の法制化  
※条件付き早期承認制度 … 患者数が少ない等により治験に長期間を要する医薬品等を、一定の有効性・安全性を前提に、条件付きで早期に承認する仕組み
- (3) 最終的な製品の有効性、安全性に影響を及ぼさない医薬品等の製造方法等の変更について、事前に厚生労働大臣が確認した計画に沿って変更する場合に、承認制から届出制に見直し
- (4) 継続的な改善・改良が行われる医療機器の特性やAI等による技術革新等に適切に対応する医療機器の承認制度の導入
- (5) 適正使用の最新情報を医療現場に速やかに提供するため、添付文書の電子的な方法による提供の原則化
- (6) トレーサビリティ向上のため、医薬品等の包装等へのバーコード等の表示の義務付け 等

### 2. 住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができるようにするための薬剤師・薬局のあり方の見直し

- (1) 薬剤師が、調剤時に限らず、必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把握や服薬指導を行う義務  
薬局薬剤師が、患者の薬剤の使用に関する情報を他医療提供施設の医師等に提供する努力義務 } を法制化
- (2) 患者自身が自分に適した薬局を選択できるよう、機能別の薬局<sup>\*</sup>の知事認定制度（名称独占）を導入  
※①入退院時や在宅医療に他医療提供施設と連携して対応できる薬局（地域連携薬局）  
②がん等の専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる薬局（専門医療機関連携薬局）
- (3) 服薬指導について、対面義務の例外として、一定のルールの下で、テレビ電話等による服薬指導を規定 等

### 3. 信頼確保のための法令遵守体制等の整備

- (1) 許可等業者に対する法令遵守体制の整備（業務監督体制の整備、経営陣と現場責任者の責任の明確化等）の義務付け
- (2) 虚偽・誇大広告による医薬品等の販売に対する課徴金制度の創設
- (3) 国内未承認の医薬品等の輸入に係る確認制度（薬監証明制度）の法制化、麻薬取締官等による捜査対象化
- (4) 医薬品として用いる覚せい剤原料について、医薬品として用いる麻薬と同様、自己の治療目的の携行輸入等の許可制度を導入 等

### 4. その他

- (1) 医薬品等の安全性の確保や危害の発生防止等に関する施策の実施状況を評価・監視する医薬品等行政評価・監視委員会の設置
- (2) 科学技術の発展等を踏まえた採血の制限の緩和 等

## 施行期日

令和2年9月1日（ただし、1.(3)のうち医薬品及び再生医療等製品について、1.(5)、2.(2)及び3.(1)(2)については令和3年8月1日、1.(6)については令和4年12月1日、3.(4)については令和2年4月1日）

日本チェーンドラッグストア協会  
会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部長  
(公印省略)

令和2年度「『見える』安全活動コンクール」の実施等について  
(協力依頼)

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、事業場・企業(以下「事業場等」という。)の安全活動の活性化を目的として、昨年度に続き、令和2年度「見える」安全活動コンクールを実施します(参考:令和2年7月29日付け報道発表(別添))。

つきましては、本コンクールの実施について、下記のとおり広報に御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 ホームページ上での周知

貴団体のホームページ内に「『見える』安全活動コンクール」特設ページや厚生労働省の報道発表ページへのリンクを設定し、厚生労働省が「『見える』安全活動コンクール」の応募を受け付け中であること、及び「あんぜんプロジェクト」への参加事業場等を募集中であることについて、周知をお願いいたします。

(参考)

「『見える』安全活動コンクール」特設ページ

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/oubo.html>

厚生労働省報道発表ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12637.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12637.html)

2 リーフレットを活用した周知

別途「『見える』安全活動コンクール」と「あんぜんプロジェクト」の周知用のリーフレットをお送りいたします。

当該リーフレットを活用して、傘下団体及び会員等に対して、コンクールへの応募・投票の勧奨や、「あんぜんプロジェクト」への参加の呼びかけに御協力をお願いいたします。

なお、従前より「あんぜんプロジェクト」の参加事業場等に対し、STOP! 転倒災害プロジェクトとのコラボステッカーを配布しておりますので、併せて周知をお願いいたします。

(参考)

リーフレット掲載ページ

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/leaflet\\_2020.pdf](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/leaflet_2020.pdf)

3 安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣表彰へ向けての周知

昨年度に続き、募集類型Ⅱ「高年齢労働者の特性等に配慮した労働災害防止の『見える化』」を募集します。

本類型に応募した事業場等については、令和3年度「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣表彰」において表彰候補として検討することとしていますので、応募に向けた積極的な勧奨をお願いいたします。



# あんぜん プロジェクト

あんぜんプロジェクトは  
労働災害のない日本を目指して  
働く方の安全に一生懸命に取り組み  
「働く人」、「企業」、「家族」が  
元気になる職場を創るプロジェクトです!



プロジェクトメンバー  
(参加企業) を募集しています。

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>

サイトで募集中。メールで参加申請できます。



参加企業には、  
あんぜんプロジェクトと  
転倒災害プロジェクトとの  
コラボステッカーを  
プレゼント!

自社ホームページを開設していない場合でも  
プロジェクト参加が可能です!

「あんぜんプロジェクト」  
ホームページ上で  
『「見える」安全活動コンクール』  
を実施します。

募集期間

(P.3 参照)

令和2年 令和2年  
8月3日～9月30日まで

優れた安全活動事例を募集しています。

## 安全は企業の礎です。

働く人の安全と健康を確保することは事業者の責務ですが、そのためには、企業とそこで働く  
方々の創意と工夫による不断の努力が不可欠です。また、安全への取組は、働く人の能力向上、  
企業の生産性向上、ご家族の安心やワークライフバランスの実現にも良い影響を与えます。  
さらには、消費者の皆様に良質な製品やサービスを提供することにつながるものです。

あんぜんプロジェクトは、働く方の安全に一生懸命に  
取り組んでいる企業を応援しています!

参加手続きについてのお問い合わせ

参加手続き申請窓口(富士通株式会社)

電話: 03-5962-3138

e-mail: contact-anzenproject@cs.jp.fujitsu.com

あんぜんプロジェクトについてのお問い合わせ

あんぜんプロジェクト事務局

(厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課)

電話: 03-3595-3225

※あんぜんプロジェクトの参加手続きに係る事務は、「職場の安全衛生情報の周知・啓発事業」の委託契約を厚生労働省と締結した富士通株式会社が実施しています。

# あんぜんプロジェクト FAQ

## 1 プロジェクトに参加するとどうなるのでしょうか？

- ①自社の安全活動の状況、労働災害の発生状況等をホームページで公開していただきます。
- ②「あんぜんプロジェクト」ホームページでは、プロジェクトメンバーの企業名等を公表し、該当ページにプロジェクトメンバーのホームページリンクを掲載いたします。  
※ホームページのレイアウトは、事務局により、事前の通知なく改訂される場合がありますので、予めご承知ください。

## 2 プロジェクトに参加資格はあるのでしょうか？

- 以下の(1)～(3)が参加資格となります。
- (1) 働く方の安全に一生懸命に取り組んでいる事業場・企業または企業グループであること。
  - (2) 事業場・企業または企業グループでの安全活動の状況、労働災害の発生状況等をホームページで公開していること（企業のCSR報告書の一部でもかまいません。）。
  - (3) 労働保険に加入していること。

## 3 申込みするための手続きを教えてください。

- 次のURL (<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/registration/index.html>) から申請書(エクセル)をダウンロードし、必要事項を記入の上、参加手続き申請窓口まで送付してください。  
【 e-mail : [contact-anzenproject@cs.jp.fujitsu.com](mailto:contact-anzenproject@cs.jp.fujitsu.com) 】  
申請書の内容を事務局で確認した後、掲載予定日をご連絡いたします。  
※申請書の記載等から「あんぜんプロジェクト」の趣旨に反することが明らかであると認められる場合には、参加が承認されないこともあります。

## 4 プロジェクトに加入するとお金がかかるのでしょうか？

無料です。その後の会費等も一切不要です。

## 5 プロジェクトに入るとどんなメリットがあるのでしょうか？

### あんぜんプロジェクトにご参加いただくと…

あんぜんプロジェクト公式ロゴマークの名刺への掲示、企業HPへの掲載、ロゴステッカー、ロゴバッジなどとして使用することができ、自社の安全対策に積極的に取り組んでいる企業であることを広く世の中にアピールすることができます。



## 6 自社ホームページを開設していなくともプロジェクト参加は可能でしょうか？

- 可能です。自社ホームページを開設していない企業が、プロジェクトメンバーの申請を行えるように、安全方針、安全活動の具体例、労働災害発生状況等を公開するための専用ページを立ち上げております。  
※専用ページの使用を希望される場合は、「あんぜんプロジェクト参加申請書」とともに「専用ページ使用申請書」を事務局にご提出ください。

※以上の他、あんぜんプロジェクトの詳細については、以下のURLからホームページをご覧ください。

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/registration/index.html>



## 令和2年度「見える」安全活動コンクール

# 『見える』安全活動事例を募集します

募集期間：令和2年8月3日～令和2年9月30日

投票期間：令和2年11月2日～令和2年12月31日

結果発表：令和3年2月下旬

募集専用ページはこちら➡



### コンクールの趣旨・目的

厚生労働省は、企業・事業場における安全活動の活性化を図るため、「見える」安全活動コンクールを開催します。企業・事業場で実施されている労働災害防止のための「見える」安全活動の創意工夫事例を募集いたしますので、奮ってご応募ください。

ご応募いただいた事例は、あんぜんプロジェクトホームページに掲載し、広く国民に紹介させていただきます。また、ホームページをご覧になった方からの投票、意見を募集し、後日、結果発表を行います。

### 『見える』安全活動事例とは

職場における危険性、有害性について、通常視覚的に捉えられないものがあります。それらを可視化（見える化）すること、また、それを活用することによる効果的な安全活動を「見える」安全活動といいます。

### 募集概要

令和2年度「見える」安全活動コンクールでは、第13次労働災害防止計画において、転倒災害・腰痛防止対策、高齢労働者や外国人労働者、非正規雇用労働者の労働災害防止対策、熱中症予防対策、メンタルヘルス対策、化学物質対策、そして運動実践を通じた労働者の健康増進に重点的に取り組むこととされていることを踏まえ、以下の8つの「見える化」の類型別に募集を行います。

- I. 転倒災害及び腰痛を防ぐための「見える化」
- II. 高齢労働者の特性等に配慮した労働災害防止の「見える化」
- III. 外国人労働者、非正規雇用労働者の労働災害を防止するための「見える化」
- IV. 熱中症を予防するための「見える化」
- V. メンタルヘルス不調を予防するための「見える化」
- VI. 化学物質による危険有害性の「見える化」
- VII. 通勤、仕事中の健康づくりや運動の「見える化」
- VIII. その他の危険有害性情報の「見える化」

詳細は上記募集専用ページを参照してください。

また、特に中小規模企業における安全活動を活性化することが重要であることから、これら中小規模の企業等における活動の積極的なご応募をお待ちしています。

# 「見える」安全活動の例

## 事例① 転倒災害及び腰痛を防ぐための「見える化」

### ハザードマップからの改善



歩くべき箇所を「見える化」



段差の高さを「見える化」

### 『転倒リスク高』者の見える化、及び個別指導による身体づくり

転倒スコアを使って、リスク高者を見る化。作業療法士による個別指導実施。

体組成計と身体機能評価表を組み合わせるパフォーマンスをアセスメント。事前実施の転倒スコアも加味して、個別の運動指導を実施。

**【PR内容】** 作業環境の改善も実施しており、転倒事故撲滅に向けて活動実施中。5Sの徹底、ハザードマップの作成、様々な見える化活動を実施。この取り組みを開始して以降、転倒事故はゼロ件を継続。(2018/10～)

企業名：ASKUL LOGIST株式会社  
業種：その他の事業

## 事例② 高齢労働者の特性に配慮した労働災害の「見える化」

### 場内危険の見える化 ～(老)災マップと(老)災予防情報～

55歳以上の高齢労働者を対象にした過去5年間の当社の労働災害事例を統計し、グラフ化している。それを元に、当作業所で当てはまる危険をピックアップし、事例を示すとともに、マップでどの個所に危険が潜んでいるかを写真付きで分かりやすく明示している。当作業所の高齢労働者の方々に集まっていただき、内容を説明し、危険を再認識していただいている。

**【PR内容】** 内容を説明させていただく際には、それぞれが普段感じている危険力所の意見交換もあり、今後の安全整備の参考になっている。

企業名：株式会社竹中工務店 東北支店  
業種：建設業



## 事例③ その他の危険有害性情報の「見える化」



### 工事現場における安全情報共有化の手段構築

危険予知(KY)スキル向上を目的として、現場作業時に必要な情報(過去の災害事例・リスク事例・関係法令・企業内固有の情報等)をスマホ等で入手できる環境整備を行った。

**【PR内容】** 業種別に登録できるアプリシステム構成としている

企業名：新東工業株式会社  
業種：製造業

※その他の優良な活動事例につきましては、下記URLを参照してください。

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/2019/result.html>



薬生総発 0730 第 1 号  
薬生薬審発 0730 第 9 号  
薬生安発 0730 第 1 号  
薬生監麻発 0730 第 10 号  
令和 2 年 7 月 30 日

各 

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部（局）長殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴うモダフィニル製剤  
(モディオダール錠 100mg) の経過措置期間の延長について

モダフィニル製剤の使用については、「モダフィニル製剤（モディオダール錠 100mg）の使用に当たっての留意事項について」（令和 2 年 2 月 21 日付け薬生総発 0221 第 1 号、薬生薬審発 0221 第 5 号、薬生安発 0221 第 1 号、薬生監麻発 0221 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医薬品審査管理課長、医薬安全対策課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知。以下「留意事項通知」という。）により示してきたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、留意事項通知に規定する医師の登録の事務手続き等に遅延が生じていることから、モダフィニル製剤（モディオダール錠 100mg）について、承認条件を別紙のとおり変更し、経過措置期間を延長することとしたので、貴管下の医療機関及び薬局に対して周知願います。また、貴管下の卸売販売業者に対しても適切に対応するよう周知願います。

別紙

承認条件について

本剤の承認条件を以下のとおり変更した。

【承認条件】

新	旧
1. 医薬品リスク管理計画を策定の上、適切に実施すること。	1. 医薬品リスク管理計画を策定の上、適切に実施すること。
2. 特発性過眠症について、国内での治験症例が極めて限られていることから、製造販売後、一定数の症例に係るデータが集積されるまでの間は、全症例を対象に使用成績調査を実施することにより、本剤の使用患者の背景情報を把握するとともに、本剤の安全性及び有効性に関するデータを早期に収集し、本剤の適正使用に必要な措置を講じること。	2. 特発性過眠症について、国内での治験症例が極めて限られていることから、製造販売後、一定数の症例に係るデータが集積されるまでの間は、全症例を対象に使用成績調査を実施することにより、本剤の使用患者の背景情報を把握するとともに、本剤の安全性及び有効性に関するデータを早期に収集し、本剤の適正使用に必要な措置を講じること。
3. 本剤が、睡眠障害の診断、治療に精通した医師・医療機関のもとでのみ処方されるとともに、薬局においては調剤前に当該医師・医療機関を確認した上で調剤がなされるよう、製造販売にあたって必要な措置を講じること。なお、 <u>令和3年3月31日</u> までは従前の例によることができる。	3. 本剤が、睡眠障害の診断、治療に精通した医師・医療機関のもとでのみ処方されるとともに、薬局においては調剤前に当該医師・医療機関を確認した上で調剤がなされるよう、製造販売にあたって必要な措置を講じること。なお、 <u>令和2年8月31日</u> までは従前の例によることができる。

令和2年8月7日

労使団体の長あて

職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、5月14日に、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）に基づき、各関係団体において作成された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等を実践する際に、労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに率先して取り組んでいただくことについて、傘下団体・企業（連合は「構成組織」）に対し、周知等をお願いしたところです。

直近の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は全国的に増加傾向にあり、一部地域では感染拡大のスピードが増しています。このため、新型コロナウイルス感染症対策分科会において、新規感染者数を減少させるための迅速な対応として、事業者に対しては、①集団感染の早期封じ込め、②基本的な感染予防の徹底が提案されたところです。

このような状況を踏まえ、今般、集団感染発生事業場における要因分析等を踏まえて「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の改訂を行うとともに、下記のとおり、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について最新の状況を踏まえた留意事項等を取りまとめたところです。併せて、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着に向けた周知についても引き続き御協力いただきますようお願いいたします。

厚生労働省労働基準局長

## 記

### 1 労務管理の基本的姿勢

参考資料1の基本的対処方針の三の(3)の4)「職場への出勤等」及び6)「緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等」の内容に基づき、職場における感染防止対策に取り組むこと。

その際、労働者の理解や協力を得つつ、事業者が主体となり、これらの取組を実施していただくに当たって、特に、以下の(1)から(5)にご留意いただきたいこと。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな知見が得られるたびに充実しているところであるので、逐次厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルス感染症について」を確認いただきたいこと。

#### (1) 職場における感染防止の進め方

職場における新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、事業者、労働者それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが必要であること。このため、事業者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を定め、全ての労働者に伝えていただくとともに、労働者も取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた一人一人の行動変容を心がけていただくことが重要であること。

具体的には、①労働衛生管理体制の再確認、②換気の徹底等の作業環境管理、③職場の実態に応じた作業管理、④手洗いの励行など感染予防に関する基本的な知識も含めた労働衛生教育、⑤日々の体調管理等も含めた健康管理に留意して取組を実施いただきたいこと。

#### (2) テレワーク支援措置の活用

テレワークについては、助成金やテレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの作成等を行っており、こうした施策も活用いただきながら、取組を進めていただきたいこと。

#### (3) 感染拡大を予防する新しい生活様式の定着

今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、全ての住民、事業者において、感染拡大を予防する新しい生活様式を定着させる必要があることに鑑み、新しい生活様式の趣旨や必要性について、専門家会議で示された参考資料2の「新し

い生活様式（生活スタイル）の実践例」等を活用して労働者に周知を行っていただきたいこと。

また、接触確認アプリ（COCOA）は、利用者が増加することで感染拡大防止につながることを期待されることから、別添1の「新型コロナウイルス接触確認アプリ」等を活用して労働者に周知を行うとともに、インストールを勧奨していただきたいこと。

#### （4）雇用調整助成金等を活用した休業の実施

感染拡大を防ぐため、労働者を休業させるときには、労使がよく話し合っただけで労働者の不利益の回避に努めていただきたいこと。なお、緊急事態宣言や要請などがある場合でも、一律に労働基準法第26条の休業手当の支払義務がなくなるものではないことにご留意いただきたいこと。

また、同法に基づく休業手当の支払の要否にかかわらず、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者を休業させ、事業主がその分の休業手当を支払った場合、雇用調整助成金の対象になり得ることも踏まえ、労使が協力して、労働者を安心して休ませることができる体制を整えていただきたいこと。

雇用調整助成金については、緊急対応期間（令和2年4月1日～9月30日）において助成額の上限を引き上げ、解雇等を行わない企業に対して助成率を引き上げるとともに、雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も対象とする等の拡充を行っており、その活用を通じて休業を検討いただきたいこと。

さらに、事務処理や資金繰りの面から、雇用調整助成金を活用して休業手当を支払えない中小企業の労働者の生活の安定のため、雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も含め、労働者本人が申請できる新型コロナウイルス感染症対応休業支援金制度を創設し、令和2年7月10日から受付を開始している。休業中の休業手当が支払われていない労働者にはその申請を検討いただくとともに、その申請書類には事業主が記載する部分もあることから、事業主においては適切に対応いただきたいこと。

#### （5）子どもの世話や家族の介護が必要な労働者のための有給の休暇制度の導入

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの世話や、家族の介護を行う必要が生じた労働者が、仕事と家庭を両立し、必要な場合に安心して休むことができるよう、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給の休暇制度を導入していただきたいこと。有給の休暇制度の導入にあたっては、小学校等が臨時休業した場合等に子の保護者である労働者に有給の休暇を取得させた事業主への助成制度（※1）や、家族の介護が必要な労働者に有給の休暇を取得させた事業主への助成制度（※2）を創設しており、こうした施策を積極的に活用していただきたいこと。

#### ※1 小学校休業等対応助成金

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者を支援し、子どもたちの健康、安全を確保するための対策として、正規・非正規を問わず、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額（※）を支給する制度。既に年次有給休暇や欠勤などで対応した場合に、事後的に特別休暇に振り替えた場合も支給対象。（参考資料3）

※ 1日当たり8,330円（4月1日以降に取得した休暇については15,000円）が支給上限。

#### ※2 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）の新型コロナウイルス感染症対応特例

新型コロナウイルス感染症への対応として法定の介護休業とは別に介護のための有給の休暇（所定労働日で20日以上）を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主に助成をする制度。既に年次有給休暇や欠勤などで対応した場合に、事後的に特別休暇に振り替えた場合も支給対象。（参考資料4）

## 2 職場における感染予防対策の徹底について

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、多くの関係団体では、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを作成し、その周知等に取り組んで来られたところであるが、新型コロナウイルス感染症対策分科会における提案を踏まえ、新規感染者数を減少させるための迅速な対応として、集団感染の早期封じ込めや基本的な感染予防対策の徹底に取り組む必要がある。

このため、今般、集団感染発生事業場における要因分析等を踏まえて、別添2の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の改訂を行ったところであり、これを活用して職場の状況を確認していただくとともに、独立行政法人労働者健康安全機構がホームページで公表している動画教材「職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を推進するためのポイント」を参照していただく等により、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検討いただきたいこと。職場での感染防止対策については、別添3の「新型コロナウイルス職場における「4つ」の対策ポイント」等を活用して労働者に周知を行っていただきたいこと。感染防止対策を講じる際に、例えば、消毒液を確保できない場合に家庭用塩素系漂白剤等を希釈して使用することなど、代替の対策を講じることについても検討いただきたいこと。

また、感染防止対策の検討に当たって、職場に、労働安全衛生法により、安全衛生委員会、衛生委員会、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等が設置・選任されている場合、こうした衛生管理の知見を持つ労使関係者により構成する組織の有効

活用を図るとともに、労働衛生の担当者に対策の検討や実施への関与を求めていただきたいこと。

なお、産業医や産業保健スタッフの主な役割については、一般社団法人日本渡航医学会及び公益社団法人日本産業衛生学会が公表した「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」（令和2年5月11日発行。令和2年6月3日改訂）において、次のとおり示されているので一つの参考としていただきたいこと。

- ・ 医学情報の収集と職場への情報提供
- ・ 職場における感染予防対策に関する医学的妥当性の検討と助言
- ・ 職場における感染予防対策及び管理方法に関する教育・訓練の検討と調整
- ・ 従業員の健康状態にあわせた配慮の検討と実施
- ・ 事業場に感染者（疑い例含む）が出た場合の対応
- ・ 職場における従業員のメンタルヘルスへの配慮
- ・ 職場における段階的な措置の解除に関する医学的妥当性の検討と助言
- ・ 職場における中・長期的な対策に関する医学的妥当性の検討と助言

併せて、労働安全衛生法により、安全衛生委員会、衛生委員会、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等が設置・選任されていない事業場については、独立行政法人労働者健康安全機構の産業保健総合支援センターにおいて、メールや電話による相談の受付、各種情報の提供等を行っているので、その活用について検討していただきたいこと。

このほか、マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあるため、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求める等、熱中症防止対策についても着実に実施いただきたいこと。その際、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の実施事項を参考にいただきたいこと。

### 3 配慮が必要な労働者等への対応について

新型コロナウイルスに感染した場合、数日から14日程度の潜伏期間を経て発症するため、発症初期の症状は、発熱、咳など普通の風邪と見分けが付かない。このため、発熱、咳などの風邪症状がみられる労働者については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考慮した労務管理を行っていただきたいと、具体的には、下に掲げる対応が考えられること。

また、高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、高血圧、がんなど）を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本

人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、テレワークや時差出勤などの感染予防のための就業上の配慮を行っていただきたいこと。特に、妊娠中の女性労働者が、母子保健法の保健指導又は健康診査に基づき、その作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師又は助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、事業主は、この指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（テレワーク又は休業をいう。）等の措置を講じる必要があることに留意いただきたいこと。この措置により休業が必要な女性労働者に有給の休暇を取得させた事業主への助成制度を創設しているため、積極的にご活用いただきたいこと。なお、テレワークを行う場合は、メンタルヘルスの問題が顕在化しやすいという指摘があることにも留意いただきたいこと。

- ・ 発熱、咳などの風邪症状がみられる労働者への出勤免除の実施やテレワークの指示を行うとともに、その間の外出自粛を勧奨すること。
- ・ 労働者を休業させる場合、休業中の賃金の取扱いについては、労使で十分に話し合い、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えること。
- ・ 風邪の症状が出現した労働者が医療機関を受診するため等やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起すること。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安（具体的な目安は以下を参照）」を労働者に周知・徹底し、これに該当する場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、同センターから帰国者・接触者外来の受診を指示された場合には、その指示に従うよう促すこと。

「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」（厚生労働省ホームページより抜粋）

○ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

○ 相談は、帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

#### 「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」

妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図るための母性健康管理措置により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上）の休暇制度の整備と社内への周知を行い、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた事業主に対し助成。（参考資料5）

※ 令和2年9月30日までに有給の休暇制度の整備・社内周知を行った場合は、令和3年1月31日までに取得した休暇も対象。既に欠勤などで対応した場合に、事後的に特別休暇に振り替えた場合も支給対象。

## 4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について

### （1）衛生上の職場の対応ルールについて

事業者においては、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者（以下「陽性者等」という。）が発生した場合に備え、以下の項目を盛り込んだ対応ルールを作成し、労働者に周知いただきたいこと。この際、企業における具体的な取組事例を取りまとめた参考資料6の「新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の衛生上の対応ルール（例）」を適宜参考にしていただきたいこと。

また、新型コロナウイルス感染症の陽性者について、労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告の提出に留意いただき、同報告書を作成する際には参考資料7のリーフレットを適宜参考にしていただきたいこと。

なお、新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するに当たって、労働者本人や人事労務担当者等から医療機関や保健所への各種証明の請求についてはお控えいただきたいこと。

- ・ 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者への報告に関する事（報告先の部署・担当者、報告のあった情報を取り扱う担当者の範囲（※）等）

（※）「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成30年9月7日付け労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第1号）に留意。

- ・ 労働者が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に関する事（保健所と連携する部署・担当者、保健所と連携して対応する際の陽性者と接触した労働者の対応等）

- ・ 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること
- ・ 陽性者が陰性になった後、職場復帰する場合の対応に関すること（PCR 検査の結果や各種証明書は不要である等）
- ・ 労働者が陽性者等になったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いや差別等を受けることはないこと
- ・ その他必要に応じ、休業や賃金の取扱いなどに関すること等

## （２）労災補償について

労働者が業務に起因して新型コロナウイルスに感染したものと認められる場合には、労災保険給付の対象となること。

これまで労働基準監督署においては、新型コロナウイルス感染症に係る労災請求に対して、多くの労災認定を行っており、先般、厚生労働省ホームページにおいて、別添４のとおり、職種別の労災認定事例を公表したところである。医療従事者はもとより、飲食店店員、小売店販売員やタクシー乗務員等、多様な職種の労働者の労災認定を行っているので、参考にしていただきながら、業務に起因して感染したと思われる労働者から積極的に労災請求がなされるよう労災請求を勧奨していただきたいこと。

なお、労働者が新型コロナウイルスに感染した場合の労災補償に係る Q&A については、厚生労働省ホームページに掲載しているので、確認していただきたいこと。

## ５ 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

事業者においては、国、地方自治体、公益性の高い学術学会等がホームページ等を通じて提供している最新の情報を収集し、必要に応じ感染拡大を防止するための知識・知見等を労働者に周知いただきたいこと。

その際、新型コロナウイルス感染症に関することも含めた職場のメンタルヘルス不調、過重労働による健康相談等についてメールや電話による相談を受け付ける「こころの耳」や精神保健福祉センター等のメンタルヘルスに関する相談窓口を労働者に周知いただきたいこと。また、DVや児童虐待に関する相談などの窓口についても、必要に応じ、労働者に周知いただきたいこと。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する個別の労働紛争があった場合は、都道府県労働局の総合労働相談コーナーにおいて相談を受け付けていることも、併せて周知いただきたいこと。

## 別添・参考資料 一覧

### ○別添

- 別添 1 厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ
- 別添 2 - 1 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト
- 別添 2 - 2 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る職場における集団感染事例
- 別添 3 新型コロナウイルス職場における「4つ」の対策ポイント
- 別添 4 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る労災認定事例

### ○参考資料

- 参考資料 1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）
- 参考資料 2 「新しい生活様式」の実践例
- 参考資料 3 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金をご活用ください
- 参考資料 4 両立支援等助成金介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」のご案内
- 参考資料 5 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金をご活用ください
- 参考資料 6 新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール（例）
- 参考資料 7 新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です。

自分をまもり、大切な人をまもり、  
地域と社会をまもるために、  
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省

# 新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application



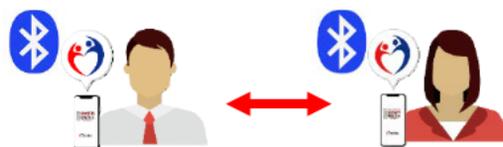
\*画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の  
感染者と接触した可能性について、通知を受け取る  
ことができる、スマートフォンのアプリです

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながる事が期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません
  - ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します  
※記録は14日経過後に無効となります  
※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません  
※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

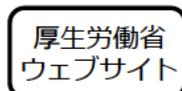
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



## 問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

## 問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

## 問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中のみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

## 問4 個人情報が収集されることはないですか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中のみ記録され、14日の経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

## 問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することはなく、記録することはありません。

## 問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

## 問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

## 問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

## 問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をON」にいただくと、通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

## 問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

## 問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などをご案内します。

## 問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

## 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋がってください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。  
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。  
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(2) 三つの密の回避等の徹底		
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
	・普段からマスク着用や咳エチケット(咳や発声の際には袖やハンカチ等で口を覆う)を全員に周知し、職場以外も含めて徹底を求めている。	はい・いいえ

項	目	確認
	・こまめな換気について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(3) 日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・出社時等に、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を作成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(4) 一般的な健康確保措置		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(5) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(6) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学術学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策		
(1) 基本的な対策		
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たさず行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善		
	・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ

項	目	確認
(3) 多くの人が密集する場所の改善		
	・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
	・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空け、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
	・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について		
	・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。どうしても共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
	・事業所内で労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめに消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制		
	・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触や会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・どうしても1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
	・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(6) 共用トイレの清掃等について		
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液で手袋を用いて清拭消毒する。	はい・いいえ
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
	・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルを禁止している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(7) 休憩スペース等の利用について		
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控えるようにしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ

項	目	確認
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
	・社員食堂では感染防止のため、トンぐやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
	・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(8)ゴミの廃棄について		
	・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ピン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して縛ることとしている。	はい・いいえ
	・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
4 配慮が必要な労働者への対応等		
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ
	・社内での健康相談窓口の周知とともに、「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」や最寄りの「帰国者・接触者相談センター」を全員に周知している。	はい・いいえ
	・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、高血圧、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
	・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
	・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応		
(1)陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
	・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2)陽性者等が出た場合の対応		
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ

項	目	確認
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(3)その他の対応		
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
	・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
6 熱中症の予防(※熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
	・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。	はい・いいえ
	・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ
	・事務室等における換気機能のない冷房使用時には、新型コロナウイルス対策のための換気により室内温度が高くなりがちであるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしている。	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.8.7版

## 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る職場における集団感染事例

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る職場における感染防止措置の取組の参考となるよう、職場における集団感染が発生したと考えられる事例を紹介いたします。

なお、同感染症の職場における対策については、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用し、職場の状況を確認した上で、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策の検討をお願いいたします。

各事例の（対応について）については、チェックリストの対応する項目を示しており、1（1）1項のように示しております。

**事例 1）事業場（執務室）**

多数の労働者が勤務する執務室内で集団感染が発生したものの。

（集団感染が発生した原因として考えられるもの）

- ・ 執務室内で作業する労働者の半数がマスクをしていなかった。
- ・ 席配置について、他の労働者と密接する環境であった。
- ・ 換気が不十分であった。
- ・ 複数人で物品・機器等を共有する場合において、消毒を実施していなかった。

（対策について）

- ・ 普段からマスク装着や咳エチケット（咳や発声の際には袖やハンカチ等で口を覆う）を労働者に周知し、徹底すること。  
→チェックリスト対応項目 2（2）2項
- ・ 人との間隔は、できるだけ 2 m（最低 1 m）空けることとし、席配置を見直すこと。  
→チェックリスト対応項目 2（1）1項
- ・ こまめな換気について労働者に周知し、実施を徹底すること。  
→チェックリスト対応項目 2（2）3項
- ・ 物品・機器等（例：電話、パソコン、デスク等）については、複数人での共用をできる限り回避し、どうしても共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底すること。また可能であれば共用物品は使用後に消毒すること。  
→チェックリスト対応項目 3（4）1項

### 事例2) 事業場（休憩スペースや社員食堂等）

多くの労働者が休憩を同時に取得し、休憩スペースや更衣室も複数の労働者が同時に利用したことから、集団感染が発生したものの。

(集団感染が発生した原因として考えられるもの)

- ・多くの労働者が休憩を同時に取得し、休憩スペースや更衣室および食堂で密集した状況となっていた。
- ・更衣室において、複数の労働者がロッカーを共同で利用する場合に、消毒を実施していなかった。
- ・食堂において、飛沫感染の防止措置を取らず、労働者が対面で会話をしながら食事をしていた。

(対策について)

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにすること。  
→チェックリスト対応項目3(7)1項
- ・休憩スペースはこまめに換気し、可能であれば常時換気すること。  
→チェックリスト対応項目3(7)2項
- ・休憩スペースの共有する物品（テーブル、いす、自販機ボタン等）は、定期的に消毒をすること。  
→チェックリスト対応項目3(7)3項
- ・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせること。  
→チェックリスト対応項目3(7)4項
- ・食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限する、会話をしないよう要請する、昼休み等の休憩時間に幅を持たせる、などの工夫をすること。  
→チェックリスト対応項目3(7)5項

### 事例3) 事業場外（外勤時や移動時）

研修など宿泊を伴う業務において、行動を共にしていた労働者が発症。また複数の労働者が、車両にて移動したことから同乗した複数の労働者にも感染が拡大したものの。

(集団感染が発生した原因として考えられるもの)

- ・集団での活動や生活する場で密集していたことから感染した。
- ・車内では、密接した配席であり、換気も不十分であった。

(対策について)

- ・ 人との間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空けること。  
→チェックリスト対応項目2（1）1項
- ・ 外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクを着用すること。  
※なお、熱中症のリスクがある場合には、チェックリスト6について確認してください。  
→チェックリスト対応項目2（1）3項
- ・ こまめな換気を行うこと。  
→チェックリスト対応項目2（2）3項  
2（5）6項、3（1）1項
- ・ 外出から戻ったら手洗いをを行うこと、手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うこと（手指消毒薬の使用も可）。  
→チェックリスト対応項目2（1）4項
- ・ 日常生活用品の複数人での共用は避けること。  
→チェックリスト対応項目3（6）5項（7）6項
- ・ 車両で移動する際にも人との間隔を空け、マスクを着用し、換気を行うこと。  
→チェックリスト対応項目3（3）6項

#### 事例4）事業場外（勤務時間外等）

職場で開催された就業時間後の飲み会を端緒に集団感染が発生したものの。

(集団感染が発生した原因として考えられるもの)

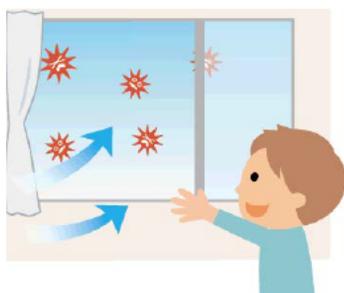
- ・ 飲み会の場では密集した状況であり、換気も不十分であった。
- ・ 近い距離で比較的大きな声で談笑していた。
- ・ 職場以外でも感染防止が必要なことが十分周知できていなかった。

(対策について)

- ・ 職場以外においても、労働者が感染予防の行動を取るよう「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行うこと。  
→チェックリスト対応項目1 6項

# 新型コロナウイルス 職場における「4つ」の対策ポイント ～ 職場での感染にご注意ください!～

**換  
気**



室内では  
こまめに換気をしましょう

**密**



席や更衣室で、人と  
適切な距離をとりましょう

**共  
用**



複数人での備品の共用は  
できる限り避けましょう

**休**



体調が悪い場合は、  
軽めの症状でも  
休みましょう・休ませましょう

また、感染防止の3つの基本である ①**身体的距離の確保**、  
②**マスクの着用**、③**手洗い** の徹底もお願いします。

**「接触確認アプリ」(COCOA) ご活用をお願い**



職場のみんなをまもるため、  
**新型コロナウイルス接触確認アプリ**※のインストールをお願いします。

※このアプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、  
通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです。



詳しくは厚労省特設サイトへ

## 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る労災認定事例

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る労災請求のご参考となるよう、労災認定の具体的な事例について概要をご紹介します。

なお、同感染症の労災認定の考え方について示した令和2年4月28日付け基補発0428第1号「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱い」（以下「通知」といいます。）に記載している事項に沿って、職種に着目して事例をご紹介します。

### 1 医療従事者等の事例（通知 記の2の（1）のア）

【考え方：医師、看護師、介護従事者等の医療従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合は、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として労災保険給付の対象となる】

#### 事例1) 医師

A医師が診察した患者に発熱等の症状がみられ、その患者は後日新型コロナウイルスに感染していたことが判明した。その後、A医師は発熱等の症状が出現し、濃厚接触者としてPCR検査を行ったところ、新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、A医師は、業務外で感染したことが明らかではなかったことから、支給決定された。

#### 事例2) 看護師

B看護師は、日々多数の患者に対し、問診、採血等の看護業務に従事していたところ、頭痛、発熱等の症状が続き、PCR検査で新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、B看護師は、業務外で感染したことが明らかではなかったことから、支給決定された。

#### 事例3) 介護職員

介護職員のCさんは、訪問介護利用者宅で介護業務に従事していたところ、利用者に新型コロナウイルス感染が確認されたため、濃厚接触者としてPCR検査を受けた結果、新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、Cさんは、業務外で感染したことが明らかではなかったことから、支給決定された。

#### 事例4) 理学療法士

D理学療法士は、病院のリハビリテーション科で業務に従事していたところ、院内で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、複数の医師の感染が確認された。それらの医師と接触歴があったD理学療法士にも、咳、発熱等の症状が出現し、PCR検査で新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、D理学療法士は、業務外で感染したことが

明らかではなかったことから、支給決定された。

## 2 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定された場合の事例（通知 記の2の（1）のイ）

【考え方：感染源が業務に内在していることが明らかな場合は、労災保険給付の対象となる】

### 事例5）飲食店店員

飲食店店員のEさんは、店内での業務に従事していたが、新型コロナウイルス感染者が店舗に来店していたことが確認されたことから、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

また、労働基準監督署における調査の結果、Eさん以外にも同時期に複数の同僚労働者の感染が確認され、クラスターが発生したと認められた。

以上の経過から、Eさんは新型コロナウイルスに感染しており、感染経路が特定され、感染源が業務に内在していたことが明らかであると判断されたことから、支給決定された。

### 事例6）建設作業員

建設作業員のFさんは、勤務中、同僚労働者と作業車に同乗していたところ、後日、作業車に同乗した同僚が新型コロナウイルスに感染していることが確認された。Fさんはその後体調不良となり、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

また、労働基準監督署における調査の結果、Fさんについては当該同僚以外の感染者との接触は確認されなかった。

以上の経過から、Fさんは新型コロナウイルスに感染しており、感染経路が特定され、感染源が業務に内在していたことが明らかであると判断されたことから、支給決定された。

### 3 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されない場合の事例（通知 記の 2の（1）のウ）

【考え方：感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務（複数の感染者が確認された労働環境下での業務や顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務など）に従事し、業務により感染した蓋然性が高いものと認められる場合は、労災保険給付の対象となる】

#### 事例 7) 小売店販売員

小売店販売員のGさんは、店頭での接客業務等に従事していたが、発熱、咳等の症状が出現したため、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署において調査したところ、Gさんの感染経路は特定されなかったが、発症前の14日間の業務内容については、日々数十人と接客し商品説明等を行っていたことが認められ、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務に従事していたものと認められた。

一方、発症前14日間の私生活での外出については、日用品の買い物や散歩などで、私生活における感染のリスクは低いものと認められた。

医学専門家からは、接客中の飛沫感染や接触感染が考えられるなど、当該販売員の感染は、業務により感染した蓋然性が高いものと認められるとの意見であった。

以上の経過から、Gさんは、新型コロナウイルスに感染しており、感染経路は特定されないが、従事した業務は、顧客との近接や接触が多い労働環境下での業務と認められ、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと判断されることから、支給決定された。

#### 事例 8) タクシー乗務員

タクシー乗務員のHさんは、乗客輸送の業務に従事していたが、発熱の症状が出現したため、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署において調査したところ、Hさんの感染経路は特定されなかったが、発症前の14日間の業務内容については、日々数十人の乗客（海外や県外からの乗客を含む）を輸送する業務を行っていたことが認められ、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務に従事していたものと認められた。

一方、発症前14日間の私生活での外出については、日用品の買い物などで、私生活における感染のリスクは低いものと認められた。

医学専門家からは、飛沫感染が考えられるなど、当該乗務員の感染は、業務により感染した蓋然性が高いものと認められるとの意見であった。

以上の経過から、Hさんは、新型コロナウイルスに感染しており、感染経路は特定されないが、従事した業務は、顧客との近接や接触が多い労働環境下での業務と認められ、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと判断されることから、支給決定された。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

4) 職場への出勤等

- ① 特定警戒都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
  - ・ 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、引き続き、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。
  - ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を引き続き強力に推進すること。
  - ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。
  - ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。
- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 引き続き、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進すること。
- ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。
- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

（中略）

## 6) 緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等

- ① 都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。（中略）
  - ・ 事業者に対して、引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。

## (1) 一人ひとりの基本的感染対策

### 感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
  - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
  - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを**着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
  - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。  
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
  - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

## (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**  咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）  身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い

## (3) 日常生活の各場面別の生活様式

### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

### イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

## (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務  時差通勤でゆったりと  オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン  対面での打合せは換気とマスク

## 新型コロナウイルス感染症による

参考資料3

## 小学校休業等対応助成金をご活用ください

令和2年2月27日から9月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！ \*詳細は裏面をご参照ください

4月1日以降取得した休暇分については日額上限額を15,000円に引き上げました！

（2月27日から3月31日までの休暇分については日額上限額は8,330円）

※既に申請や支給済の場合、追加の給付を順次行いますので、再度の申請は必要ありません。

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけようお願いします。

**助成内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10**

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額\*×有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円（4月1日以降に取得した休暇は15,000円）を上限とする）

**申請期間：令和2年12月28日までです。**

- \*①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**2種類の様式**があります。
- \*事業所単位ではなく**法人ごとの申請**となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。  
申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい）

※ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

②お問い合わせについては、下記のフリーダイヤル（コールセンター）まで

（フリーダイヤル）**0120-60-3999** 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

③申請書の提出先

**〒137-8691 新東京郵便局 私書箱132号**  
**学校等休業助成金・支援金受付センター**

※郵送先は厚生労働省ではありません。

必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。  
（宅配便などは受付不可）

新型コロナ 休暇支援 検索



※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。  
また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。

※雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局などでも受け付けますのでご相談ください。

## ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

### 「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
- ・なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

### 「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）
  - ★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

## ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

- (ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども
- (イ) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)
- (ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

## ③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。

※ 業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

## ④対象となる有給の休暇の範囲

### 日曜日、夏休みなどに取得した休暇の扱い

「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校：授業日 ※日曜日や夏休み（夏休み期間が再設定された場合は、再設定後のもの）などは対象外
- ・その他の施設（放課後児童クラブなど）：本来施設が利用可能な日

「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

- ・授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日

### 半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

- ・対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

### 就業規則などにおける規定の有無

- ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

### 年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

- ・対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただく必要があります。

### 労働者に対して支払う賃金の額

- ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。助成金の支給上限である8,330円（4月1日以降に取得した休暇は15,000円）を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。

# 両立支援等助成金 介護離職防止支援コース 「新型コロナウイルス感染症対応特例」のご案内

新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主を支援します。

休暇の取得日数	助成額
合計5日以上 10日未満	<b>20万円</b>
合計10日以上	<b>35万円</b>

## 支給要件

\* 1中小事業主あたり**5人まで**申請可能です

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる**介護のための有給の休暇制度**(※)を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を**社内に周知**すること。

※所定労働日の20日以上取得できる制度

※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要です。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を**合計5日以上取得**(※)すること

※対象となる休暇の取得期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。

※過去に年次有給休暇や欠勤により休んだ日について、事後的に①の休暇を取得したこととして振り替えた場合も対象となります。(振り替える際には労働者本人に説明し、同意が得ることが必要です。)

## 対象となる労働者

- ① 介護が必要な家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスが、新型コロナウイルス感染症による休業等により利用できなくなった場合
- ② 家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスについて、新型コロナウイルス感染症への対応のため利用を控える場合
- ③ 家族を通常介護している者が、新型コロナウイルス感染症の影響により家族を介護することができなくなった場合

## ○申請期限○

- ・支給要件を満たした翌日から起算して**2か月以内**\*令和2年6月15日より受付開始  
 なお、令和2年6月15日より前に支給要件を満たしていた場合は、8月15日が申請期限となります。

## ○申請先○

- ・各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

対象となる介護のための有給の休暇制度について就業規則等に規定し、さらに、対象労働者にかかる「介護支援プラン」を策定した場合は、通常の介護離職防止支援コースも併給できます。

[詳細は裏面を参照](#)

◎その他詳しい支給の要件や手続については、厚生労働省HPをご参照いただくか、申請する管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

厚生労働省 介護 新型コロナ

検索

# <両立支援等助成金 介護離職防止支援コース>

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護のための柔軟な就労形態の制度について、利用者が生じた中小企業事業主に支給します。コースの詳細は以下のとおりです。

※<>内は、生産性要件を満たした場合の支給額

介護離職防止支援コース		支給額
A 介護休業	休業取得時	28.5万円<36万円>
	職場復帰時	28.5万円<36万円>
B 介護両立支援制度		28.5万円<36万円>

対象となる介護のための有給の休暇制度について就業規則等に規定し、さらに、対象労働者にかかる「介護支援プラン」★を策定した場合は、「A介護休業」または「B介護両立支援制度支給」（下記の赤枠囲み部分が対象です。）対象となります。

## A 介護休業

### <休業取得時>

- 介護支援プランを作成し、対象労働者がそのプランに基づく合計5日（所定労働日）以上の介護休業を取得すること。  
※介護休業は法定の介護休業制度のみならず、企業が任意で設けている法を上回る規定化された制度も対象となります。

### <職場復帰時>

- 介護休業を取得した対象労働者を、面談結果を踏まえ原則として原職等に復帰させ、雇用保険被保険者として3か月以上継続雇用していること。

法定の介護休業期間（93日）に、20日（所定労働日ベース・有給休暇）を加えた期間以上の制度を規定化、プランを策定し、新型コロナウイルス感染症に係る有給休暇を取得すれば前ページの特例と併給できます。

## B 介護両立支援制度

- 介護支援プランを作成し、以下のいずれか1つ以上の介護両立支援制度を対象労働者がそのプランに基づき合計20日以上（\*1, 2を除く）利用し、引き続き対象労働者を雇用保険被保険者として継続雇用していること。  
\*1, 2 利用期間が利用開始から6か月を経過する日の間に一定の要件をみたすことが必要

・所定外労働の制限制度	・介護のための在宅勤務制度
・時差出勤制度	・法を上回る（時間単位・有給）介護休暇制度 * 1
・深夜業の制限制度	・介護のためのフレックスタイム制度
・短時間勤務制度	・介護サービス費用補助制度 * 2

（併給の場合の注意点）法定の介護休暇日数（年5日（対象家族が2人以上の場合は年10日））に、20日（所定労働日ベース・有給休暇）を加えた日数以上の制度を規定化、プランを策定し、新型コロナウイルス感染症に係る有給休暇を取得すれば、前ページの特例と併給できます。

## ★「介護支援プラン」について

労働者の介護休業の取得及び職場復帰を円滑にするため事業主が介護に直面した労働者との面談を実施し、面談結果を記録した上で介護の状況や今後の働き方についての希望等を確認のうえ、作成したプランです。

・プランの作成の際には、厚生労働省HPに掲載している「介護支援プラン策定マニュアル」を参考にしてください。

・プラン策定のノウハウを持つ「仕事と家庭の両立支援プランナー」が中小企業に訪問し、プラン策定支援を無料で行っています。

詳細はHPをご覧ください。

厚生労働省 仕事と家庭の両立支援プランナー [検索](#)



厚生労働省・都道府県労働局

事業者の皆さまへ

# 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金をご活用ください



## ▶▶助成金の対象

詳細は裏面をご参照ください

①～③の全ての条件を満たす事業者が対象です。

✓ 令和2年5月7日から同年9月30日までの間に

① **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として**、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る)を整備し、

② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業者であって、

✓ 令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に (※)

③ 当該**休暇を合計して5日以上取得**させた事業者

(※新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間)

## ▶▶助成内容

対象労働者1人当たり **有給休暇計5日以上20日未満：25万円** \*1事業所当たり20人まで  
**以降20日ごとに15万円加算 (上限額：100万円)**

## ▶▶申請期間

令和2年6月15日から令和3年2月28日まで

\*雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の**2種類**の様式があります。\***事業所単位**ごとの申請です。

事業者の皆さまには、この助成金も活用しつつ、  
妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

支給要件の詳細や具体的な手続、支給申請書のダウンロードはこちらから

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11686.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html)


都道府県労働局 雇用環境・均等部 (室) に

本助成金及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口を設置しています

受付時間8時30分～17時15分 (土・日・祝日・年末年始を除く)

相談・申請窓口URL：[https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index_00004.html)

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6893-1100	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7357	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-4630	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2728	兵庫	078-367-0700	福岡	092-411-4717
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-0221	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8294	長野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-254-6320	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4403
千葉	043-306-1860	三重	059-261-2978	徳島	088-652-2718		



詐欺にご注意ください。国や都道府県労働局から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。  
また、振込先、口座番号やその他の個人情報個人の方に電話等で問い合わせることはありません。



## ▶対象となる労働者

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、  
医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者

<新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは>

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置。適用期間は、令和2年5月7日から令和3年1月31日まで。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf>



## ▶対象となる有給の休暇制度

- 就業規則における規定の有無、既存の特別休暇の活用

休暇制度の就業規則への規定はこの助成金の要件ではありません。

**既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象**となります。

\*ただし、常時10人以上の労働者を使用している事業主が、新たな休暇制度を設けた場合は、労働基準法に基づき、遅滞なく就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

- 制度の周知方法

**有給の休暇制度と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容**について、全ての労働者がその内容を知ることができるよう、適切な方法により周知を行うことが必要です。

(例) ・事業所の見やすい場所に制度の内容を掲示する ・制度の内容を記載した書面を労働者へ交付する  
・電子メールを利用して労働者に制度の内容を送信する など

- 休暇制度の整備及び周知の時期

令和2年9月30日までに制度整備と周知が必要です。

また、**令和2年9月30日までに制度整備と周知を行えば、制度整備と周知が労働者の休暇取得後であっても対象**となります。

- 欠勤などを、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更した場合の扱い

対象となります。ただし、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更することについて労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。

## ▶支給額

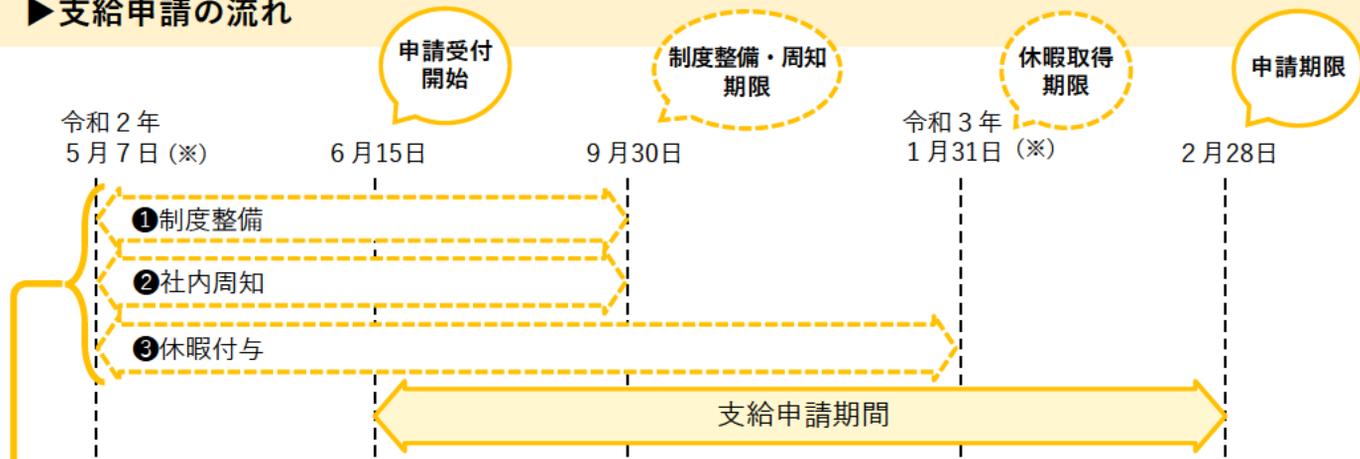
- 連続して休暇を取得していない場合の支給額

連続して休暇を取得していない場合も、令和2年5月7日から令和3年1月31日までの合計の休暇取得日数に応じて支給額が決定されます。

- 同一の労働者について複数回の申請をした場合

2回目以降の申請では、その申請時点での合計の休暇取得日数に応じて支給すべき金額と前回までの申請で支給された金額の差額があれば、差額を支給します。

## ▶支給申請の流れ



「①制度整備」「②社内周知」は、「③休暇付与」後であっても、対象となります。

※令和2年5月7日～令和3年1月31日：新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間

## 新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における 衛生上の職場の対応ルール（例）

※ この対応ルール（例）は、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合の対応に当たって参考となるよう、企業の取組事例を取りまとめたものです。職場の実態に応じて、ご活用ください。

※ 職場の対応ルールを定めた場合には、事業場の掲示板等に掲示するとともに、メールや社内のイントラネット等の複数の媒体で労働者に周知願います。

### 1 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者（社内担当者）への報告に関する事

(1) PCR検査等を実施することが決定した段階で、速やかに所属長に報告する。また、検査の結果が判明した際には、その結果を速やかに所属長に報告する（結果が陰性であった場合も含む）。

(2) 報告を受けた所属長は、事業場の人事担当部門（新型コロナウイルス対策本部や対応窓口が設置されている場合には当該部門）に報告する。

(3) 健康情報の取扱いは、必要最小限の関係者に限るものとする。

※ 健康情報取扱規程を定めている場合には、その取扱いに準じて健康情報の取扱いを行う関係者を定めることとする。

### 2 労働者が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に関する事

労働者が陽性者等であると判明した場合には、濃厚接触者の自宅待機などの保健所の指示に従うとともに、保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、事業場ごとに保健所との窓口となる担当者を決めておく。また、陽性者等の勤務状況や在籍する部署の座席表、フロアの見取り図を準備しておく。

### 3 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関する事

職場の消毒等については、保健所等より指示がある場合にはその指示に従い、特段の指示が無い場合には、以下の方法によって実施する。

#### (1) 消毒を行う箇所

##### ① 陽性者等の執務室

パソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、陽性

者等の椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など陽性者等が接触したと考えられる箇所

② 食堂、ロッカールーム、トイレなどの共有スペース

食堂の椅子やテーブル、会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座など陽性者等が接触したと考えられる箇所

(2) 使用する消毒液及び使用方法

陽性者等の周囲の高頻度接触部位などは、消毒用アルコール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等を消毒する。陽性者由来の液体（痰、血液、排泄物など）が付着した箇所の消毒については、消毒用エタノールや0.05～0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭又は30分間浸漬する。

(3) 消毒時に使用する保護具

清掃、消毒を行う者は、手袋、マスク、ゴーグル等の眼を防護するものなどの保護具を着用する。清拭には使い捨てのペーパータオルなどを用いる。また、手袋は滅菌したものでもなくとも差し支えないが、頑丈で水を通さない材質のものを用いる。

(4) 消毒後の手指の衛生

消毒の実施後は、手袋を外した後に流水・石鹼による手洗い、手指消毒用アルコール等による手指の衛生を必ず行う。

# 新型コロナウイルス感染症による労働災害も 労働者死傷病報告の提出が必要です。

## 従業員が新型コロナウイルス感染症により休業された事業者の皆様へ

労働者が就業中に新型コロナウイルス感染症に感染・発症し、休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要となります。

事業場で働く従業員の皆様が新型コロナウイルス感染症により休業した場合には、遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出してください。

※ ご提出の際は、電子申請や郵送の積極的な活用をお願いいたします。

事業者は、以下のような場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

(労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条)

- (1)労働者が労働災害により死亡し、又は休業したとき
- (2)労働者が就業中に負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき
- (3)労働者が事業場内又はその附属建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき

※ 労働者死傷病報告を提出せず、若しくは、虚偽の報告をした場合は、いわゆる「労災かくし」として、50万円以下の罰金に処されることがあります。

## 「労働者死傷病報告はどうやって作成すればいいの？」

労働者死傷病報告は、定められた様式（OCR式帳票）を用いて作成する必要があります。

専用の様式は、最寄りの労働基準監督署で配布しているほか、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」により、インターネット上で簡単に入力し、作成した帳票を印刷することができます。

<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

## ⇒ 新型コロナウイルス感染症による場合の記載例はウラ面参照

～職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために～  
チェックリストを活用し、職場における感染拡大防止のための基本的な対策の実施状況についてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000622716.pdf#page=36>



# 労働者死傷病報告

## 記入例

様式第23号(第97条関係)(表面)

労働保険番号(建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。)										事業の種類	
81001 131111234560000000										医療、福祉業	
事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと。)											
カナ コウセイカイロウドウビョウイン											
漢字 医療法人 厚生会 労働病院											
工事名											
職員記入欄											
事業場の所在地											
千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 電話 03(××××)▲▲▲▲											
郵便番号 労働者数 発生日時(時間は24時間表記とすること。)											
100-×××× 100人 7:平成 9:令和 9020401 1500											
被災労働者の氏名(姓と名の間は1文字空けること)											
カナ ロウドウ タロウ (32)歳											
漢字 労働 太郎 看護師 経験期間 12											
休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○)											
休業見込 3 傷病 傷病部位 被災地の場所											
新型コロナウイルス感染症による肺炎 呼吸器 勤務地内											
災害発生状況及び原因											
救急病棟に勤務中、〇月〇日に救急患者(後日、PCR検査の結果陽性判定)の吸引処置に当たった看護師に4月1日から発熱の症状が見られたため、PCR検査を実施したところ、4月2日に陽性判定となり、同日から入院したものと、勤務中は防護衣とマスクを着用していた。											
略図(発生時の状況を図示すること。)											
左記の災害発生状況及び原因以外に記載すべき事項がなければ記載不要です。											
感染場所ではなく、傷病名に記載した症状が現われた場所を記入してください。											
感染から発症までの経緯を簡潔に記入してください。											
事業場を代表する者など、報告権限を有する方が記入してください。											
報告書作成者 事務長 厚生 太郎											
国籍・地域コード 在留資格コード											
職員記入欄											
事故の型 発注者種別											
自由設定項目											

被災者が複数いる場合は、被災者ごとに報告する必要があります。

法人ではなく、事業場全体の労働者数を記入してください。

陽性判定日ではなく、傷病名に記載した症状が現われた日付を記入してください。

記載例のとおりに入力してください。 ※ 医師の診断結果が記載例と異なる場合にはその内容を記入

救急病棟に勤務中、〇月〇日に救急患者(後日、PCR検査の結果陽性判定)の吸引処置に当たった看護師に4月1日から発熱の症状が見られたため、PCR検査を実施したところ、4月2日に陽性判定となり、同日から入院したものと、勤務中は防護衣とマスクを着用していた。

医療法人 厚生会労働病院  
病院長 安衛 法子

記名・押印に代えて、署名によることができます。

令和2年 4月10日  
霞ヶ関 労働基準監督署長殿

事業者職氏名

薬生安発 0807 第 1 号  
令和 2 年 8 月 7 日

各 

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
( 公 印 省 略 )

患者からの医薬品副作用報告に関する広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月 26 日付け薬生安発 0326 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知「患者からの医薬品副作用報告について」によりお知らせしたとおり、平成 31 年 3 月 26 日から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）において、患者からの医薬品副作用報告の受付を開始しております。

医薬品による副作用が疑われる症例についての情報を、患者又はその家族から直接収集し、医薬品の安全対策に活用するために、本報告について、広く患者、国民の皆様に認知していただく必要があることから、別添のとおり、PMDAにおいて広報資料を作成し、その周知に努めているところです。

つきましては、貴職においてご了知の上、当該広報資料について貴管下関係機関及び関係事業者に周知し、広報にご協力いただくとともに、毎年、10 月 17 日から 23 日までの「薬と健康の週間」等の機会において、貴都道府県、保健所設置市又は特別区の広報誌やホームページに掲載いただくなど、ご協力をお願い申し上げます。

また、PMDAにおいては、下記のとおり広報資料を無料で配布しており、PMDAのホームページからもダウンロードすることができますので、ご活用ください。

なお、患者からの医薬品副作用報告は、医薬品副作用被害救済制度における請求とは異なります。救済制度での医療費等の請求については別の手続きが必要となる点にご留意願います。

記

広報資料

(1) ポスター（A3）、リーフレット（A4）：同一の図柄です

①PMDAからの配布：Eメール ([kanjahokoku-question@pmda.go.jp](mailto:kanjahokoku-question@pmda.go.jp)) にて必要部数と送付先をご連絡ください。

②PMDAホームページからのダウンロード

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/patients/0004.html>

(2) 広報誌用の媒体

別添にて広告例(原稿)をお送りします。広報誌に掲載するなどのために電子媒体をご希望の場合には、PMDAまでEメール ([kanjahokoku-question@pmda.go.jp](mailto:kanjahokoku-question@pmda.go.jp)) にてご連絡ください。

(本件に関する照会先)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 安全性情報・企画管理部 患者副作用報告係

Eメール：[kanjahokoku-question@pmda.go.jp](mailto:kanjahokoku-question@pmda.go.jp)

(患者からの医薬品副作用報告のウェブサイト)

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/patients/0004.html>

(本件通知担当者)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

勝山(内線2691)、平野(内線2756)

(代表電話) 03-5253-1111

ピー・エム・ディー・エー **Pmda** にくすりの副作用が出たら、  
**Pmda**にお知らせください

# 患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告

検索



くすりの副作用かしら…



PMDAくすり相談窓口 ☎03-3506-9457  
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構 厚生労働省

⚠️ ご注意 ⚠️

「医薬品副作用被害救済制度」による給付金請求は患者副作用報告とは別の手続きが必要です。

詳細は 医薬品副作用被害救済制度 検索



ピー・エム・ディー・エー **Pmda** にくすりの副作用が出たら、  
**Pmda**にお知らせください

# 患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告 検索



PMDAくすり相談窓口 ☎03-3506-9457  
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構  
厚生労働省

ピー・エム・ディー・エー **Pmda** にくすりの副作用が出たら、  
**Pmda**にお知らせください

# 患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告 検索



独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構  
厚生労働省  
PMDAくすり相談窓口   
☎03-3506-9457  
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

ピー・エム・ディー・エー **Pmda** にくすりの副作用が出たら、  
**Pmda**にお知らせください

# 患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告

検索



PMDAくすり相談窓口  
☎03-3506-9457  
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)



独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構 厚生労働省

ピー・エム・ディー・エー **Pmda** へくすりの副作用が出たら、  
**Pmda**にお知らせください

**患者副作用報告**

詳細は

患者副作用報告

検索



くすりの副作用がしら…



PMDAくすり相談窓口 ☎03-3506-9457  
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構 厚生労働省

⚠️ ご注意 ⚠️

「医薬品副作用被害救済制度」による給付金請求は患者副作用報告とは別の手続きが必要です。

詳細は 医薬品副作用被害救済制度 検索



ピー・エム・ディー・エー **Pmda** へくすりの副作用が出たら、  
**Pmda**にお知らせください

**患者副作用報告**

詳細は

患者副作用報告

検索



PMDAくすり相談窓口 ☎03-3506-9457  
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構 厚生労働省

ピー・エム・ディー・エー **Pmda** へくすりの副作用が出たら、  
**Pmda**にお知らせください

**患者副作用報告**

詳細は

患者副作用報告

検索



独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構 厚生労働省  
PMDAくすり相談窓口 ☎03-3506-9457  
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

ピー・エム・ディー・エー **Pmda** へくすりの副作用が出たら、  
**Pmda**にお知らせください

**患者副作用報告**

詳細は

患者副作用報告

検索



PMDAくすり相談窓口 ☎03-3506-9457  
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)



独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構 厚生労働省

事 務 連 絡

令 和 2 年 8 月 7 日

各 都 道 府 県

各 保 健 所 設 置 市

各 特 別 区

衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

後発医薬品品質情報の発行について

後発医薬品品質情報 No. 14 を発行いたしました。以下のURLで公開していますので、御活用いただきますよう貴管下関係者に対して周知をお願いいたします。

後発医薬品品質情報のURL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iyakuhin/kouhatsu\\_iyakuhin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/kouhatsu_iyakuhin/index.html)

# 商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

2020年5月分

May, 2020

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department  
Minister's Secretariat  
Ministry of Economy, Trade and Industry

# 商業動態統計調査 -利用上の注意-

本統計表は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

## 1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成することを目的としている。

## 2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

## 3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」（平成25年[2013年]10月改定）のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

## 4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省が委託する民間事業者を通じて報告義務者に調査票の記入を依頼し、調査票を回収する。  
(なお、丁2票については経済産業大臣が別に定める方法（POSデータ等の組替え集計）を併用している)

## 5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、毎四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

## 6. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

### (1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

### (2) 乙票の対象範囲

甲票の対象を除いた卸売事業所及び丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

### (3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー（12. (3)参照）に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

### (4) 丁1票の対象範囲

コンビニエンスストア（日本標準産業分類 細分類5891）を50店舗以上有するチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

### (5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業（中古品を除く）又は細分類5932-電気事務機械器具小売業（中古品を除く）に属する事業所（売場面積500㎡以上の家電大型専門店）を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

### (6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

### (7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

## 7. 標本設計

本調査のうち乙票の対象は、経済センサス-活動調査の対象事業所を母集団とし、甲票、丙票の調査対象事業所及び丁1～4票の調査対象企業の傘下事業所のうち丁調査の要件を満たす事業所分を除外した上で業種別に目標精度が5%以下（卸売業は8%以下）（標準誤差率表示）となるように標本数を決め、無作為で抽出している。

## 8. 業種別販売額の推定方法

業種別販売額の推定は、標本調査の結果から比推定によって行っている（ただし、百貨店・スーパー分は実額加算）。比推定とは、当該月に回収された調査票と前月に回収された調査票を照合し、両月とも報告されている事業所のみ販売額を業種別・従業者規模別（以下「セル別」という）に合計し、対前月比を求め、前月のセル別の販売総額にその比率を乗じ、セル別販売総額を業種別に合計する方法で、算式は下記のとおりである。また、企業調査である「コンビニエンスストア」「家電大型専門店」「ドラッグストア」「ホームセンター」については、それぞれ、「飲食料点小売業」「機械器具小売業」「医薬品・化粧品小売業」「その他小売業」に企業推計分として組み込まれる。

	シェーバー、シェーバー替刃、ドライヤー、ヘアアイロン、マッサージチェア、マッサージ器具、フェイスクケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電動歯ブラシ用替えブラシ、電子血圧計、電子体温計、体組成計、電気治療器、吸入器、電子歩数計、フィットネス器具など
	エアコン、扇風機、サーキュレーター、冷風機・冷風扇、空気清浄機、除湿機、加湿器、電気ストーブ、電気温風機、電気カーペット、電気毛布、電気こたつ、石油暖房器具、ガス暖房器具、換気扇など
その他	照明器具、温水洗浄便座、ヒートポンプ給湯器、モニター付ドアホン、火災警報器、太陽光発電など
	電池、管球、配線器具、腕時計、掛/置時計、電動アシスト自転車、玩具、電子応用玩具（テレビゲーム機本体、携帯ゲーム機本体は除く）、食料品、お酒、その他上記商品分類に含まれない商品など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（6. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
O T C 医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレットペーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シーツ等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

## 5. 家電大型専門店販売額の動向

2020年5月の家電大型専門店販売額は3795億円、前年同月比で見ると8.8%の増加となった。商品別にみると、情報家電が同40.6%の増加、AV家電が同19.7%の増加、生活家電が同8.6%の増加となった。

一方、カメラ類が同▲61.0%の減少、通信家電が同▲27.1%の減少、その他が同▲7.9%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
3,795	515	923	195	54	1,771	336	2,555
8.8	19.7	40.6	▲27.1	▲61.0	8.6	▲7.9	1.9

## 6. ドラッグストア販売額の動向

2020年5月のドラッグストア販売額は6070億円、前年同月比で見ると6.4%の増加となった。

商品別にみると、ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビーが同29.2%の増加、食品が同20.7%の増加、その他が同12.9%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同11.1%の増加、トイレタリーが同2.7%の増加、調剤医薬品が同2.4%の増加となった。

一方、ビューティケア(化粧品・小物)が同▲18.5%の減少、健康食品が同▲6.2%の減少、OTC医薬品が同▲5.3%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレ タリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食品	その他	店舗数
6,070	447	709	448	175	699	542	967	1,965	118	16,613
6.4	2.4	▲5.3	29.2	▲6.2	▲18.5	2.7	11.1	20.7	12.9	3.7

## 7. ホームセンター販売額の動向

2020年5月のホームセンター販売額は3382億円、前年同月比で見ると11.2%の増加となった。

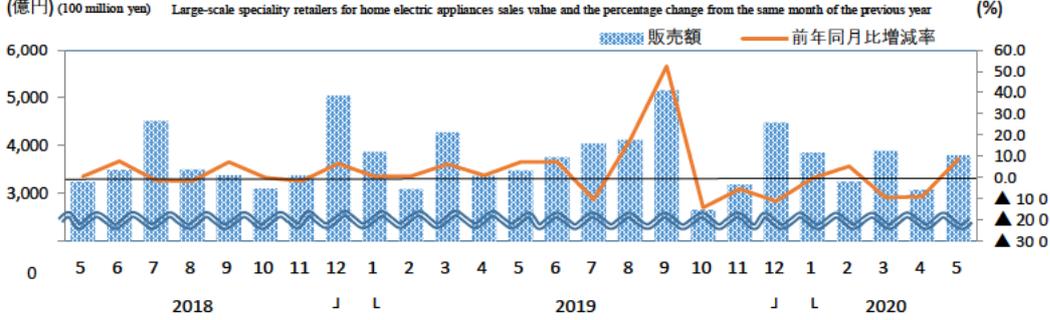
商品別にみると、インテリアが同24.0%の増加、DIY用具・素材が同21.3%の増加、電気が同14.9%の増加、園芸・エクステリアが同13.9%の増加、ペット・ペット用品が同7.4%の増加、家庭用品・日用品が同7.1%の増加、その他が同4.3%の増加となった。

一方、オフィス・カルチャーが同▲20.8%の減少、カー用品・アウトドアが同▲3.3%の減少となった。

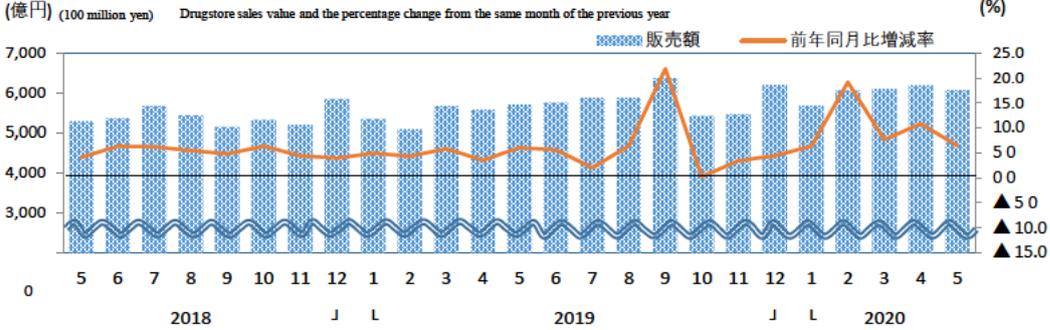
(単位:億円、店、%)

合計	DIY用 具・素材	電気	インテリア	家庭用 品・ 日用品	園芸・ エクステ リア	ペット・ ペット用 品	カー用 品・アウ トドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
3,382	780	160	241	657	792	232	161	93	265	4,364
11.2	21.3	14.9	24.0	7.1	13.9	7.4	▲3.3	▲20.8	4.3	0.4

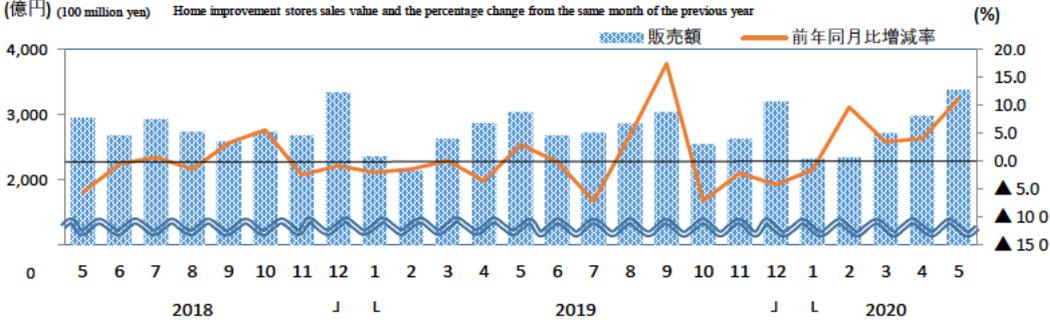
家電大型専門店販売額・前年同月比増減率の推移



ドラッグストア販売額・前年同月比増減率の推移



ホームセンター販売額・前年同月比増減率の推移



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale specialty retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale specialty retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	
2017年	43,115	3.1	2,529	60,580	5.4	15,049	32,942	▲0.4	4,304	CY 2017
2018	43,912	2.1	2,498	63,644	5.9	15,660	32,853	▲0.3	4,346	2018
2019	45,454	3.5	2,547	68,356	5.6	16,422	32,748	▲0.3	4,357	2019
2017年度	43,348	3.3	2,467	61,503	6.4	15,076	32,908	▲0.4	4,298	FY 2017
2018	44,203	2.1	2,496	64,667	5.3	15,859	32,775	▲0.4	4,338	2018
2019	45,213	2.3	2,546	70,096	7.1	16,511	33,010	0.7	4,355	2019
2019年 1~3月	11,223	2.7	2,496	16,105	5.0	15,859	7,134	▲1.1	4,338	Q1 2019
4~6	10,593	5.2	2,511	17,041	5.1	16,042	8,594	▲0.2	4,352	Q2
7~9	13,316	16.8	2,515	18,128	9.7	16,169	8,636	4.6	4,353	Q3
10~12	10,322	▲10.3	2,547	17,082	2.7	16,422	8,384	▲4.4	4,357	Q4
2020年 1~3月	10,982	▲2.3	2,546	17,844	10.8	16,511	7,397	3.7	4,355	Q1 2020
2019年 3月	4,277	6.3	2,496	5,668	5.8	15,859	2,632	0.1	4,338	Mar 2019
4	3,364	0.9	2,503	5,580	3.5	15,944	2,870	▲3.5	4,345	Apr
5	3,477	7.3	2,501	5,706	6.0	16,019	3,040	3.0	4,346	May
6	3,752	7.3	2,511	5,755	5.6	16,042	2,684	▲0.1	4,352	Jun
7	4,046	▲10.4	2,511	5,878	2.0	16,104	2,724	▲7.1	4,353	Jul
8	4,116	17.6	2,516	5,881	6.4	16,144	2,866	4.7	4,351	Aug
9	5,154	52.4	2,515	6,370	21.8	16,169	3,045	17.5	4,353	Sep
10	2,659	▲14.2	2,520	5,420	0.2	16,241	2,550	▲7.1	4,356	Oct
11	3,185	▲5.5	2,540	5,467	3.4	16,346	2,629	▲2.1	4,358	Nov
12	4,478	▲11.2	2,547	6,195	4.4	16,422	3,205	▲4.2	4,357	Dec
2020年 1月	3,851	▲0.3	2,538	5,683	6.3	16,444	2,326	▲1.5	4,352	Jan 2020
2	3,245	5.2	2,540	6,064	19.1	16,456	2,347	9.7	4,349	Feb
3	3,885	▲9.5	2,546	6,097	7.6	16,511	2,723	3.5	4,355	Mar
4	3,073	▲9.0	2,551	6,184	10.8	16,550	2,986	4.1	4,362	Apr
5	3,795	8.8	2,555	6,070	6.4	16,613	3,382	11.2	4,364	May

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。  
Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品	OTC医薬品	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー	健康食品	ビューティケア (化粧品・小物)	トイレタリー	家庭用品・日用 消耗品・ペット用品	食品	その他	店舗数 (店) Number of establishments	Year and Month
		Dispensing pharmaceutical products	Over the counter medical products	Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	Health foods	Beauty care (cosmetic products and goods)	Toiletry goods	Household utensils, daily necessities, pet products	Food	Others		
2017年	6,057,971	387,005	865,848	419,021	206,730	910,175	582,151	926,210	1,620,640	140,191	15,049	C Y 2017
2018	6,364,419	389,421	880,698	424,010	217,745	963,666	603,589	967,365	1,806,148	111,777	15,660	2018
2019	6,835,625	552,460	900,222	432,996	221,759	1,008,208	628,686	1,027,487	1,942,024	121,783	16,422	2019
2017年度	6,150,343	391,941	874,158	425,313	207,948	926,657	586,106	935,870	1,668,920	133,430	15,076	F Y 2017
2018	6,466,668	423,618	886,085	426,458	220,080	973,976	609,163	978,895	1,834,009	114,384	15,859	2018
2019	7,009,565	569,251	908,890	463,886	224,578	1,003,216	639,068	1,068,933	2,008,449	123,294	16,511	2019
2019年 1~3月	1,610,493	131,545	224,142	112,770	52,678	233,477	145,345	230,935	451,406	28,195	15,859	Q1 2019
4~6	1,704,099	135,564	221,172	103,706	55,546	256,577	157,604	256,768	486,595	30,567	16,042	Q2
7~9	1,812,841	140,083	232,615	107,807	60,342	274,172	172,051	284,298	509,808	31,665	16,169	Q3
10~12	1,708,192	145,268	222,293	108,713	53,193	243,982	153,686	255,486	494,215	31,356	16,422	Q4
2020年 1~3月	1,784,433	148,336	232,810	143,660	55,497	228,485	155,727	272,381	517,831	29,706	16,511	Q1 2020
2019年 3月	566,836	47,022	80,905	36,925	18,186	85,131	51,449	80,131	157,431	9,656	15,859	Mar 2019
4	557,982	46,976	73,214	34,557	17,842	84,504	51,029	81,186	158,806	9,868	15,944	Apr
5	570,645	43,684	74,858	34,668	18,628	85,745	52,811	87,020	162,782	10,449	16,019	May
6	575,472	44,904	73,100	34,481	19,076	86,328	53,764	88,562	165,007	10,250	16,042	Jun
7	587,798	46,802	76,135	35,033	19,627	87,422	54,713	91,163	166,574	10,329	16,104	Jul
8	588,087	46,175	75,258	34,785	19,797	86,603	54,645	90,245	170,115	10,464	16,144	Aug
9	636,956	47,106	81,222	37,989	20,918	100,147	62,693	102,890	173,119	10,872	16,169	Sep
10	541,989	46,812	69,578	32,855	17,164	75,495	47,562	80,751	161,829	9,943	16,241	Oct
11	546,720	47,241	72,366	35,026	17,153	77,262	49,808	80,227	157,700	9,937	16,346	Nov
12	619,483	51,215	80,349	40,832	18,876	91,225	56,316	94,508	174,686	11,476	16,422	Dec
2020年 1月	568,315	46,247	75,863	47,852	19,137	78,116	50,108	82,192	159,101	9,699	16,444	Jan 2020
2	606,416	49,999	80,310	53,315	18,949	73,905	52,606	94,944	172,580	9,808	16,456	Feb
3	609,702	52,090	76,637	42,493	17,411	76,464	53,013	95,245	186,150	10,199	16,511	Mar
4	618,363	52,215	72,425	40,897	17,145	71,474	53,774	97,577	202,064	10,792	16,550	Apr
5	607,007	44,743	70,924	44,778	17,467	69,872	54,216	96,686	196,525	11,796	16,613	May
2017年	5.4	2.0	3.8	4.2	4.6	6.4	3.1	4.5	8.4	3.8	5.0	C Y 2017
2018	5.9	4.4	3.1	1.9	6.6	6.6	4.4	4.7	9.5	6.5	4.8	2018
2019	5.6	11.1	3.4	3.2	3.0	4.1	3.7	6.2	7.5	6.9	5.0	2019
2017年度	6.4	6.8	4.5	5.9	4.7	7.6	3.4	4.7	9.4	4.8	4.7	F Y 2017
2018	5.3	3.6	2.7	1.1	7.1	5.5	4.4	4.8	8.4	7.1	5.4	2018
2019	7.1	12.9	3.5	9.6	2.9	2.6	4.6	9.2	9.5	6.3	4.1	2019
2019年 1~3月	5.0	5.9	3.7	3.3	5.8	4.1	3.6	5.3	6.6	8.1	5.4	Q1 2019
4~6	5.1	12.3	2.7	1.5	2.2	3.5	2.1	5.4	7.3	9.9	5.1	Q2
7~9	9.7	15.6	7.9	6.1	4.9	10.5	10.0	13.4	8.8	6.8	4.8	Q3
10~12	2.7	11.0	▲0.4	1.9	▲1.0	▲1.8	▲0.8	0.8	7.3	3.2	5.0	Q4
2020年 1~3月	10.8	12.8	3.9	27.4	5.4	▲2.1	7.1	17.9	14.7	5.4	4.1	Q1 2020
2019年 3月	5.8	4.0	3.9	3.3	4.4	4.0	5.5	7.3	8.1	8.9	5.4	Mar 2019
4	3.5	14.9	0.7	0.1	1.3	0.8	0.2	2.5	6.2	8.4	5.4	Apr
5	6.0	11.2	4.5	2.5	2.8	4.8	3.0	7.4	7.9	12.6	5.4	May
6	5.6	10.7	3.1	2.0	2.6	5.0	3.0	6.1	7.9	8.7	5.1	Jun
7	2.0	14.0	1.3	▲2.3	▲3.7	▲1.9	▲1.2	4.5	3.2	5.2	5.2	Jul
8	6.4	14.2	3.7	3.3	2.4	4.6	5.0	8.3	7.7	8.6	5.2	Aug
9	21.8	18.6	19.8	18.4	17.4	31.4	28.0	28.4	15.9	6.7	4.8	Sep
10	0.2	10.5	▲4.7	▲3.0	▲4.6	▲6.3	▲5.9	▲1.8	7.4	6.2	5.1	Oct
11	3.4	11.1	1.6	2.2	▲0.4	▲0.4	▲0.1	1.2	7.3	5.0	5.1	Nov
12	4.4	11.3	1.6	5.9	2.0	1.0	3.3	2.7	7.4	▲0.6	5.0	Dec
2020年 1月	6.3	11.0	0.8	21.0	7.6	2.0	4.3	5.1	7.8	▲0.0	5.0	Jan 2020
2	19.1	16.7	18.1	46.9	13.4	3.0	14.7	30.8	17.9	11.0	4.7	Feb
3	7.6	10.8	▲5.3	15.1	▲4.3	▲10.2	3.0	18.9	18.2	5.6	4.1	Mar
4	10.8	11.2	▲1.1	18.3	▲3.9	▲15.4	5.4	20.2	27.2	9.4	3.8	Apr
5	6.4	2.4	▲5.3	29.2	▲6.2	▲18.5	2.7	11.1	20.7	12.9	3.7	May

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。  
 Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第2表 経済産業局別販売額等及び前年（度、同期、同月）比増減率

Table2 Sales value by regional bureaus of METI and the percentage change from the same month/term of the previous year

年 月	北海道 Hokkaido		東北 Tohoku		関東 Kanto		中部 Chubu		近畿 Kansai		中国 Chugoku		四国 Shikoku		九州 Kyushu		沖縄 Okinawa		Year and month
	店舗数 Establishments																		
2017年	252,551	679	401,373	1,022	2,611,790	6,449	727,790	1,843	912,073	2,261	312,617	777	182,383	481	632,609	1,475	24,785	62	C Y 2017
2018	262,421	692	424,391	1,093	2,724,376	6,705	776,216	1,939	961,747	2,322	332,238	813	194,766	512	659,041	1,513	29,223	71	2018
2019	278,259	701	459,297	1,199	2,981,087	7,038	838,113	2,064	1,011,378	2,438	353,077	844	206,275	530	680,424	1,531	27,715	77	2019
2017年度	255,331	675	407,649	1,037	2,644,751	6,464	742,578	1,851	930,218	2,253	317,523	781	185,982	492	640,075	1,461	26,236	62	F Y 2017
2018	265,867	693	430,979	1,138	2,780,400	6,816	788,542	1,956	972,195	2,350	337,694	823	197,662	509	664,540	1,500	28,789	74	2018
2019	283,490	703	475,334	1,209	3,061,609	7,068	866,335	2,098	1,028,672	2,460	361,440	841	210,851	525	693,790	1,529	28,044	78	2019
2019年 1~3月	67,361	693	107,005	1,138	705,787	6,816	194,593	1,956	237,039	2,350	82,767	823	48,438	509	161,103	1,500	6,400	74	Q1 2019
4~6	68,395	696	113,763	1,153	739,147	6,885	208,615	1,989	256,585	2,384	86,646	836	51,847	511	171,980	1,512	7,121	76	Q2
7~9	72,351	699	122,939	1,175	790,180	6,937	222,016	2,010	266,623	2,405	96,871	839	55,550	518	178,785	1,511	7,526	75	Q3
10~12	70,152	701	115,590	1,199	745,973	7,038	212,889	2,064	251,131	2,438	86,793	844	50,440	530	168,556	1,531	6,668	77	Q4
2020年 1~3月	72,592	703	123,042	1,209	786,309	7,068	222,815	2,098	254,333	2,460	91,130	841	53,014	525	174,469	1,529	6,729	78	Q1 2020
2019年 3月	20,823	693	35,656	1,138	249,593	6,816	68,341	1,956	85,529	2,350	30,577	823	17,119	509	57,002	1,500	2,196	74	Mar 2019
4	22,440	695	37,232	1,143	242,661	6,848	67,285	1,967	84,584	2,365	27,301	832	16,897	513	57,173	1,507	2,409	74	Apr
5	22,379	697	37,751	1,151	248,622	6,884	69,247	1,975	85,470	2,379	29,606	836	17,457	512	57,743	1,509	2,370	76	May
6	23,576	696	38,780	1,153	247,864	6,885	72,083	1,989	86,531	2,384	29,739	836	17,493	511	57,064	1,512	2,342	76	Jun
7	23,262	694	39,493	1,166	255,282	6,904	72,254	2,003	86,815	2,392	31,689	837	17,564	509	58,862	1,523	2,577	76	Jul
8	24,259	697	41,691	1,170	257,869	6,929	71,360	2,008	84,750	2,398	29,991	839	18,027	514	57,789	1,513	2,351	76	Aug.
9	24,830	699	41,755	1,175	277,029	6,937	78,402	2,010	95,058	2,405	35,191	839	19,959	518	62,134	1,511	2,598	75	Sep
10	24,956	696	39,037	1,184	235,756	6,974	67,571	2,022	77,555	2,410	26,456	839	15,527	525	53,021	1,515	2,110	76	Oct
11	21,606	700	36,515	1,190	239,917	7,009	68,478	2,049	81,188	2,427	27,120	841	16,179	528	53,591	1,525	2,126	77	Nov.
12	23,590	701	40,038	1,199	270,300	7,038	76,840	2,064	92,388	2,438	33,217	844	18,734	530	61,944	1,531	2,432	77	Dec
2020年 1月	24,475	701	39,813	1,202	249,537	7,053	69,652	2,069	82,800	2,440	28,172	846	16,554	528	55,052	1,528	2,260	77	Jan 2020
2	24,534	700	41,143	1,205	268,668	7,052	76,511	2,078	85,666	2,444	30,869	845	17,959	527	58,682	1,527	2,384	78	Feb
3	23,583	703	42,086	1,209	268,104	7,068	76,652	2,098	85,867	2,460	32,089	841	18,501	525	60,735	1,529	2,085	78	Mar
4	23,168	703	43,091	1,222	265,178	7,073	80,760	2,107	86,020	2,464	33,948	844	19,427	528	64,417	1,530	2,354	79	Apr
5	23,143	699	41,351	1,230	259,471	7,106	80,086	2,131	85,353	2,464	33,252	845	19,345	528	62,907	1,534	2,099	76	May
2017年	5.2	3.8	6.3	6.3	4.1	4.3	5.7	7.2	7.7	5.2	6.8	5.0	6.0	6.9	5.7	3.5	8.2	12.7	C Y 2017
2018	4.1	2.5	5.7	6.9	5.2	4.7	6.7	5.2	8.0	4.2	6.3	4.8	6.8	6.4	4.8	4.7	17.9	14.5	2018
2019	6.0	1.3	7.9	9.7	5.6	5.0	7.4	6.4	3.9	5.0	6.3	3.8	5.9	3.5	3.9	2.8	11.6	11.6	2019
2017年度	5.3	3.1	6.5	6.7	5.3	4.2	7.1	5.8	9.7	4.8	6.9	4.3	7.1	7.7	5.7	4.0	15.9	6.9	F Y 2017
2018	4.3	2.7	5.6	9.7	4.9	5.4	6.1	5.7	6.1	4.3	6.4	5.4	6.3	3.5	4.5	4.2	14.1	23.3	2018
2019	6.6	1.4	10.0	6.2	7.2	3.7	9.5	7.3	4.8	4.7	7.0	2.2	6.7	3.1	4.9	1.9	10.3	5.4	2019
2019年 1~3月	5.4	2.7	6.2	9.7	4.9	5.4	6.2	5.7	3.3	4.3	7.1	5.4	6.4	3.5	4.2	4.2	10.2	23.3	Q1 2019
4~6	5.5	3.0	7.0	9.3	4.7	5.1	7.0	6.1	3.3	4.3	5.7	4.2	6.5	2.6	4.6	3.9	13.6	20.6	Q2
7~9	6.9	2.3	10.3	9.7	10.4	5.1	11.6	5.7	8.0	3.6	12.5	4.0	11.0	3.0	6.3	2.4	17.6	17.2	Q3
10~12	6.4	1.3	7.8	9.7	2.6	5.0	5.0	6.4	0.8	5.0	▲0.1	3.8	▲0.1	3.5	0.6	2.8	5.0	11.6	Q4
2020年 1~3月	7.8	1.4	15.0	6.2	11.4	3.7	14.5	7.3	7.3	4.7	10.1	2.2	9.4	3.1	8.3	1.9	5.1	5.4	Q1 2020
2019年 3月	4.9	2.7	8.2	9.7	5.7	5.4	6.6	5.7	4.4	4.3	9.5	5.4	6.9	3.5	3.7	4.2	9.0	23.3	Mar 2019
4	4.5	3.1	5.1	9.6	3.3	5.4	4.0	5.8	1.8	4.2	1.6	5.1	4.0	4.3	5.5	4.5	17.6	19.4	Apr
5	6.3	3.1	9.2	9.9	5.9	5.4	7.4	6.1	4.0	4.5	7.9	4.4	8.2	3.2	4.2	4.0	12.1	20.6	May
6	5.6	3.0	6.7	9.3	4.8	5.1	9.5	6.1	4.2	4.3	7.7	4.2	7.4	2.6	4.2	3.9	11.1	20.6	Jun
7	4.2	2.2	4.3	9.5	1.6	5.1	5.0	6.5	▲0.4	4.1	1.8	4.2	0.4	2.4	1.3	4.2	17.2	20.6	Jul
8	4.7	2.7	9.5	9.3	8.2	5.4	7.6	6.4	3.0	4.2	5.6	4.1	5.3	2.4	1.9	3.2	11.4	20.6	Aug.
9	11.8	2.3	17.6	9.7	22.5	5.1	22.6	5.7	22.9	3.6	32.3	4.0	29.2	3.0	16.4	2.4	24.2	17.2	Sep
10	15.4	1.8	11.0	9.3	0.2	5.3	3.7	5.5	▲4.1	5.0	▲8.4	4.5	▲6.1	3.8	▲4.1	2.4	1.4	11.6	Oct
11	▲0.4	2.0	4.2	9.3	3.2	5.3	6.1	6.1	3.2	4.9	3.3	4.0	2.8	3.5	2.7	2.4	1.4	11.6	Nov.
12	4.3	1.3	8.3	9.7	4.4	5.0	5.2	6.4	2.9	5.0	4.7	3.8	2.9	3.5	3.1	2.8	11.8	11.6	Dec
2020年 1月	1.7	1.3	7.4	10.0	6.4	4.9	8.8	6.7	8.2	5.0	5.0	4.1	3.4	3.1	3.2	2.1	3.4	6.9	Jan 2020
2	9.1	1.0	20.0	9.7	21.2	4.5	22.9	6.5	14.2	4.6	21.7	3.8	17.3	3.1	15.6	1.9	18.1	6.8	Feb
3	13.3	1.4	18.0	6.2	7.4	3.7	12.2	7.3	0.4	4.7	4.9	2.2	8.1	3.1	6.5	1.9	▲5.1	5.4	Mar
4	3.2	1.2	15.7	6.9	9.3	3.3	20.0	7.1	1.7	4.2	24.3	1.4	15.0	2.9	12.7	1.5	▲2.3	6.8	Apr
5	3.4	0.3	9.5	6.9	4.4	3.2	15.7	7.9	▲0.1	3.6	12.3	1.1	10.8	3.1	8.9	1.7	▲11.4	0.0	May

注：前年（度、同期、同月）比増減率は、ギャップを調整するリンク係数（付表参照）で処理した数値で計算している。  
 Note: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

## 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month
	店舗数 Establishments												
2017年	252,551	679	51,086	150	68,861	179	113,002	268	37,646	115	47,260	126	C Y 2017
2018	262,421	692	54,561	162	72,372	190	118,832	287	40,229	124	50,843	137	2018
2019	278,259	701	58,523	172	76,994	195	128,641	319	43,495	136	56,586	166	2019
2017年度	255,331	675	51,930	152	69,680	179	114,741	274	38,394	116	48,240	128	F Y 2017
2018	265,867	693	55,440	162	73,539	191	120,538	304	40,768	127	51,770	155	2018
2019	283,490	703	60,511	176	78,738	197	133,260	321	45,113	135	59,126	166	2019
2019年1～3月	67,361	693	13,582	162	18,044	191	30,165	304	10,014	127	12,915	155	Q1 2019
4～6	68,395	696	14,504	164	19,570	190	31,748	310	10,798	130	13,818	156	Q2
7～9	72,351	699	15,701	169	20,368	192	34,291	317	11,725	133	15,379	160	Q3
10～12	70,152	701	14,736	172	19,012	195	32,437	319	10,958	136	14,474	166	Q4
2020年1～3月	72,592	703	15,570	176	19,788	197	34,784	321	11,632	135	15,455	166	Q1 2020
2019年3月	20,823	693	4,463	162	6,143	191	10,116	304	3,312	127	4,305	155	Mar 2019
4	22,440	695	4,760	164	6,316	189	10,457	308	3,495	128	4,582	155	Apr
5	22,379	697	4,870	165	6,535	189	10,469	308	3,610	130	4,556	156	May
6	23,576	696	4,874	164	6,719	190	10,822	310	3,693	130	4,680	156	Jun
7	23,262	694	5,029	167	6,563	191	11,077	316	3,737	131	4,921	157	Jul
8	24,259	697	5,248	167	6,894	191	11,548	317	3,968	132	5,283	159	Aug
9	24,830	699	5,424	169	6,911	192	11,666	317	4,020	133	5,175	160	Sep
10	24,956	696	4,816	170	6,292	193	10,984	319	3,693	135	4,997	163	Oct
11	21,606	700	4,664	171	6,029	194	10,237	318	3,459	135	4,549	165	Nov
12	23,590	701	5,256	172	6,691	195	11,216	319	3,806	136	4,928	166	Dec
2020年1月	24,475	701	4,994	172	6,448	197	11,218	320	3,822	135	5,018	166	Jan 2020
2	24,534	700	5,238	173	6,611	197	11,662	322	3,853	135	5,149	166	Feb
3	23,583	703	5,338	176	6,729	197	11,904	321	3,957	135	5,288	166	Mar
4	23,168	703	5,395	176	6,981	201	12,118	324	4,050	136	5,528	169	Apr
5	23,143	699	5,288	176	6,719	204	11,511	328	3,885	136	5,169	170	May
2017年	5.2	3.8	6.5	6.4	4.8	3.5	5.8	5.5	8.5	7.5	8.6	9.6	C Y 2017
2018	4.1	2.5	6.8	8.0	5.1	6.1	5.2	7.1	6.9	7.8	7.6	8.7	2018
2019	6.0	1.3	7.3	6.2	6.4	2.6	7.9	11.1	8.1	9.7	11.1	21.2	2019
2017年度	5.3	3.1	6.4	7.0	5.1	4.1	6.2	5.8	8.3	6.4	8.5	9.4	F Y 2017
2018	4.3	2.7	6.8	6.6	5.5	6.7	5.0	10.9	6.2	9.5	7.3	21.1	2018
2019	6.6	1.4	9.1	8.6	7.1	3.1	10.2	5.6	10.7	6.3	14.1	7.1	2019
2019年1～3月	5.4	2.7	6.9	6.6	6.9	6.7	5.6	10.9	5.7	9.5	7.6	21.1	Q1 2019
4～6	5.5	3.0	6.6	5.8	8.4	3.3	6.3	11.9	8.6	11.1	8.2	18.2	Q2
7～9	6.9	2.3	10.0	5.6	7.4	3.8	10.7	13.6	10.7	9.0	14.2	19.4	Q3
10～12	6.4	1.3	5.4	6.2	2.9	2.6	8.6	11.1	7.3	9.7	14.2	21.2	Q4
2020年1～3月	7.8	1.4	14.6	8.6	9.7	3.1	15.3	5.6	16.2	6.3	19.7	7.1	Q1 2020
2019年3月	4.9	2.7	6.6	6.6	9.7	6.7	7.7	10.9	7.0	9.5	11.2	21.1	Mar 2019
4	4.5	3.1	5.0	6.5	5.1	5.0	4.5	12.4	5.9	9.4	8.0	19.2	Apr
5	6.3	3.1	9.0	7.1	10.5	4.4	8.2	12.4	11.2	11.1	10.4	18.2	May
6	5.6	3.0	5.9	5.8	9.5	3.3	6.1	11.9	8.6	11.1	6.3	18.2	Jun
7	4.2	2.2	4.7	5.0	1.0	3.2	4.5	14.1	4.3	9.2	7.7	17.2	Jul
8	4.7	2.7	7.5	4.4	6.2	2.7	10.2	13.6	9.0	10.0	14.8	18.7	Aug
9	11.8	2.3	18.2	5.6	15.5	3.8	17.9	13.6	19.2	9.0	20.7	19.4	Sep
10	15.4	1.8	4.6	5.6	3.2	2.1	12.4	12.7	10.7	9.8	19.7	19.9	Oct
11	▲0.4	2.0	4.8	5.6	1.5	2.6	4.4	11.6	3.1	9.8	7.8	19.6	Nov
12	4.3	1.3	6.7	6.2	4.0	2.6	9.0	11.1	8.1	9.7	15.0	21.2	Dec
2020年1月	1.7	1.3	5.1	6.2	4.2	3.7	7.5	11.5	9.1	8.9	12.6	21.2	Jan 2020
2	9.1	1.0	20.0	6.8	15.7	3.1	21.4	11.4	20.4	8.9	24.0	20.3	Feb
3	13.3	1.4	19.6	8.6	9.5	3.1	17.7	5.6	19.5	6.3	22.8	7.1	Mar
4	3.2	1.2	13.3	7.3	10.5	6.3	15.9	5.2	15.9	6.3	20.6	9.0	Apr
5	3.4	0.3	8.6	6.7	2.8	7.9	10.0	6.5	7.6	4.6	13.5	9.0	May

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

## 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo	
	店舗数 Establishments													
2017年	83,518	184	158,509	348	116,508	232	109,855	279	368,008	994	298,809	762	646,690	1,684
2018	87,554	193	165,558	379	122,669	263	115,586	289	382,721	1,032	311,774	795	676,610	1,715
2019	95,058	211	185,128	392	132,917	281	125,281	303	418,495	1,073	343,607	824	735,427	1,838
2017年度	84,664	188	159,941	354	118,113	235	111,309	284	371,362	997	302,728	766	656,847	1,672
2018	88,924	199	170,219	380	124,828	266	117,820	293	391,500	1,046	318,959	796	686,584	1,783
2019	98,586	214	190,476	396	137,313	286	128,620	303	430,510	1,073	353,683	827	751,340	1,847
2019年1～3月	22,285	199	44,102	380	31,428	266	29,931	293	99,611	1,046	81,440	796	173,121	1,783
4～6	23,325	203	45,337	379	32,488	272	30,912	296	103,772	1,060	85,244	805	183,418	1,793
7～9	25,475	204	49,187	386	35,406	275	32,794	295	111,065	1,062	90,493	814	194,542	1,810
10～12	23,973	211	46,502	392	33,595	281	31,644	303	104,047	1,073	86,430	824	184,346	1,838
2020年1～3月	25,813	214	49,450	396	35,824	286	33,270	303	111,626	1,073	91,516	827	189,034	1,847
2019年3月	7,317	199	14,929	380	10,523	266	10,132	293	35,717	1,046	28,758	796	62,998	1,783
4	7,622	199	14,885	380	10,709	268	10,133	294	33,766	1,049	27,646	803	60,787	1,791
5	7,711	203	15,059	383	10,744	272	10,241	294	35,090	1,055	28,829	808	61,548	1,799
6	7,992	203	15,393	379	11,035	272	10,538	296	34,916	1,060	28,769	805	61,083	1,793
7	8,166	204	15,951	386	11,371	274	10,671	294	36,044	1,059	29,152	809	62,806	1,795
8	8,750	204	16,590	388	12,080	275	10,816	294	35,310	1,059	29,519	811	63,861	1,809
9	8,559	204	16,646	386	11,955	275	11,307	295	39,711	1,062	31,822	814	67,875	1,810
10	8,255	204	15,729	388	11,400	276	10,659	296	32,420	1,064	27,139	821	57,089	1,823
11	7,577	207	14,619	390	10,622	278	9,949	302	33,285	1,067	28,389	825	59,733	1,833
12	8,141	211	16,154	392	11,573	281	11,036	303	38,342	1,073	30,902	824	67,524	1,838
2020年1月	8,313	212	15,823	394	11,460	283	10,658	302	34,950	1,072	28,745	825	61,300	1,847
2	8,630	212	16,727	395	12,054	283	11,319	302	38,321	1,070	31,439	827	64,509	1,841
3	8,870	214	16,900	396	12,310	286	11,293	303	38,355	1,073	31,332	827	63,225	1,847
4	9,019	216	17,317	401	12,761	283	11,267	305	37,795	1,070	31,521	831	59,169	1,841
5	8,779	216	16,422	406	12,335	282	11,128	310	38,209	1,079	30,942	836	57,069	1,842
2017年	5.9	7.6	3.0	4.8	6.2	8.4	1.5	1.5	4.4	3.4	4.6	6.1	2.9	3.4
2018	4.8	4.9	4.4	8.9	5.3	13.4	5.2	3.6	4.0	3.8	4.5	4.6	7.4	3.8
2019	7.6	9.3	5.6	3.4	6.4	6.8	5.7	4.8	4.7	4.0	5.2	3.6	6.4	7.2
2017年度	5.9	8.7	3.3	6.6	6.5	7.8	2.9	5.6	4.6	2.7	5.4	5.5	5.4	3.5
2018	4.8	5.9	4.9	7.3	5.2	13.2	5.2	3.2	4.3	4.9	4.3	3.9	6.0	6.6
2019	10.1	7.5	7.2	4.2	8.5	7.5	7.1	3.4	6.4	2.6	7.1	3.9	7.7	3.6
2019年1～3月	5.6	5.9	5.5	7.3	5.5	13.2	5.4	3.2	5.0	4.9	4.7	3.9	3.9	6.6
4～6	5.8	6.8	3.9	5.6	4.2	8.8	4.6	3.9	3.4	4.0	4.7	3.6	5.1	6.9
7～9	9.8	6.8	7.5	5.5	8.6	7.0	8.5	3.1	9.8	3.8	9.4	4.5	12.8	7.5
10～12	9.1	9.3	5.1	3.4	7.3	6.8	4.2	4.8	0.6	4.0	2.1	3.6	4.0	7.2
2020年1～3月	15.8	7.5	12.1	4.2	14.0	7.5	11.2	3.4	12.1	2.6	12.4	3.9	9.2	3.6
2019年3月	7.3	5.9	7.2	7.3	6.0	13.2	5.1	3.2	7.2	4.9	5.8	3.9	4.3	6.6
4	4.1	5.9	3.9	6.7	3.7	12.1	3.4	3.2	1.8	4.3	3.1	4.4	3.1	7.2
5	8.1	7.4	5.2	7.3	5.3	11.0	5.3	2.4	4.4	4.0	6.2	4.5	6.5	7.6
6	5.3	6.8	2.7	5.6	3.8	8.8	5.1	3.9	4.0	4.0	4.7	3.6	5.8	6.9
7	4.5	7.4	1.2	6.9	3.0	9.6	3.0	3.2	0.6	3.7	0.7	3.7	2.2	7.0
8	9.5	6.8	6.6	6.9	7.8	9.1	5.7	2.8	5.8	3.7	7.5	4.6	12.7	7.7
9	15.9	6.8	15.4	5.5	15.6	7.0	17.5	3.1	24.2	3.8	21.2	4.5	24.9	7.5
10	14.9	6.8	9.1	4.9	12.4	6.6	9.5	2.8	▲3.2	3.8	1.3	5.4	▲1.6	7.7
11	4.0	7.8	2.1	4.8	3.7	6.9	1.1	4.9	1.6	3.9	1.7	5.4	6.2	7.3
12	8.5	9.3	4.1	3.4	5.9	6.8	2.3	4.8	3.0	4.0	3.2	3.6	7.1	7.2
2020年1月	7.4	9.8	5.1	4.2	6.8	7.6	5.7	4.1	5.9	3.6	6.2	3.8	8.8	7.1
2	19.4	9.3	18.5	4.5	18.4	6.8	16.5	3.4	24.1	2.7	22.7	3.9	19.9	6.4
3	21.2	7.5	13.2	4.2	17.0	7.5	11.5	3.4	7.4	2.6	9.0	3.9	0.4	3.6
4	18.3	8.5	16.3	5.5	19.2	5.6	11.2	3.7	11.9	2.0	14.0	3.5	▲2.7	2.8
5	13.9	6.4	9.1	6.0	14.8	3.7	8.7	5.4	8.9	2.3	7.3	3.5	▲7.3	2.4

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

	神奈川 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano		Year and Month		
	店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments				
447,255	1,031	103,308	294	69,350	156	77,075	163	58,990	116	47,822	137	74,654	222	C Y	2017	Sales value (million yen) ・ Number of establishments	
458,242	1,063	107,668	312	73,700	159	81,428	169	66,380	133	50,576	140	79,776	231		2018		
504,379	1,118	116,206	328	79,719	169	88,894	188	69,774	142	54,064	143	87,168	237		2019		
451,940	1,028	104,133	304	70,640	157	78,364	163	60,583	121	48,590	136	76,457	223	F Y	2017		
467,824	1,074	109,877	315	74,921	157	82,919	170	68,468	134	51,522	140	81,451	233		2018		
520,109	1,114	119,636	327	82,032	172	93,315	199	70,554	143	55,409	148	89,472	239		2019		
119,048	1,074	27,301	315	18,576	157	20,611	170	17,035	134	12,844	140	20,857	233	Q1	2019		
125,162	1,088	28,788	320	19,817	162	21,816	171	17,518	136	13,499	142	21,321	234	Q2			
133,642	1,105	31,516	320	20,927	163	23,117	171	17,564	137	14,450	142	23,251	235	Q3			
126,527	1,118	28,601	328	20,399	169	23,350	188	17,657	142	13,271	143	21,739	237	Q4			
134,778	1,114	30,731	327	20,889	172	25,032	199	17,815	143	14,189	148	23,161	239	Q1	2020		
42,261	1,074	9,297	315	6,204	157	6,927	170	5,806	134	4,266	140	7,302	233	Mar	2019		
40,726	1,079	9,362	318	6,489	160	7,040	170	5,728	134	4,503	141	7,084	234	Apr			
42,671	1,086	9,666	318	6,585	161	7,213	170	6,010	135	4,501	142	7,154	235	May			
41,765	1,088	9,760	320	6,743	162	7,563	171	5,780	136	4,495	142	7,083	234	Jun			
43,267	1,095	10,058	319	6,707	163	7,395	171	5,559	136	4,699	142	7,450	235	Jul			
42,922	1,103	10,309	319	6,866	164	7,623	171	5,802	136	4,782	142	7,717	235	Aug			
47,453	1,105	11,149	320	7,354	163	8,099	171	6,203	137	4,969	142	8,084	235	Sep			
39,445	1,110	9,306	322	6,732	165	7,465	173	5,725	138	4,289	143	6,840	236	Oct			
40,902	1,112	9,165	327	6,551	168	7,625	183	5,719	140	4,247	143	6,957	235	Nov			
46,180	1,118	10,130	328	7,116	169	8,260	188	6,213	142	4,735	143	7,942	237	Dec			
41,933	1,117	9,802	328	6,605	165	7,910	196	5,588	142	4,625	144	7,370	238	Jan	2020		
46,446	1,117	10,438	329	7,132	169	8,618	197	6,103	143	4,807	145	7,947	239	Feb			
46,399	1,114	10,491	327	7,152	172	8,504	199	6,124	143	4,757	148	7,844	239	Mar			
46,486	1,116	10,323	330	7,701	170	9,361	201	6,733	142	4,800	148	7,998	240	Apr			
45,590	1,121	10,330	331	7,251	177	9,385	208	6,558	143	4,714	148	7,558	241	May			
3.8	4.0	5.8	5.4	5.3	0.6	3.6	5.8	8.6	5.5	5.1	7.0	8.7	6.7	C Y	2017		Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
3.4	4.1	4.2	6.1	6.3	1.9	5.6	3.7	12.5	14.7	6.1	2.9	6.9	4.1		2018		
5.4	5.2	6.0	5.1	5.9	6.3	8.4	11.2	5.1	6.8	2.8	2.1	6.6	2.6		2019		
5.1	3.0	5.5	6.7	6.6	0.6	5.5	3.2	12.6	9.0	6.4	5.4	10.1	5.7	F Y	2017		
3.1	4.5	5.1	3.6	5.5	0.0	5.6	4.3	13.0	10.7	5.3	2.9	5.9	4.5		2018		
7.6	3.7	7.4	3.8	7.8	9.6	11.9	17.1	3.0	6.7	4.4	5.7	7.9	2.6		2019		
4.1	4.5	6.9	3.6	4.8	0.0	7.0	4.3	14.0	10.7	3.8	2.9	6.1	4.5	Q1	2019		
4.7	4.5	5.4	4.6	5.7	3.8	7.0	4.9	6.4	7.9	2.6	2.9	6.2	3.1	Q2			
10.7	5.3	10.4	3.6	7.7	3.2	9.5	3.0	1.4	5.4	6.9	2.9	10.3	1.3	Q3			
2.0	5.2	1.4	5.1	5.4	6.3	9.9	11.2	0.1	6.8	▲2.0	2.1	3.8	2.6	Q4			
13.2	3.7	12.6	3.8	12.5	9.6	21.4	17.1	4.6	6.7	10.5	5.7	11.0	2.6	Q1	2020		
4.6	4.5	7.4	3.6	5.1	0.0	7.4	4.3	13.6	10.7	▲0.2	2.9	7.0	4.5	Mar	2019		
2.8	4.4	4.1	3.9	4.5	1.9	3.8	3.7	6.6	8.1	3.0	2.9	6.3	4.0	Apr			
6.5	4.2	7.3	3.9	7.0	3.2	8.5	4.9	10.4	8.0	2.6	3.6	7.5	3.5	May			
4.6	4.5	5.0	4.6	5.5	3.8	8.7	4.9	2.3	7.9	2.2	2.9	4.8	3.1	Jun			
1.5	4.9	2.8	4.2	4.5	3.2	5.9	4.3	▲4.7	7.1	▲0.5	2.9	3.1	3.1	Jul			
7.1	5.6	6.6	3.9	2.2	4.5	4.8	4.3	▲1.5	5.4	4.2	2.9	7.3	3.1	Aug			
24.9	5.3	22.7	3.6	16.7	3.2	18.0	3.0	10.7	5.4	18.3	2.9	21.4	1.3	Sep			
▲2.3	5.5	3.8	4.5	9.5	3.8	10.8	4.2	1.9	5.3	▲3.9	2.9	2.4	2.6	Oct			
3.3	5.1	1.8	5.8	4.5	5.7	10.4	8.9	▲0.2	6.1	▲1.6	2.9	3.6	1.7	Nov			
4.8	5.2	▲1.0	5.1	2.6	6.3	8.6	11.2	▲1.2	6.8	▲0.6	2.1	5.2	2.6	Dec			
6.2	4.9	4.5	4.8	4.2	5.1	14.3	16.0	▲0.6	6.8	5.2	2.9	5.0	3.0	Jan	2020		
24.5	4.4	21.0	4.4	18.3	7.0	27.4	15.9	8.8	8.3	15.0	3.6	21.5	3.5	Feb			
9.8	3.7	12.8	3.8	15.3	9.6	22.8	17.1	5.5	6.7	11.5	5.7	7.4	2.6	Mar			
14.1	3.4	10.3	3.8	18.7	6.3	33.0	18.2	17.5	6.0	6.6	5.0	12.9	2.6	Apr			
6.8	3.2	6.9	4.1	10.1	9.9	30.1	22.4	9.1	5.9	4.7	4.2	5.6	2.6	May			

## 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka	
	店舗数 Establishments													
2017年	138,903	388	240,372	466	369,034	911	73,428	225	63,668	182	98,675	281	402,896	906
2018	152,606	408	253,196	486	389,544	968	78,938	235	69,121	195	107,571	293	416,463	896
2019	165,292	427	278,415	501	419,725	1,034	84,483	246	75,975	202	116,706	316	426,726	954
2017年度	142,855	385	243,331	465	375,484	917	75,235	229	65,203	180	100,843	279	410,859	895
2018	155,717	412	259,816	490	394,873	978	80,112	239	70,773	195	109,811	300	416,391	903
2019	169,826	432	285,041	508	434,118	1,049	87,044	246	78,221	204	119,800	320	428,711	955
2019年1～3月	38,244	412	66,104	490	97,257	978	19,905	239	17,798	195	26,934	300	99,950	903
4～6	41,038	421	69,206	496	104,884	995	21,060	240	18,988	201	29,478	303	109,860	920
7～9	43,774	420	73,834	493	111,709	1,012	22,489	244	20,165	201	31,044	308	111,463	937
10～12	42,236	427	69,271	501	105,875	1,034	21,029	246	19,024	202	29,250	316	105,453	954
2020年1～3月	42,778	432	72,730	508	111,650	1,049	22,466	246	20,044	204	30,028	320	101,935	955
2019年3月	13,566	412	23,410	490	34,565	978	7,079	239	6,287	195	9,731	300	36,734	903
4	13,102	415	23,060	491	33,832	985	6,822	237	6,186	198	9,705	301	36,645	913
5	13,785	418	23,119	492	34,674	989	6,990	237	6,306	200	9,828	303	36,452	920
6	14,151	421	23,027	496	36,378	995	7,248	240	6,496	201	9,945	303	36,763	920
7	14,019	422	23,813	496	36,758	1,005	7,375	242	6,536	201	10,085	304	36,736	928
8	14,324	422	23,963	494	35,354	1,008	7,193	243	6,412	201	9,891	307	35,233	928
9	15,431	420	26,058	493	39,597	1,012	7,921	244	7,217	201	11,068	308	39,494	937
10	13,420	424	21,440	495	33,377	1,015	6,577	245	5,911	201	8,904	310	32,765	940
11	13,592	427	22,049	497	33,935	1,025	6,775	246	6,114	203	9,561	314	34,075	946
12	15,224	427	25,782	501	38,563	1,034	7,677	246	6,999	202	10,785	316	38,613	954
2020年1月	13,271	428	22,871	503	34,777	1,033	7,089	247	6,271	201	9,813	318	34,625	950
2	14,668	429	24,661	504	38,377	1,037	7,716	246	6,812	202	10,073	317	33,948	952
3	14,839	432	25,198	508	38,496	1,049	7,661	246	6,961	204	10,142	320	33,362	955
4	15,772	432	25,741	508	39,991	1,056	7,935	248	7,272	205	10,170	322	32,265	957
5	15,846	436	25,174	510	39,746	1,062	7,858	248	7,178	206	10,122	321	31,737	956
前年(度・同期・同月)比増減率(%)														
2017年	8.8	7.8	5.5	4.0	4.3	7.4	10.3	10.8	6.5	2.8	9.8	6.4	7.7	5.5
2018	9.9	5.2	5.5	4.5	5.6	6.3	7.5	4.4	8.6	7.1	10.1	6.2	7.6	1.0
2019	8.3	4.7	5.7	3.1	7.4	6.8	6.5	4.7	9.0	3.6	8.0	7.8	0.8	6.5
2017年度	10.7	6.6	6.0	3.8	5.4	6.1	11.6	8.5	8.1	2.9	10.7	5.7	10.2	3.5
2018	9.0	7.0	5.8	5.4	5.1	6.7	6.4	4.4	8.3	8.3	9.6	7.5	4.1	0.9
2019	9.1	4.9	6.5	3.7	9.7	7.3	8.3	2.9	9.8	4.6	8.8	6.7	1.7	5.8
2019年1～3月	8.9	7.0	6.8	5.4	5.5	6.7	5.8	4.4	9.3	8.3	8.6	7.5	▲1.7	0.9
4～6	7.9	6.9	5.6	5.1	7.0	6.9	6.3	4.3	9.8	6.3	7.3	7.1	▲0.6	2.1
7～9	11.0	4.2	9.8	2.7	12.9	7.4	12.0	5.2	14.1	5.2	13.8	7.7	4.9	1.8
10～12	5.5	4.7	0.8	3.1	4.3	6.8	2.2	4.7	3.0	3.6	2.8	7.8	0.4	6.5
2020年1～3月	11.9	4.9	10.0	3.7	14.8	7.3	12.9	2.9	12.6	4.6	11.5	6.7	2.0	5.8
2019年3月	9.2	7.0	8.5	5.4	5.7	6.7	6.9	4.4	10.3	8.3	8.7	7.5	▲0.4	0.9
4	4.7	7.2	5.1	4.5	3.7	6.8	4.0	3.5	9.1	7.6	5.8	6.4	▲2.2	2.2
5	9.1	7.5	5.9	4.5	6.7	6.9	6.7	3.5	9.8	7.0	8.0	7.1	▲0.3	2.4
6	9.9	6.9	5.7	5.1	10.6	6.9	8.0	4.3	10.6	6.3	8.0	7.1	0.8	2.1
7	3.4	7.1	0.8	4.0	5.7	7.7	4.7	4.8	5.4	6.3	3.8	6.7	▲2.5	2.4
8	9.5	6.0	7.5	3.1	8.8	7.7	7.1	4.7	9.3	6.3	8.6	8.1	▲0.9	2.1
9	20.8	4.2	22.3	2.7	25.1	7.4	25.2	5.2	28.7	5.2	30.8	7.7	19.8	1.8
10	3.7	4.7	▲3.8	2.9	2.0	6.4	▲0.7	5.2	▲0.2	4.1	▲3.5	7.3	▲4.6	6.2
11	6.5	5.2	2.7	2.9	5.5	6.3	5.1	4.7	5.0	3.6	6.1	7.5	2.5	5.9
12	6.2	4.7	3.2	3.1	5.1	6.8	2.3	4.7	4.0	3.6	5.6	7.8	3.1	6.5
2020年1月	7.3	4.9	4.3	3.3	9.2	6.5	8.9	5.1	6.5	2.6	12.6	8.5	9.7	6.1
2	19.1	4.4	18.7	3.1	24.4	6.6	22.2	2.9	21.2	3.1	18.7	8.2	7.2	5.4
3	9.4	4.9	7.6	3.7	11.4	7.3	8.2	2.9	10.7	4.6	4.2	6.7	▲9.2	5.8
4	20.4	4.1	11.6	3.5	18.2	7.2	16.3	4.6	17.6	3.5	4.8	7.0	▲12.0	4.8
5	15.0	4.3	8.9	3.7	14.6	7.4	12.4	4.6	13.8	3.0	3.0	5.9	▲12.9	3.9

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

	兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month	
	店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
222,555	586	41,278	111	24,011	79	22,572	63	29,810	67	75,735	176	112,805	287	C Y	2017	Sales value (million yen) ・ Number of establishments
229,618	595	46,565	127	26,029	83	23,920	66	32,136	72	81,763	188	120,889	304		2018	
242,600	613	51,131	127	28,466	84	25,463	69	35,447	80	86,723	195	128,525	309		2019	
225,503	580	42,653	119	24,574	79	22,847	63	30,218	70	77,184	176	115,095	291	F Y	2017	
232,138	606	47,981	128	26,633	84	24,352	66	32,949	78	83,287	190	122,914	304		2018	
249,138	623	52,619	128	29,629	87	26,158	67	36,370	79	88,923	195	131,149	308		2019	
56,842	606	11,891	128	6,589	84	5,881	66	8,172	78	20,410	190	30,307	304	Q1	2019	
60,770	613	12,901	127	7,070	84	6,320	69	8,690	79	21,340	194	31,168	305	Q2		
65,002	610	13,707	127	7,678	85	7,003	69	9,823	79	23,707	195	35,446	308	Q3		
59,986	613	12,632	127	7,129	84	6,259	69	8,762	80	21,266	195	31,604	309	Q4		
63,380	623	13,379	128	7,752	87	6,576	67	9,095	79	22,610	195	32,931	308	Q1	2020	
20,321	606	4,311	128	2,339	84	2,140	66	3,074	78	7,573	190	11,338	304	Mar	2019	
19,816	608	4,239	127	2,265	84	2,043	68	2,760	78	6,438	193	9,912	307	Apr		
20,235	609	4,286	128	2,353	84	2,124	68	2,985	79	7,398	193	10,601	307	May		
20,719	613	4,376	127	2,452	84	2,153	69	2,945	79	7,504	194	10,655	305	Jun		
21,053	613	4,439	126	2,407	84	2,312	69	3,332	79	7,616	194	11,668	307	Jul		
20,593	613	4,327	127	2,492	86	2,171	69	2,995	79	7,465	195	10,710	308	Aug		
23,356	610	4,941	127	2,779	85	2,520	69	3,496	79	8,626	195	13,068	308	Sep		
18,200	610	3,869	127	2,181	84	1,920	69	2,721	79	6,425	195	9,639	308	Oct		
19,347	613	4,087	127	2,285	84	1,967	69	2,669	79	6,829	195	9,763	309	Nov		
22,439	613	4,676	127	2,663	84	2,372	69	3,372	80	8,012	195	12,202	309	Dec		
19,867	616	4,225	128	2,411	85	2,045	69	2,803	79	7,074	196	10,114	310	Jan	2020	
21,516	616	4,572	128	2,642	86	2,239	69	3,099	79	7,361	195	11,333	310	Feb		
21,997	623	4,582	128	2,699	87	2,292	67	3,193	79	8,175	195	11,484	308	Mar		
22,199	623	4,602	127	2,779	88	2,520	68	3,569	80	8,164	196	12,260	308	Apr		
22,267	624	4,664	127	2,827	87	2,403	68	3,387	80	8,258	195	11,837	310	May		
3.4	3.5	17.3	9.9	30.4	8.2	8.3	5.0	5.7	6.3	7.4	7.3	8.4	4.7	C Y	2017	Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
4.7	2.6	16.3	16.5	9.4	6.4	6.0	4.8	7.8	7.5	8.0	6.8	7.2	5.9		2018	
3.9	3.0	8.8	0.0	9.4	1.2	6.5	4.5	10.3	11.1	6.1	3.7	6.3	1.6		2019	
5.0	3.8	18.9	16.7	26.5	6.8	7.3	1.6	5.6	7.7	7.8	6.0	8.8	5.4	F Y	2017	
3.7	4.5	14.8	7.6	9.2	6.3	6.6	4.8	9.0	11.4	7.9	8.0	6.8	4.5		2018	
6.0	2.8	8.9	0.0	11.2	3.6	7.4	1.5	10.4	1.3	6.8	2.6	6.7	1.3		2019	
2.9	4.5	12.4	7.6	10.1	6.3	7.9	4.8	11.0	11.4	8.1	8.0	7.2	4.5	Q1	2019	
4.2	5.0	9.1	4.1	8.7	3.7	5.6	3.0	10.0	12.9	4.7	6.6	6.1	3.4	Q2		
9.1	3.4	13.6	2.4	14.1	4.9	11.1	3.0	15.7	12.9	12.8	6.6	13.0	3.4	Q3		
▲0.5	3.0	0.7	0.0	4.6	1.2	1.3	4.5	4.4	11.1	▲1.0	3.7	▲0.8	1.6	Q4		
11.5	2.8	12.5	0.0	17.7	3.6	11.8	1.5	11.3	1.3	10.8	2.6	8.7	1.3	Q1	2020	
5.0	4.5	11.4	7.6	13.0	6.3	7.6	4.8	12.6	11.4	13.9	8.0	9.3	4.5	Mar	2019	
2.1	3.6	8.6	6.7	7.1	6.3	6.8	6.3	9.9	11.4	▲5.9	7.8	2.9	5.1	Apr		
4.7	4.5	9.2	5.8	9.6	5.0	4.7	4.6	10.4	11.3	9.2	5.5	8.3	4.4	May		
5.8	5.0	9.4	4.1	9.4	3.7	5.3	3.0	9.8	12.9	11.0	6.6	7.1	3.4	Jun		
▲0.4	4.6	3.9	2.4	3.0	3.7	3.1	3.0	9.0	12.9	▲0.4	7.2	2.1	3.7	Jul		
4.9	4.6	8.3	3.3	9.9	6.2	4.1	3.0	7.0	12.9	6.9	6.6	5.3	3.7	Aug		
24.1	3.4	30.3	2.4	31.0	4.9	27.5	3.0	32.9	12.9	35.1	6.6	33.9	3.4	Sep		
▲6.7	3.7	▲4.4	▲0.8	▲0.4	2.4	▲9.4	3.0	▲5.5	11.3	▲9.6	6.0	▲9.3	3.0	Oct		
3.0	3.7	4.2	▲0.8	8.2	2.4	8.3	4.5	8.7	9.7	3.4	4.8	2.1	2.3	Nov		
2.0	3.0	2.1	0.0	6.0	1.2	5.7	4.5	10.4	11.1	3.0	3.7	4.6	1.6	Dec		
6.4	3.4	9.0	0.8	11.3	2.4	6.5	4.5	8.5	9.7	3.6	3.7	4.6	2.6	Jan	2020	
20.5	2.5	23.4	0.8	26.8	2.4	23.0	4.5	23.3	9.7	22.5	3.2	21.8	2.3	Feb		
8.2	2.8	6.3	0.0	15.4	3.6	7.1	1.5	3.9	1.3	7.9	2.6	1.3	1.3	Mar		
12.0	2.5	8.6	0.0	22.7	4.8	23.3	0.0	29.3	2.6	26.8	1.6	23.7	0.3	Apr		
10.0	2.5	8.8	▲0.8	20.1	3.6	13.1	0.0	13.5	1.3	11.6	1.0	11.7	1.0	May		

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga	
	店舗数 Establishments													
2017年	71,695	184	32,468	73	41,883	113	79,372	214	28,660	81	257,320	670	41,098	87
2018	73,530	183	33,870	77	45,686	125	84,992	225	30,218	85	270,784	683	43,429	92
2019	76,919	191	36,047	81	48,612	128	89,639	232	31,977	89	287,238	705	43,651	86
2017年度	72,179	181	32,820	75	43,021	119	81,016	216	29,125	82	260,159	649	41,800	87
2018	74,192	185	34,375	79	46,334	121	86,327	224	30,626	85	275,760	688	43,664	86
2019	78,840	192	36,804	81	49,838	128	91,421	229	32,788	87	292,754	703	44,456	87
2019年1～3月	17,997	185	8,459	79	11,326	121	21,114	224	7,539	85	68,402	688	10,442	86
4～6	19,128	189	9,076	79	12,228	122	22,611	223	7,932	87	73,037	700	11,020	86
7～9	20,892	188	9,743	79	13,176	127	24,120	225	8,511	87	74,716	700	11,508	86
10～12	18,902	191	8,769	81	11,882	128	21,794	232	7,995	89	71,083	705	10,681	86
2020年1～3月	19,918	192	9,216	81	12,552	128	22,896	229	8,350	87	73,918	703	11,247	87
2019年3月	6,452	185	2,995	79	4,054	121	7,500	224	2,570	85	24,702	688	3,610	86
4	6,148	186	2,969	80	3,869	122	7,451	225	2,608	86	24,604	693	3,596	86
5	6,498	189	3,051	80	4,110	122	7,626	224	2,670	86	24,304	696	3,740	86
6	6,482	189	3,056	79	4,249	122	7,534	223	2,654	87	24,129	700	3,684	86
7	6,761	188	3,106	80	4,188	119	7,562	223	2,708	87	24,799	707	3,747	89
8	6,650	188	3,149	80	4,167	123	7,907	224	2,804	87	23,782	701	3,766	86
9	7,481	188	3,488	79	4,821	127	8,651	225	2,999	87	26,135	700	3,995	86
10	5,751	188	2,681	80	3,630	129	6,674	227	2,542	89	22,502	700	3,376	86
11	5,892	189	2,815	80	3,826	127	6,986	232	2,552	89	22,706	700	3,397	86
12	7,259	191	3,273	81	4,426	128	8,134	232	2,901	89	25,875	705	3,908	86
2020年1月	6,136	192	2,879	81	3,914	127	7,130	231	2,631	89	23,361	704	3,496	86
2	6,837	192	3,162	80	4,222	127	7,751	231	2,824	89	24,517	704	3,777	86
3	6,945	192	3,175	81	4,416	128	8,015	229	2,895	87	26,040	703	3,974	87
4	7,435	192	3,360	80	4,637	125	8,405	234	3,025	89	27,090	703	4,272	87
5	7,367	192	3,389	80	4,644	125	8,302	234	3,010	89	26,116	705	4,187	87
2017年	3.9	2.8	3.9	2.8	5.8	11.9	6.0	4.9	8.8	9.5	7.8	3.6	5.6	3.6
2018	2.8	0.0	4.3	5.5	9.1	10.6	7.1	5.1	5.4	4.9	6.9	6.7	5.7	5.7
2019	4.5	4.4	6.4	5.2	6.4	2.4	5.5	3.1	5.8	4.7	5.7	4.4	2.1	0.0
2017年度	3.5	0.6	3.7	7.1	8.1	14.4	7.8	5.4	8.0	5.1	7.6	4.7	6.2	3.6
2018	2.9	2.2	4.7	5.3	7.7	1.7	6.6	3.7	5.2	3.7	7.2	7.2	4.9	6.2
2019	6.2	3.8	7.1	2.5	7.6	5.8	5.9	2.2	7.1	2.4	5.9	2.2	3.0	1.2
2019年1～3月	3.7	2.2	6.3	5.3	6.1	1.7	6.7	3.7	5.7	3.7	7.5	7.2	3.9	6.2
4～6	4.3	0.5	7.1	5.3	6.6	1.7	6.7	0.9	5.4	6.1	7.3	7.5	2.5	4.9
7～9	10.1	▲0.5	12.4	5.3	12.6	4.1	9.9	1.4	9.9	3.6	6.9	5.3	3.7	1.2
10～12	▲0.3	4.4	▲0.0	5.2	0.4	2.4	▲1.3	3.1	2.3	4.7	1.4	4.4	▲1.6	0.0
2020年1～3月	10.7	3.8	8.9	2.5	10.8	5.8	8.4	2.2	10.8	2.4	8.1	2.2	7.7	1.2
2019年3月	4.3	2.2	7.5	5.3	6.8	1.7	7.0	3.7	5.8	3.7	5.9	7.2	3.3	6.2
4	2.6	▲0.5	6.0	8.1	0.0	2.5	5.7	3.2	3.4	6.2	9.7	7.9	1.6	4.9
5	5.7	0.5	7.5	6.7	8.8	1.7	8.2	2.3	8.0	4.9	5.4	7.7	3.5	4.9
6	4.6	0.5	7.8	5.3	11.0	1.7	6.1	0.9	4.8	6.1	7.0	7.5	2.2	4.9
7	0.0	▲0.5	1.8	8.1	2.1	▲0.8	▲1.6	0.9	2.2	6.1	3.6	7.9	▲2.6	6.0
8	4.3	▲0.5	7.1	6.7	5.9	0.8	4.3	0.9	5.1	4.8	1.9	6.5	▲0.2	1.2
9	27.9	▲0.5	30.2	5.3	31.4	4.1	29.5	1.4	23.6	3.6	15.7	5.3	15.0	1.2
10	▲6.6	3.3	▲5.8	6.7	▲6.3	4.0	▲7.9	2.3	▲1.2	4.7	▲3.0	4.6	▲5.3	1.2
11	1.4	3.3	3.6	5.3	4.3	1.6	1.2	3.6	4.0	4.7	3.7	3.7	0.7	1.2
12	3.9	4.4	2.0	5.2	3.3	2.4	2.7	3.1	4.0	4.7	3.3	4.4	▲0.3	0.0
2020年1月	5.4	4.3	2.6	3.8	4.9	2.4	3.2	2.7	2.9	4.7	5.2	2.8	▲1.0	▲1.1
2	19.5	4.3	19.0	2.6	19.2	3.3	15.6	2.7	17.1	4.7	14.1	2.6	14.4	▲1.1
3	7.6	3.8	6.0	2.5	8.9	5.8	6.9	2.2	12.6	2.4	5.4	2.2	10.1	1.2
4	20.9	3.2	13.2	0.0	19.9	2.5	12.8	4.0	16.0	3.5	10.1	1.4	18.8	1.2
5	13.4	1.6	11.1	0.0	13.0	2.5	8.9	4.5	12.7	3.5	7.5	1.3	12.0	1.2

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

	長崎 Nagasaki		熊本 Kumanoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month		
	店舗数 Establishments														
55,314	117	83,504	172	58,815	119	59,411	121	77,147	189	24,785	62	C Y	2017	Sales value (million yen) ・ Number of establishments	
57,227	119	85,431	178	61,028	124	60,608	122	80,534	195	29,223	71		2018		
58,297	122	87,862	179	62,732	124	61,873	121	78,771	194	27,715	77		2019		
55,848	117	84,310	174	59,407	120	59,944	121	78,607	193	26,236	62	F Y	2017		
57,512	119	85,652	175	61,470	120	60,717	120	79,765	192	28,789	74		2018		
59,479	122	89,896	179	64,109	123	62,841	121	80,255	194	28,044	78		2019		
13,780	119	20,516	175	14,820	120	14,644	120	18,499	192	6,400	74	Q1	2019		
14,686	119	22,270	176	15,752	120	15,538	120	19,677	191	7,121	76	Q2			
15,449	118	23,305	176	16,460	121	16,437	120	20,910	190	7,526	75	Q3			
14,382	122	21,771	179	15,700	124	15,254	121	19,685	194	6,668	77	Q4			
14,962	122	22,550	179	16,197	123	15,612	121	19,983	194	6,729	78	Q1	2020		
4,825	119	7,189	175	5,167	120	5,095	120	6,414	192	2,196	74	Mar	2019		
4,790	119	7,320	176	5,203	120	5,137	121	6,523	192	2,409	74	Apr			
4,945	119	7,544	176	5,294	120	5,241	121	6,675	191	2,370	76	May			
4,951	119	7,406	176	5,255	120	5,160	120	6,479	191	2,342	76	Jun			
5,047	119	7,621	177	5,385	121	5,383	120	6,880	190	2,577	76	Jul			
5,052	119	7,594	176	5,414	120	5,423	120	6,758	191	2,351	76	Aug			
5,350	118	8,090	176	5,661	121	5,631	120	7,272	190	2,598	75	Sep			
4,416	118	6,828	178	4,934	121	4,795	120	6,170	192	2,110	76	Oct			
4,578	122	6,896	179	4,959	123	4,805	121	6,250	194	2,126	77	Nov			
5,388	122	8,047	179	5,807	124	5,654	121	7,265	194	2,432	77	Dec			
4,741	122	7,050	179	5,107	123	4,935	121	6,362	193	2,260	77	Jan	2020		
5,076	121	7,819	179	5,453	123	5,296	121	6,744	193	2,384	78	Feb			
5,145	122	7,681	179	5,637	123	5,381	121	6,877	194	2,085	78	Mar			
5,494	122	8,414	179	5,978	123	5,815	122	7,354	194	2,354	79	Apr			
5,410	124	8,408	180	5,940	123	5,715	121	7,131	194	2,099	76	May			
3.8	0.9	3.6	6.2	5.0	7.2	2.3	0.0	5.6	2.7	8.2	12.7	C Y	2017		Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
3.5	1.7	2.3	3.5	3.8	4.2	2.0	0.8	4.4	3.2	17.9	14.5		2018		
2.5	3.4	3.5	2.3	4.4	1.6	1.8	▲0.8	1.6	0.5	11.6	11.6		2019		
3.5	0.9	3.5	5.5	4.7	4.3	2.7	▲0.8	6.5	5.5	15.9	6.9	F Y	2017		
3.1	2.6	1.7	2.3	3.9	1.7	1.2	▲0.8	2.4	0.5	14.1	23.3		2018		
3.9	2.5	5.5	2.3	5.5	2.5	3.3	0.8	3.6	1.0	10.3	5.4		2019		
2.7	2.6	1.7	2.3	4.7	1.7	0.5	▲0.8	▲0.3	0.5	10.2	23.3	Q1	2019		
3.6	1.7	3.8	1.7	4.4	0.8	2.4	0.0	0.2	▲1.0	13.6	20.6	Q2			
4.5	▲0.8	7.0	1.1	7.4	1.7	6.1	▲0.8	5.4	▲1.6	17.6	17.2	Q3			
▲0.9	3.4	1.3	2.3	1.2	1.6	▲1.7	▲0.8	0.8	0.5	5.0	11.6	Q4			
8.6	2.5	9.9	2.3	9.3	2.5	6.6	0.8	8.0	1.0	5.1	5.4	Q1	2020		
3.5	2.6	2.1	2.3	4.7	1.7	0.9	▲0.8	▲0.5	0.5	9.0	23.3	Mar	2019		
2.4	1.7	3.4	2.3	4.0	1.7	2.2	0.0	1.1	0.5	17.6	19.4	Apr			
4.5	1.7	4.7	1.7	4.8	0.8	3.0	0.0	0.6	▲1.0	12.1	20.6	May			
3.7	1.7	3.3	1.7	4.3	0.8	1.9	0.0	▲1.2	▲1.0	11.1	20.6	Jun			
▲1.4	0.8	0.2	2.3	0.4	1.7	0.7	0.0	0.5	▲1.6	17.2	20.6	Jul			
▲0.4	0.8	3.3	1.7	4.1	0.8	3.0	0.0	0.6	▲1.0	11.4	20.6	Aug			
16.6	▲0.8	18.7	1.1	18.8	1.7	15.5	▲0.8	15.9	▲1.6	24.2	17.2	Sep			
▲7.1	0.0	▲3.8	1.7	▲2.2	1.7	▲6.4	▲0.8	▲5.1	▲0.5	1.6	18.8	Oct			
1.5	3.4	3.5	2.3	2.5	0.8	0.7	▲0.8	2.1	0.5	1.4	11.6	Nov			
2.8	3.4	4.1	2.3	3.0	1.6	0.5	▲0.8	5.4	0.5	11.8	11.6	Dec			
3.1	3.4	3.0	4.1	3.2	1.7	0.0	0.0	1.6	0.5	3.4	6.9	Jan	2020		
16.5	1.7	20.6	2.3	15.9	2.5	14.7	0.0	15.8	1.0	18.1	6.8	Feb			
6.6	2.5	6.8	2.3	9.1	2.5	5.6	0.8	7.2	1.0	▲5.1	5.4	Mar			
14.7	2.5	14.9	1.7	14.9	2.5	13.2	0.8	12.7	1.0	▲2.3	6.8	Apr			
9.4	4.2	11.5	2.3	12.2	2.5	9.0	0.0	6.8	1.6	▲11.4	0.0	May			

## 第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month			
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用 消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others				
商品手持額	2019年3月	961,258	57,491	145,989	62,339	38,205	258,328	91,350	134,452	155,482	17,622	Q1 2019	Value (million yen)	Commodity stocks	
	6	956,255	55,227	144,216	60,412	39,833	255,840	91,928	133,169	158,098	17,532	Q2			
	9	995,407	57,403	151,859	62,488	40,761	266,631	93,755	140,028	163,568	18,914	Q3			
	12	1,051,207	63,318	158,562	67,886	41,568	276,674	99,125	149,083	175,583	19,408	Q4			
	2020年3月	1,024,437	61,231	153,565	61,988	40,021	275,842	96,610	141,467	175,236	18,477	Q1 2020			
	前年同期末比増減率(%)	2019年3月	10.3	20.9	9.2	5.6	8.3	9.1	13.1	14.0	8.9	6.3	Q1 2019		Percentage change from the previous year (%)
	6	6.1	12.7	2.9	1.8	10.8	7.4	5.8	5.7	6.8	5.7	Q2			
	9	11.8	18.0	10.4	8.7	9.4	10.9	8.1	16.4	14.2	7.4	Q3			
	12	8.3	15.5	6.4	8.6	5.9	8.9	7.6	7.5	9.0	6.5	Q4			
	2020年3月	6.6	6.5	5.2	▲0.6	4.8	6.8	5.8	5.2	12.7	4.9	Q1 2020			
商品在庫率	2019年3月	169.6	122.3	180.4	168.8	210.1	303.4	177.6	167.8	98.8	182.5	Q1 2019	Inventory ratio (%)	Inventory ratio	
	6	166.2	123.0	197.3	175.2	208.8	296.4	171.0	150.4	95.8	171.0	Q2			
	9	156.3	121.9	187.0	164.5	194.9	266.2	149.5	136.1	94.5	174.0	Q3			
	12	169.7	123.6	197.3	166.3	220.2	303.3	176.0	157.7	100.5	169.1	Q4			
	2020年3月	168.0	117.5	200.4	145.9	229.9	360.7	182.2	148.5	94.1	181.2	Q1 2020			
	前年同期末比増減率(%)	2019年3月	4.2	16.3	5.1	2.2	3.8	4.9	7.2	6.2	0.7	▲2.4	Q1 2019		Percentage change from the previous year (%)
	6	0.5	1.7	▲0.2	▲0.2	8.0	2.3	2.8	▲0.4	▲0.9	▲2.8	Q2			
	9	▲8.2	▲0.5	▲7.8	▲8.2	▲6.8	▲15.6	▲15.6	▲9.4	▲1.5	0.7	Q3			
	12	3.8	3.8	4.7	2.6	3.9	7.9	4.1	4.6	1.4	7.2	Q4			
	2020年3月	▲0.9	▲3.9	11.1	▲13.6	9.4	18.9	2.6	▲11.5	▲4.8	▲0.7	Q1 2020			

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

令和 2 年 7 月 1 7 日  
財 務 省

令和 2 年 7 月豪雨により被災されたたばこ小売販売業者の皆様へ

この度の令和 2 年 7 月豪雨により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

今般、被災されたたばこ小売販売業者に係る許可等について、弾力的に取り扱うこととしました。主なものは以下のとおりです。

(取扱いの概要)

- (1) 被災等に伴う営業所の一時的な移転（仮移転）について、移転しようとする場所の周辺に既存の事業者の営業所がある場合であっても、一定の条件の下で、仮移転の許可を行うこととします。
- (2) 被災により営業を休止している営業所については、一定の間、「低調店」にあたらぬものとしします。
- (3) 営業休止時に提出を要する休止届出書や、承継時に提出を要する承継届出書について、被災した場合、一定の間、提出を猶予します。

詳しくは、最寄りの財務局までお問い合わせ下さい。

各財務（支）局長  
沖縄総合事務局長  
日本たばこ産業株式会社 殿

財務省理財局長 可部 哲生

## 令和2年7月豪雨に伴う製造たばこの小売販売業の許可等の取扱いについて

令和2年7月豪雨に伴う製造たばこ小売販売業者からの各種申請等の取扱いについては、小売販売業者の早期の営業再開に資する等の観点から、たばこ事業法（昭和59年法律第68号。以下「法」という。）、たばこ事業法施行令（昭和60年政令第21号）、たばこ事業法施行規則（昭和60年大蔵省令第5号。以下「規則」という。）、たばこ事業法施行規則の規定に基づき財務大臣が定める事項について（平成10年3月17日付大蔵省告示第74号。以下「大臣告示」という。）、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領（平成12年12月27日付蔵理第4621号大蔵省理財局長通達。以下「要領」という。）及び製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程（昭和60年4月1日付事務連絡。以下「規程」という。）によるほか、当分の間、下記により取り扱われたい。

なお、下記の取扱いについては、今後被災の状況等を踏まえて必要に応じて見直すこととし、取扱いの終了時期については別途指示する。

### 記

#### 1. 小売販売業者の営業所の仮移転の許可申請

営業所の仮移転の許可申請は、予定営業所と既設営業所との距離が規則第20条第2号及び大臣告示に定める距離に達していない場合において、当該既設営業所が令和2年7月豪雨によって、店舗が滅失又は毀損したことその他やむを得ない事情により営業を休止しているときは、当該既設営業所がその営業を再開するまでの間、要領及び規程中の既設営業所にはあたらないものとして取り扱うものとする。

なお、許可を行うに際しては、「営業を休止している既設営業所が、その許可を受けている場所で営業を再開した場合において、当該既設営業所と仮移転の許可を受けた営業所との距離が規則第20条第2号及び大臣告示に定める距離に達していないと確認されたときは、仮移転の許可を受けた営業所においてたばこの販売を行うことはできない。」ことを許可の条件として付与するものとする。

## 2. 小売販売業者の営業所の移転又は新規の小売販売業許可申請

- (1) これらの申請に係る予定営業所と既設営業所との距離の測定については、令和2年7月豪雨によって当該既設営業所が滅失している場合であっても、その出入口の中央の位置が確認できるときは、規則第20条第2号、大臣告示及び要領の規定に基づいて処分することとする。出入口の中央の位置が確認できないときは、当該既設営業所の敷地のうち予定営業所に最も近い地点を既設営業所の出入口の中央の位置とみなして、予定営業所からの距離を測定するものとする。
- (2) 既設営業所の敷地が確認できない場合には、確認できるまでの間、処分を保留することとする。

## 3. 小売販売業の休止及び承継

令和2年7月豪雨によって店舗が滅失又は毀損したことその他やむを得ない事情により営業を休止している小売販売業者については、法第29条及び規則第27条の規定に基づく休止に係る届出を、令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和2年政令第223号）第4条で定める日までの間、猶予することができるものとする。休止期間中に地位の承継が生じた場合の法第27条、第28条、規則第25条及び第26条の規定に基づく地位の承継に係る届出についても、同様とする。

## 4. 被災等により営業を休止している小売販売業者の取扱い

既設営業所が令和2年7月豪雨によって、店舗が滅失又は毀損したことその他やむを得ない事情により営業を休止しているときは、当該既設営業所は、本通達に基づく取扱いを終了する日の属する月の翌月から6月を経過する日、又は営業を再開した日の属する月の翌月から6月を経過する日のいずれか早い日までの間は低調店にはあたらないものとする。

## 5. その他

その他製造たばこ小売販売業者からの各種申請等については、小売販売業者の早期の営業再開に資するとの本通達の趣旨を踏まえ、弾力的に取り扱うとともに、本通達の適用に際して疑義が生じた場合には本省たばこ塩事業室と協議するものとする。

大統領 第 224 号  
令和 2 年 8 月 7 日

日本チェーンドラッグストア協会  
会長 池野 隆光 殿

総務省統計局長 佐伯 修司



令和 2 年国勢調査の実施について（依頼）

平素より統計行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年は、5年に1度の国勢調査の実施年であり、同調査を9月から10月までの期間で実施することとしており、日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所等を通じて、各団体の会員企業及び会員団体に対し、別紙により国勢調査の実施について協力依頼をしているところです。

つきましては、貴会におかれましても、国勢調査の意義及び重要性に御理解いただき、貴会傘下会員に対し、別紙により周知いただくとともに、以下のような協力を賜りますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

- ・店舗内で総務省が提供する音声を一定の頻度で放送
- ・店舗のレジモニター等において、総務省が提供する画像や動画を一定の頻度で表示
- ・店舗内に地方公共団体が提供する国勢調査のポスター・リーフレットを掲示・設置
- ・社員又は従業員への国勢調査の実施の周知、調査回答の促進、インターネット回答の推進等

【連絡先】

国勢調査 2020 事務局

担当：狼、坂本、松本、佐々木、河端

☎：03-5273-1013 Fax：03-5273-1552

Email：kokusei2020@soumu.go.jp

企業・団体の皆様へ

## 令和2年国勢調査の実施について（協力依頼）

総務省統計局

本年9月14日から、10月1日を調査期日とする『令和2年国勢調査』を実施します。国勢調査は、我が国に常住する全ての世帯・人（外国籍を含む。）を対象とした最も重要な調査であり、その結果は、行政施策の基礎資料のみならず経済界を始め社会全体で幅広く活用されています。

国勢調査の回答は、統計法（平成19年法律第53号）に基づき義務が課せられていますが、近年、若年層・単身世帯を中心に、直接回答が得られない世帯が増大しており、国民共有の情報基盤となる中核データの品質が低下しかねない事態を招くとともに、調査員の訪問回数の増加につながっています。

つきましては、我が国の公的統計の品質を確保するとともに、世帯の皆様と調査員の接触を少なくし、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、各企業等の社員又は従業員の皆様に対し、国勢調査について10月7日（回答期限）までの回答を促していただくとともに、可能な限りインターネット回答（郵送回答も可能）を推奨いただきますよう、何卒御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、令和2年国勢調査に関し、国民一人一人に効果的に周知を行い、調査の円滑かつ確実な実施を確保するため、各企業等におかれて、以下のような支援活動を賜りますよう、併せて御協力をお願い申し上げます。

※御協力いただける企業等におかれては、ポスターや動画、音声等の素材を総務省から提供しますので、別添1「連絡先登録票」及び別添2「照会票」等を下記の連絡先宛てに電子メールで送付願います。

## 【国勢調査の支援活動（例）】

- ・社内や独身寮等の施設において総務省が提供する国勢調査のポスターを掲示するほか、イントラネット、電子メール、朝礼、社内放送等を通じて国勢調査の回答を励行・促進する。
- ・インターネット回答を督促するとともに、（特に外国人の社員等に対し）職場でインターネット回答を行うことを了解し、又は支援する。
- ・ビル又はフロアのエントランス等で総務省が提供する国勢調査のポスターを掲示し、又はリーフレットを頒布する。
- ・ビル又はフロアのエントランス等のデジタルサイネージやモニターで総務省が提供する国勢調査の画像又は動画を表示する。
- ・店内等で、総務省が提供する国勢調査の広告の掲示、画像・動画による周知を行い、又は総務省が提供する音源を放送する。
- ・新型コロナウイルス感染症が終息していない中で調査書類の配布等に従事する調査員に対して、訪問時にインターホン等で会話する機会があれば、応援やねぎらいの声かけをする。

※上記の支援活動に積極的に取り組んでいただく企業や団体を「国勢調査サポーター企業・団体」として、『国勢調査2020総合サイト』において御紹介させていただきます。

<https://www.kokusei2020.go.jp/>

## 【連絡先】

国勢調査2020事務局

担当：狼、坂本、松本、佐々木、河端

☎：03-5273-1013 Fax: 03-5273-1552

Email: kokusei2020@soumu.go.jp

## 連絡先登録票

### 【企業・団体情報】

### 【担当者情報】

フリガナ		担当者①	フリガナ	
法人名 団体名			氏名	
住所	〒		所属 役職	
			電話	
			メール	
フリガナ		担当者②	フリガナ	
代表者氏名			氏名	
代表者役職			所属 役職	
			電話	
		メール		

### 【加盟している団体情報】

この連絡先登録票を受取った先の団体の名称を1団体、記入してください。  
 なお、地方公共団体から受取った場合は、地方公共団体名を記入してください。

--

#### <登録いただいた情報の使用について>

登録いただいた情報は、令和2年国勢調査の支援活動に関する連絡に使用させていただきます。

#### <留意点について>

既に御登録いただいた企業・団体の皆様におかれましては、再送していただく必要はございません。

#### 【本登録票の送付先】

国勢調査2020事務局

担当：狼、坂本、松本、佐々木、河端

☎：03-5273-1013 Fax：03-5273-1552

Email：kokusei2020@soumu.go.jp

## 照会票

法人・団体名: \_\_\_\_\_

担当者名: \_\_\_\_\_

連絡先: \_\_\_\_\_

### 1 国勢調査2020総合サイトへの企業・団体名の紹介について

(1) 国勢調査サポーター企業・団体に登録いただいた皆様の企業・団体の名称を令和2年国勢調査の広報HP(国勢調査2020総合サイト)で紹介させていただきたいと思いますが、希望されない場合は、以下のチェック欄に✓を記載してください。

・ 企業・団体名の紹介を希望しない

(2) 企業・団体のロゴマークのバナーを提供いただき、国勢調査2020総合サイトで紹介させていただきたいと思いますが、希望されない場合は、以下のチェック欄に✓を記載してください。

・ ロゴマークの紹介を希望しない

(3) 企業・団体のロゴマークを提供いただける企業・団体で、国勢調査2020総合サイトから企業・団体のHPへのリンク設定を希望される場合には、以下の欄にURLを記入してください。

URL記入欄

#### ※ ロゴマークの提供について

- ・ ロゴマークについては、本照会票と合わせて、国勢調査2020事務局宛にメールで送付願います。
- ・ データ形式は JPEG、png、bmp、gifのいずれかの画像データで、1点のみご提供ください(複数タイプは不要)。
- ・ 可能な限り高解像度のデータを提供ください。
- ・ データファイル名にローマ字で法人格を外した企業名を入れてください。例)統計株式会社 → tokei\_logo.png
- ・ 掲載にあたり、各社様のロゴ規定がある場合でも、最小サイズや余白などは守れない場合があります。掲載イメージにつきましては、本ファイル内の「ロゴマーク使用イメージ」シートをご参照ください。

### 2 広報素材の送付について

(1) 国勢調査への支援活動を実施するにあたり、別添「広報素材一覧」に記載している紙媒体の広報素材を希望されない場合は、以下のチェック欄に✓を記入してください。

・ 紙媒体の広報素材を希望しない

(2) 紙媒体の広報素材を希望する企業・団体の皆様には、実施周知用ポスター20枚、在日外国人用ポスター2枚、実施周知用リーフレット100枚を連絡先登録の住所宛に送付させていただきませんが、支社・支店等への送付希望や追加要望がございましたら、以下のチェック欄に✓を記入し、別添2「追加送付明細書」に送付先、数量等を記入してください。

・ 支社・支店等への送付も希望する

・ 紙媒体の広報素材の追加を希望する

(3) 電子媒体の広報素材はサポーター企業・団体の皆様がインターネットを経由してダウンロード可能とする予定ですが、広報素材を収録したDVDを希望する場合は、以下のチェック欄に✓を記入し、別添2「追加送付明細書」に送付先等を記入してください。

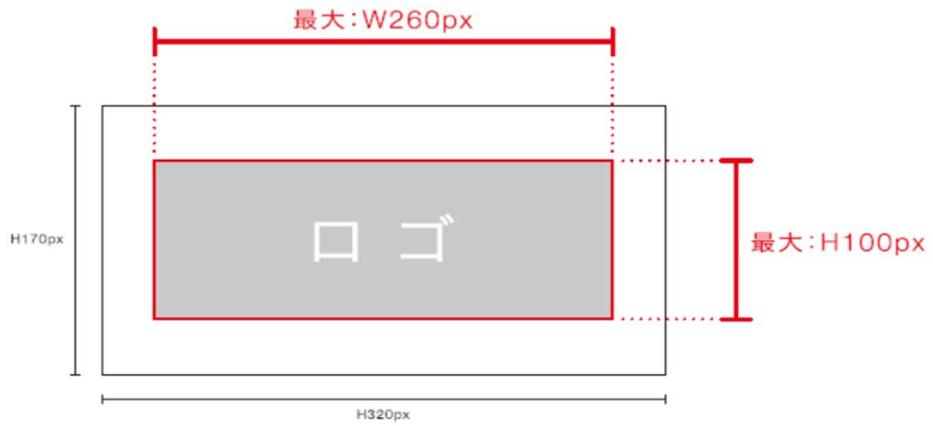
・ 電子媒体の広報素材を収録したDVDの送付を希望する

### 3 広告枠の無償提供について

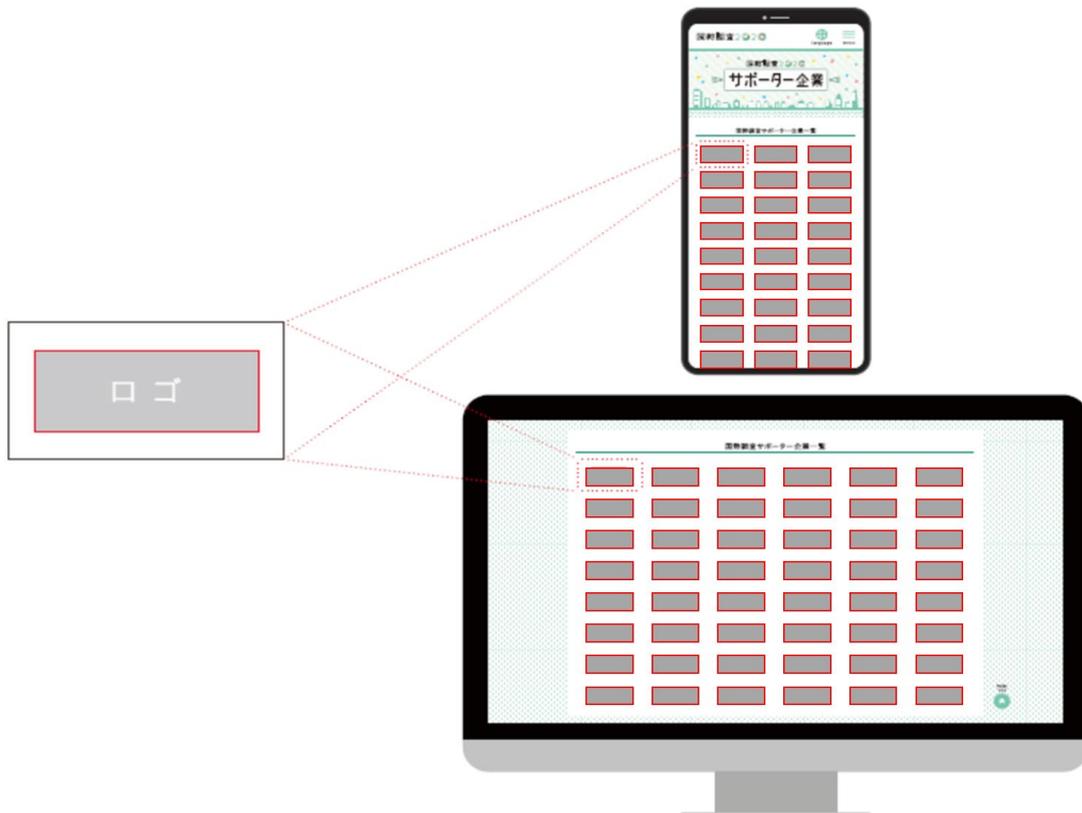
令和2年国勢調査の支援活動として、通常、有償提供している広告枠について無償提供させていただくことを予定している場合には、以下のチェック欄に✓を記入してください。広告枠の無償提供を予定している企業の皆様へ、事務局から実費精算等の確認のため、連絡をさせていただきます。

・ 広告枠の無償提供を予定している

# ロゴマーク使用イメージ



W320×H170pxのスペースに、横幅最大260pxもしくは縦幅最大100pxのサイズを目安にロゴを配置します。  
(ロゴのデザインによっては、配置サイズを調整する場合がございます)



## 追加送付明細書

法人・団体名:

担当者名:

連絡先:

宛名 ※1	送付先 電話番号	送付先 郵便番号	住所	追加希望数量						備考
				国勢調査実施周知ポスター	国勢調査実施周知リーフレット	在日外国人の皆様向け 国勢調査実施周知ポスター	交通広告（構内用） 国勢調査実施周知ポスター	交通広告（車内用） 国勢調査実施周知ポスター	素材集DVD ※2	
【送付における注意点】										

※1 宛名については、受取られる方の職名まで記載してください。

※2 電子媒体の広報素材を収録したDVDです。ダウンロードページからの入手が難しい場合は、こちらのDVDを御利用ください。

## 令和2年国勢調査の周知活動に用いる広報素材一覧

- ・ 総務省統計局が準備する広報素材です。
- ・ 電子媒体の広報素材はサポーター企業・団体の皆様がインターネットを經由してダウンロード可能とする予定ですが、広報素材を収録したDVDを送付することも可能です。
- ・ 広報素材の利用終了期間は令和2年10月31日までとなります。
- ・ 広報素材の規格等はやむを得ず変更になる場合があります。

## 《広報タレントについて》

広報タレントは、国民的人気者である「芦田愛菜さん」をナビゲーターとして起用し、国勢調査の理解促進を図ります。

また、ミドル層代表として「要潤さん」、若年層を中心に幅広い人気と発信力のある「川栄李奈さん」、日本に住む外国人として圧倒的な知名度と人気度のある「デーブ・スペクターさん」を起用し、インターネットで回答できることなど、国勢調査を印象に残します。

## ① ポスター・リーフレット（紙媒体）

No.	広報素材	規格等	素材内容
1	国勢調査実施周知ポスター	A 2 縦 片面印刷	国勢調査の実施をお知らせするためのポスターです。 広報タレントの芦田愛菜さんを中心とした、青空が印象的なデザインです。
2	国勢調査実施周知リーフレット	A 4 縦 両面印刷	国勢調査の実施をお知らせするためのリーフレットです。 表面はNo. 1のA 2ポスターと同デザインのため、A 4ポスターとしても利用可能です。 裏面にはマンガを掲載し、気軽に国勢調査を知っていただけるよう工夫をしています。
3	在日外国人の皆様向け 国勢調査実施周知ポスター	A 2 縦 片面印刷	「10月1日現在で国勢調査を実施します！」のメッセージを27言語で掲載したポスターです。 在日外国人の皆様が目にとまるよう、多くの人が行き交う場所に掲示いただけますと幸いです。  ※27言語：英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、タイ語、ネパール語、フランス語、ベンガル語、マレー語、ヒンディー語、ミャンマー語、ロシア語、シンハラ語、ドイツ語、モンゴル語、アラビア語、インドネシア語、イタリア語、トルコ語、クメール語、ラオ語、ペルシャ語、ルーマニア語、ウルドゥ語
4	交通広告（構内用） 国勢調査実施周知ポスター	B 1 縦 片面印刷	駅貼り広告等に用いられるB 1ポスターです。 No. 1のA 2ポスターと同デザインとなります。交通広告以外に御利用いただくことも可能です。
5	交通広告（車内用） 国勢調査実施周知ポスター	B 3 横 片面印刷	中吊り広告等に用いるためのB 3横ポスターです。 No. 1のA 2ポスターのデザインをアレンジしています。 また、上部分に余白を設けているほか、主要鉄道会社の広告ガイドラインに準拠したデザインとしています。

② ポスター・リーフレット（電子媒体）

No.	広報素材	規格等	素材内容
6	就業者の皆様向け 回答依頼リーフレット	A 4 縦 2ページ PDF及び 画像ファイル	企業・団体等で働く皆様に向けて、国勢調査への回答をお願いする内容のリーフレットです。9月上旬（調査直前）の周知に適しています。国勢調査のよくある質問も掲載しています。 ○社内メールへ添付 ○社内ホームページへ掲載 ○印刷して掲示・回覧 などに御利用いただけます。
7	学生の皆様向け 回答依頼リーフレット	A 4 縦 2ページ PDF及び 画像ファイル	大学生などの学生の皆様に向けて、国勢調査への回答をお願いする内容のリーフレットです。9月上旬（調査直前）の周知に適しています。No. 6の就業者リーフレットと同内容ですが、よくある質問は学生の皆様向けの内容としています。 ○学内メールへ添付 ○学内ホームページへ掲載 ○印刷して掲示・配布 などに御利用いただけます。
8	在日外国人の皆様向け 回答依頼リーフレット	A 4 縦 2ページ PDF及び 画像ファイル	在日外国人の就業者及び学生の皆様に向けて、6言語で国勢調査への回答をお願いする内容のリーフレットです。9月上旬（調査直前）の周知に適しています。No. 6の就業者リーフレットと同内容ですが、よくある質問は在日外国人の皆様向けの内容としています。 ○社内・学内メールへ添付 ○社内・学内ホームページへ掲載 ○印刷して掲示・回覧・配布 などに御利用いただけます。  ※6言語：英語，中国語（簡体字，繁体字），韓国語，ベトナム語，ポルトガル語，スペイン語
9	国勢調査実施周知ポスター	A 2 縦 1ページ PDF及び 画像ファイル	No. 1の電子媒体です。
10	国勢調査実施周知リーフレット	A 4 縦 2ページ PDF及び 画像ファイル	No. 2の電子媒体です。
11	在日外国人の皆様向け 国勢調査実施周知ポスター	A 2 縦 1ページ PDF及び 画像ファイル	No. 3の電子媒体です。
12	交通広告（構内用） 国勢調査実施周知ポスター	B 1 縦 1ページ PDF及び 画像ファイル	No. 4の電子媒体です。
13	交通広告（車内用） 国勢調査実施周知ポスター	B 3 横 1ページ PDF及び 画像ファイル	No. 5の電子媒体です。

### ③ 映像・音声（電子媒体）

No.	広報素材	規格等	素材内容
14	回答依頼メッセージ音声	15秒 MP3ファイル	広報タレント等が国勢調査への回答をお願いする内容のメッセージ音声です。冒頭に総務省からのお知らせである旨を知らせるアナウンスがあります。 ○社内・学内・来訪者向け放送 ○店内・構内放送 などに御利用いただけます。
15	回答依頼メッセージ動画	15秒 1920×1080 MP4ファイル	広報タレント等が国勢調査への回答をお願いする内容のメッセージ動画です。冒頭に総務省からのお知らせである旨を知らせるクレジット表示があります。 ○社内・学内・来訪者向け放映 ○店内・構内向け放映 などに御利用いただけます。
16	テレビCM映像	15秒 1920×1080 MP4ファイル	テレビCMの映像です。 字幕なしのほか、日本語及び6言語（No. 8と同様）字幕版があります。
17	ラジオCM音声	20秒 MP3ファイル	No. 14のメッセージ音声を20秒に編集したものです。 日本語及び6言語（No. 8と同様）版があります。

### ④ その他（電子媒体）

No.	広報素材	規格等	素材内容
18	国勢調査ホームページ用バナー	300×250 320×50 640×360 280×100 ほか 画像ファイル	企業・団体等の皆様のホームページから、「国勢調査2020総合サイト」へのリンクを貼る際に用いるバナー画像です。 インターネット広告にも御利用いただけます。
19	雑誌等掲載用版下原稿	PDF及び 画像ファイル	広報誌や機関誌などの雑誌に国勢調査の記事を掲載いただく際の版下原稿です。雑誌の他、新聞用の原稿もごぞいます。

# 令和2年国勢調査



2020 World Population and Housing  
Census Programme

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



令和2年8月

総務省統計局国勢統計課

日本に住む全世帯参加の  
国勢調査はじまります。

5年に1度の日本で最も重要な統計調査「国勢調査」を、  
2020年(令和2年)10月1日現在で実施します。  
「日本に住む人や世帯」について知ることで、  
生活環境の改善や防災計画など、わたしたちの生活に  
欠かせない様々な施策に役立てられる大切な調査です。  
みんなで参加して、みんなで日本の未来をつかっていく。  
100年目の「#みんなの国勢調査」、  
9月14日からインターネット回答がはじまります。



Let's Join!!

## #みんなの国勢調査



調査書類をお届けします

インターネット回答期間

9/14 月 → 10/7 水

回答時間 全16問 約10min

回答義務

調査の対象 令和2年国勢調査 全世帯

調査票(紙)での回答期間 10/1 - 10/7

かんたん便利な インターネット回答

かんたん かんたん かんたん

国勢調査2020  
<https://www.kokusei2020.gov.jp/>



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

国勢調査の結果は、国勢共有の統計データを  
形成し、社会の発展や発展を支えます。  
調査員(令和2年)より取り返りし得る可能性がある調査項目  
(SDG1)の集計結果はともども提供されています。

国勢調査をよそおった詐欺(さぎ)や不審な調査にご注意ください。

国勢調査2020

# 国勢調査の基本的役割

国勢調査：5年に一度日本に住む全ての人を対象に行う我が国最大・唯一の国民全数調査  
公的統計の中でも最も中核的な基幹統計調査で国民共有の情報基盤を形成

## 法定人口（各種法令に基づく利用）

- 衆議院議員選挙区画定審議会設置法
- 地方自治法
- 地方交付税法
- 政党助成法
- 公職選挙法

のほか、都市計画法施行令、農村地域工業等導入促進法施行令、災害対策基本法施行令、交通安全対策特別交付金等に関する政令、低開発地域工業開発促進法施行令、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令、地方揮発油譲与税法施行規則など多数の法律で基準人口として利用

## 国・地方自治体の施策の基礎資料

- 少子・高齢化対策、医療・福祉
  - 産業振興、雇用対策
  - 防災政策、災害復興計画、被害予測
  - 国土開発、都市計画
- など各府省、都道府県、市町村における各種の政策・行政施策の基礎資料として幅広く活用

国家運営

情報基盤  
(国民共有)



## 標本統計調査の母集団情報

- 労働力調査
  - 住宅・土地統計調査
  - 全国家計構造調査
- など政府が行う標本統計調査の抽出フレームとして利用

## 推計用基準人口

- 国民経済計算
  - 推計人口、将来人口推計
  - 完全生命表
- など各種の統計作成を行うための基準人口として利用

公的統計

社会経済

## 大学・シンクタンク等の研究分析

- 人口学、社会学、経済学等での利用
  - 社会経済の現状分析
  - 災害被害等のシミュレーション
- など多数の学術研究、分析などで利用

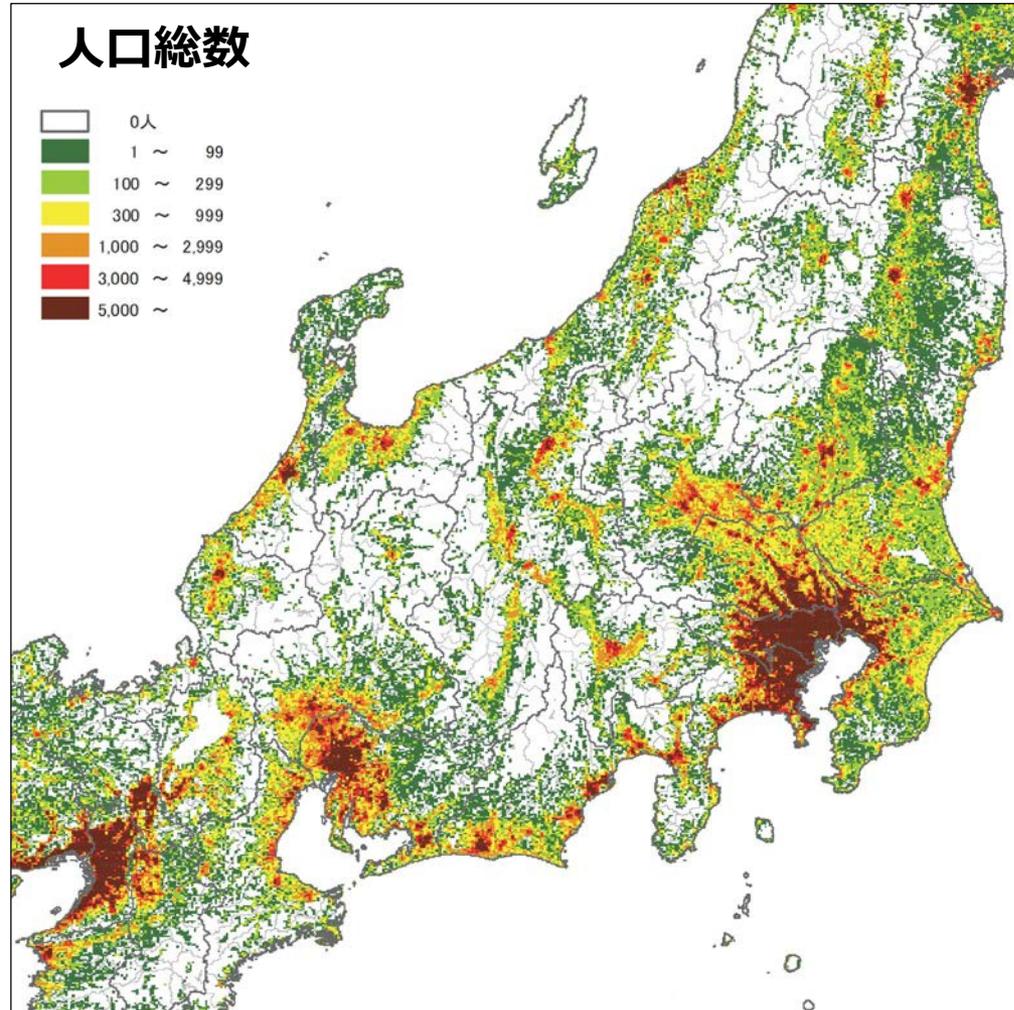
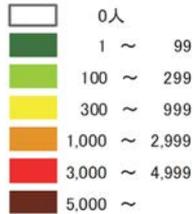
## 経営分析・予測

- 製品・サービスの需要予測
  - 店舗・工場の立地計画
  - エリアマーケティング
- など各種業界の経営戦略、市場分析等に幅広く活用

# 国勢調査の活用例

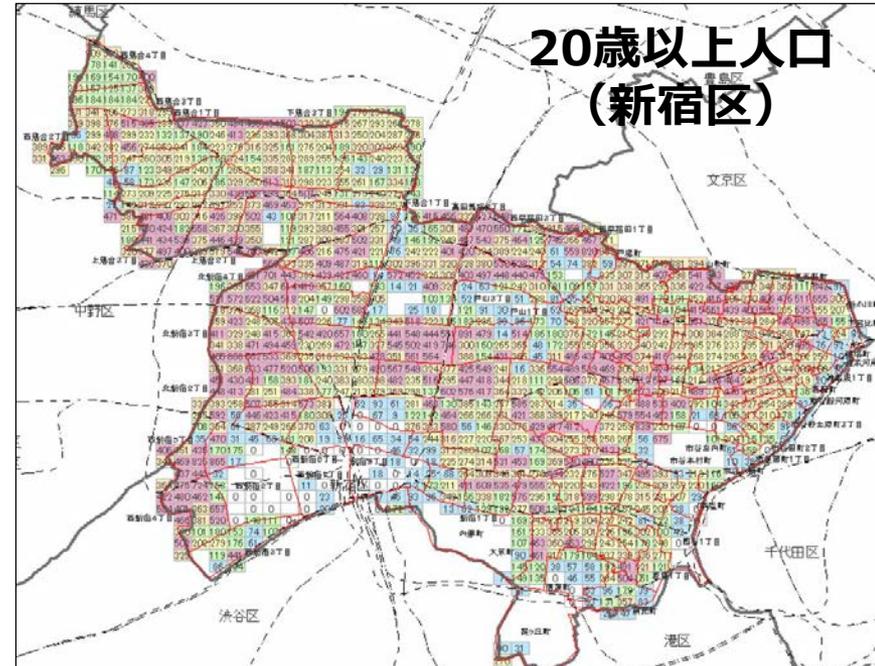
全数調査である国勢調査からは各種属性別の地理的人口分布が把握でき、都市計画、避難所の設置や食料備蓄等の防災計画のほか、公共施設、店舗・工場の立地計画などで幅広く活用される。

## 人口総数



出典) 平成27年国勢調査基準地域メッシュ統計

## 20歳以上人口 (新宿区)

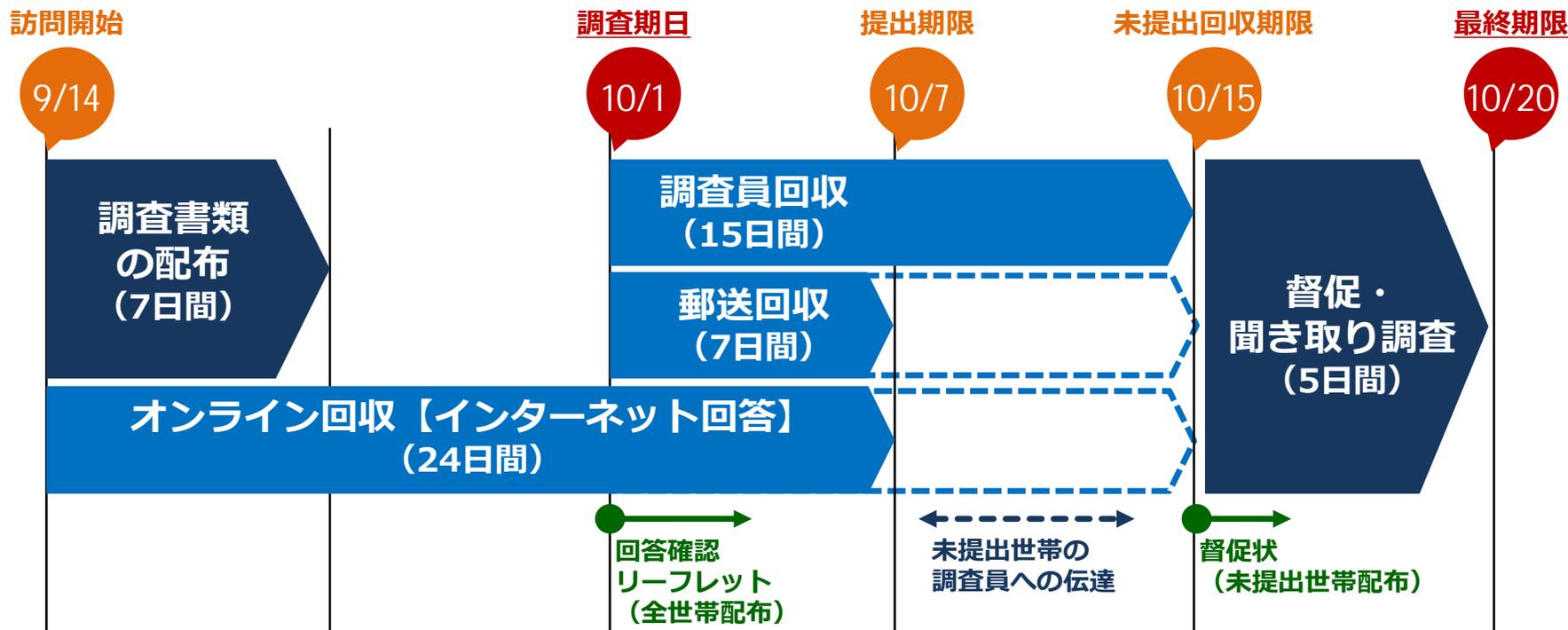


出典) 平成27年国勢調査125m地域メッシュ統計 (統計情報研究開発センター)

# 令和2年国勢調査の概要

調査期日	令和2年（2020年）10月1日（木）午前零時現在
調査対象	令和2年（2020年）10月1日現在、我が国に常住するすべての人（回答義務有り） 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く
調査項目	<世帯員に関する事項> 男女の別、出生の年月、就業状態 など <世帯に関する事項> 世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方 など
調査の流れ	総務省 — 都道府県 — 市区町村 — 指導員 — 調査員 — 世帯
調査の方法	調査員が全世帯を訪問し、面接の上で調査票等の調査書類一式を配布 調査票の回収は オンライン（インターネット回答）、郵送、調査員

※計19項目  
(設問16問)

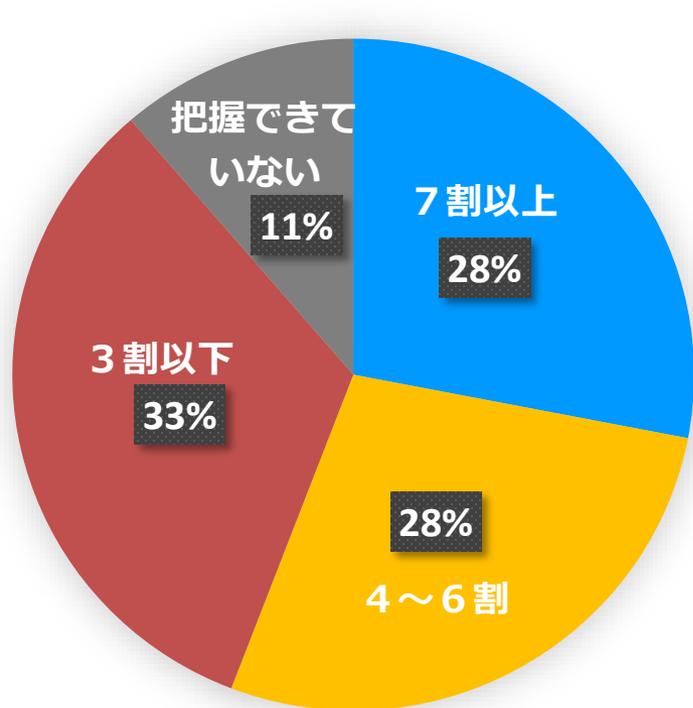


# 新型コロナウイルス感染症の影響

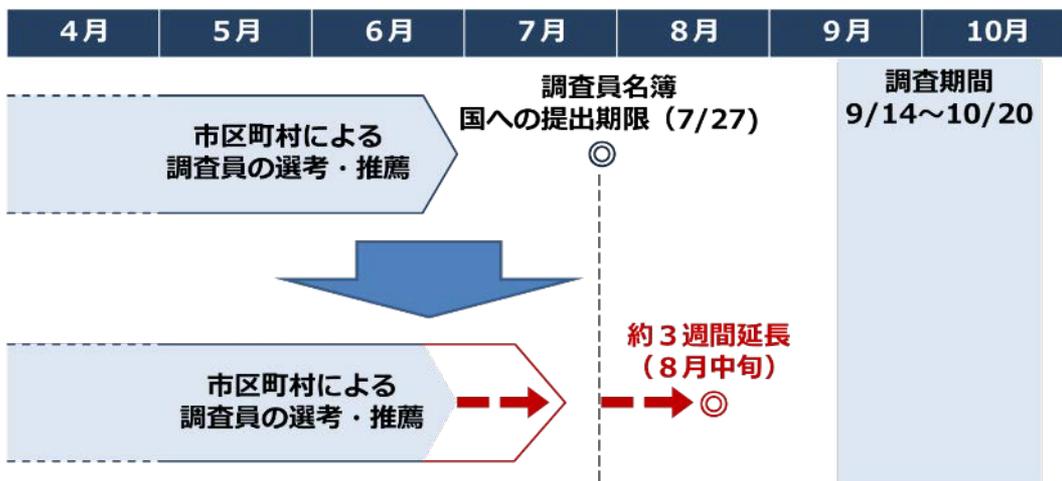
今般の新型コロナウイルス感染症は、国勢調査についても多くの市区町村において影響を受け、特に調査員の募集活動が停滞・低迷

※新型コロナウイルス感染症の国内流行及び緊急事態宣言の発出により、全国で外出自粛が要請され、調査員募集の主たる依頼先である自治会・町内会では、住民を集めた会合開催などによる募集活動が行えない事態が全国各地で発生

## 調査員確保状況（6月下旬現在）



自治会・町内会などの調査員募集活動により多くの時間を確保するため、都道府県から国への調査員名簿の提出期限を約3週間延期



# 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた見直し

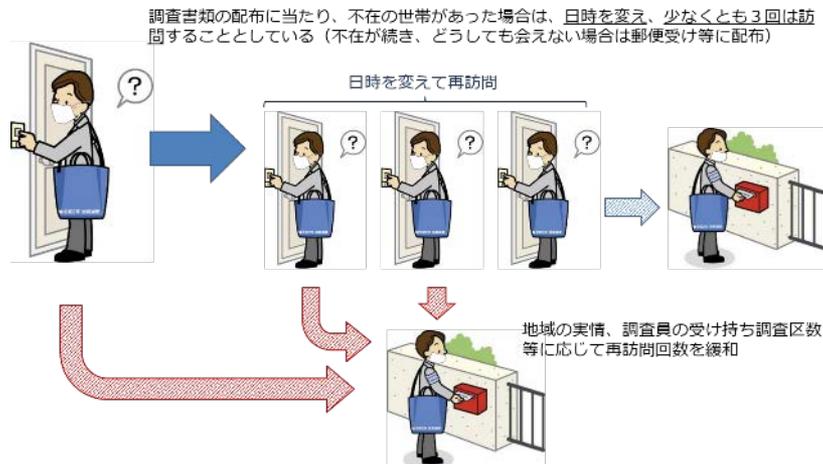
## ■ 調査書類の配布期間の延長

9月14日から20日までの7日間としている調査書類の配布期間について、弾力的に運用し、配布期間を9月14日から30日までの最大17日間に拡大



## ■ 不在世帯に対する再訪問回数の緩和

世帯が不在だった場合に必要とする再訪問の回数（3回）を、調査員の受け持ち調査区数等に応じて緩和



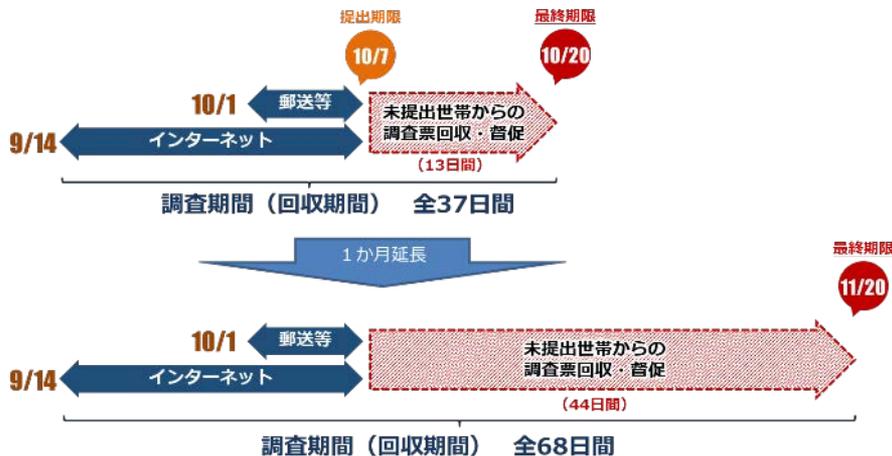
調査書類の配布に当たり、不在の世帯があった場合は、日時を変え、少なくとも3回は訪問することとしている（不在が続き、どうしても会えない場合は郵便受け等に配布）

日時を変えて再訪問

地域の实情、調査員の受け持ち調査区数等に応じて再訪問回数を緩和

## ■ 調査期間（調査票の回収期間）の延長

10月20日までとしている調査期間（調査票の回収期間）を、一部の地域について、11月20日まで1か月延長



## ■ 審査期間の延長

世帯が回答した調査票は、調査期間終了後、市区町村において審査を行うが、統計の品質維持及び市区町村の事務負担軽減を図るため、審査期間を最大2か月延長



# 公表スケジュール（変更）

	令和3年（平成28年）												令和4年（平成29年）																																																																																																																																																																														
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																																																																																																																				
令和2年調査（現行）	●人口速報集計								●人口等基本集計															●人口移動集計（男女年齢）																			●就業状態等基本集計																					●従業地・通学地集計																								●人口移動集計（就業状態）																								●抽出詳細集計																																																																											
令和2年調査（変更後）									●人口速報集計															●人口等基本集計																			●人口移動集計（男女年齢）																						●就業状態等基本集計																							●従業地・通学地集計																								●人口移動集計（就業状態）																								●抽出詳細集計																																																			
【参考】平成27年調査	●人口速報集計									●抽出速報集計※														●人口等基本集計																			●人口移動集計（男女年齢）																						●就業状態等基本集計																								●従業地・通学地集計																									●人口移動集計（就業状態）																									●世帯構造等基本集計※																									●抽出詳細集計																							

速報集計について、調査期間及び審査期間の延長、要計表の提出期限の変更に伴い、4か月の延期

確報集計（確定人口）については、2か月の延期

最終公表は、H27調査と同時期

※ 令和2年調査では、廃止・他集計区分への振り分けにより集計しない

# 非接触の調査方法の導入

新型コロナウイルス感染症の発生・感染拡大を防止するため、都市部を中心に、世帯と調査員が対面しない非接触の調査方法（調査書類の配付や調査票の回収）を地域の实情に応じて導入

※調査員の事務の簡略化にもつながる

## 調査書類の配布

本来は、世帯の方と面接・説明の上、調査回答を依頼するとともに、調査書類を配布



説明はインターホン越しに短く行い、郵便受け等を使って、世帯と面接せずに調査書類を配布



## 調査票の回収

インターネット回答の積極的な活用を推進するとともに、インターネット回答が難しい場合は調査員と接触しない郵送提出を広報啓発活動を通じて依頼



できる限り調査員と世帯の接触を避けたい  
だくよう広報啓発活動を展開



# 平成27年国勢調査 調査票回収状況

インターネット

36.9%

※統計精度及び効率性の面で最も優れている

郵送

34.1%

※統計精度は他の方法と比べて劣るものの、  
調査員の事務軽減に貢献

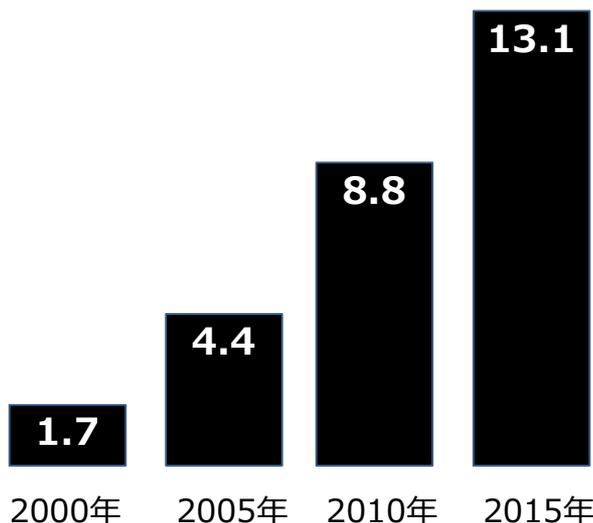
調査員  
29.0%

15.9%

13.1%

聞き取り

国勢調査の聞き取り率 (%) の推移



不在等の理由で調査票を回収できなかった世帯を対象に、国勢調査令に基づき、調査員が「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」を近隣の者等から聞き取って調査を実施

※調査員の負担を増大させるとともに、集計結果に「不詳」(欠測値)を増やし、統計精度を低下させる要因

新型コロナウイルス感染防止のためにも、**調査員回収 (前回29.0%)** を **できる限り皆無に近く** なるように努力

# かんたん便利なインターネット回答



調査書類をお届けします



インターネット回答期間

9/14(月) → 10/7(水)

厳重なセキュリティ



回答いただいた情報は、厳重なセキュリティで保護されているので安心・安全です。

エコ&効率化



書類を運ぶ際に発生するCO<sub>2</sub>や事務コストを減らすことができるやさしい回答方法です。



かんたん

24時間いつでもかんたんに3ステップで回答できます

1

## アクセスする



ご自宅に調査書類が届いたら、回答サイトにアクセスします。

回答サイトへアクセス!! /

国勢調査オンライン



<https://www.e-kokusei.go.jp/>



2

## ログインする

ログイン

調査書類のなかの『インターネット回答利用ガイド』に記載されている「ログインID」と「アクセスキー」でログインします。

ログインID (Login ID)

(8ケタ)

アクセスキー (Access Key)

(4ケタ)

3

## 回答する



画面の案内にそって、国勢調査に回答します。最後にパスワードを設定し、送信します。



# 効果的な周知方法（アンケート結果）

問：国勢調査に関するご案内をする際、どのような方法でお知らせをすると、目にする可能性が高そうですか。あてはまるものをお答えください。  
（複数回答可）

## 未回答者

前回国勢調査に回答していない者  
（25歳～64歳）

勤め先（アルバイト先）・学校

47.0%

国や自治体

17.0%

町内会・自治会

9.0%

共同住宅内

13.5%

友人・知人

5.5%

家族・親族

5.0%

その他

24.0%

## 初回答者

次回初めて国勢調査に回答する学生等  
（18歳～24歳）

62.0%

24.5%

13.0%

11.0%

11.0%

21.5%

12.5%

# 効果的な周知方法（アンケート結果）

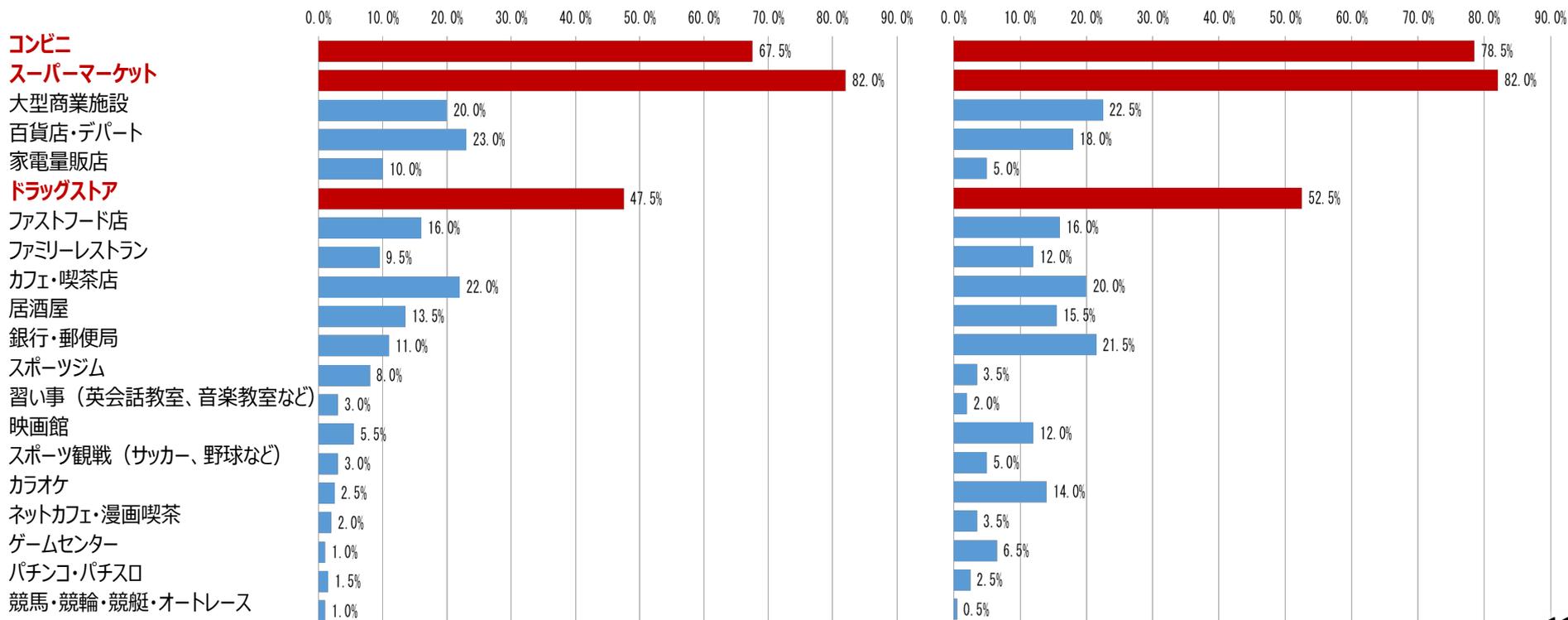
問：あなたが普段の生活で、よく出かける場所はどこですか。  
（複数回答可）

## 未回答者

前回国勢調査に回答していない就業者  
（25歳～64歳）

## 初回答者

次回初めて国勢調査に回答する学生等  
（18歳～24歳）



# 令和2年国勢調査の取組ポイント

## 1 インターネット回答の積極的推進

前回に続きオンライン調査を全国展開し、インターネット回答を積極的に推進

インターネット回答率  
(チャレンジ目標)

50%

確実な実現を目指す管理目標（必達目標）を前回調査実績を超える40%に設定しつつ、より高い成果を目指して50%のチャレンジ目標を設定

## 2 誰もが答えやすいバリアフリーな調査

インターネット回答の多言語化など、回答チャネルを多様化し、外国人や障害者、高齢者の方々など全ての方の回答をサポートする多様な支援方策の充実

## 3 企業や団体の活動・サポートとのコラボレーション

企業・団体の社会貢献活動などとも協働・連携し、外国人・若年層等の回答やインターネット回答の促進、調査員活動のサポートを幅広く展開

# 令和2年国勢調査の広報周知アプローチ

## ①メディアを使ったアプローチ

※メディアミックスによる総合的な広報の実施

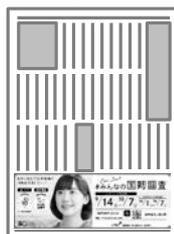


ポスター

メディア広告 (CM)



テレビ・ラジオ



新聞・雑誌



ネット・SNS

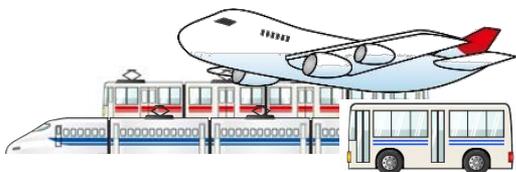


デジタルサイネージ



## ②生活空間からのアプローチ

※企業や団体の活動・サポートとのコラボ

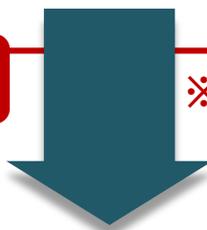


公共交通機関

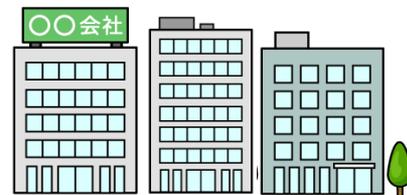
購買・移動



スーパー・コンビニ・ドラッグストア



通勤・通学



勤め先企業・職場



大学

# お客様への周知の御協力・御支援のお願い

## ① 店内放送

御社の仕様に合わせた20秒又は15秒の音声素材をご提供いたします。

(期間：9月から順次～10月7日まで)

### <音声素材原稿の一例：芦田愛菜さん（20秒）>

素材提供日～9月17日頃利用

総務省からのお知らせです。

みなさんこんにちは！  
芦田愛菜です。  
国勢調査が始まります。  
日本に住むすべての人が対象です。  
ご自宅に調査書類が届きましたら、  
忘れずにご回答をお願いします。  
Let's Join! みんなの国勢調査！

9月18日～10月1日頃利用

総務省からのお知らせです。

みなさんこんにちは！  
芦田愛菜です。  
国勢調査の書類は受け取りましたか？  
インターネット回答は9月14日から  
始まっています。  
回答はぜひスマホやパソコンから  
お願いします。  
Let's Join! みんなの国勢調査！

10月2日～10月7日頃利用

総務省からのお知らせです。

みなさんこんにちは！  
芦田愛菜です。  
国勢調査の回答はお済みですか？  
回答は10月7日までをお願いします。  
日本に住むすべての人が対象です。  
みなさん忘れずにご回答をお願いします。  
Let's Join! みんなの国勢調査！

## ② レジ前画面・サイネージの静止画表示

御社の仕様に合わせた画像データをご提供いたします。

(期間：9月から順次～10月7日まで)

### <画像データのイメージ>



日本に住む全世界参加の国勢調査が始まります。

Let's Join!!  
#みんなの国勢調査

インターネット回答期間  
9/14(月) → 10/7(水)

調査票(紙)での回答期間  
10/1(木) → 10/7(水)

国勢調査2020  
<https://www.kokusei2020.go.jp/>

国勢調査2020

総務省統計局・都道府県・市区町村

# 社内、関係企業等への周知（イメージ）

以下の実施時期に合わせて、是非とも実施可能な周知活動をお願いしたい

実施時期	周知内容
9月7日～	調査書類配布の事前周知
9月17日～	インターネット回答の促進
10月2日～	回答期限の周知

周知活動に必要な広報素材については、統計局から提供  
インターネット経由でダウンロードも可能

※外国人向けの広報素材もございます。

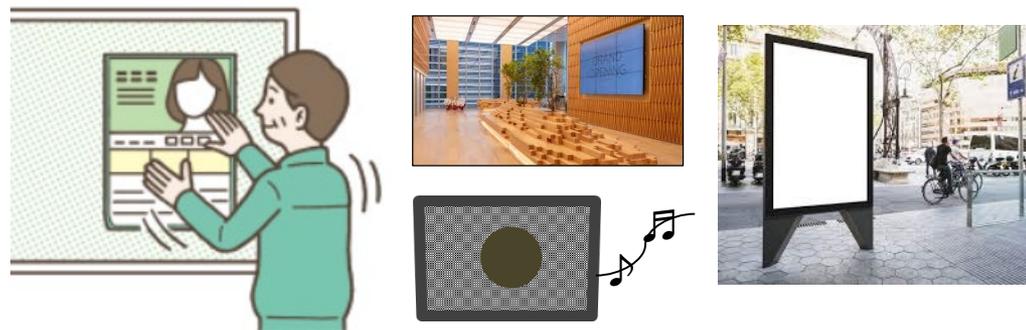
## 電子メールによる周知



統計局からのメールを受信し、  
社内の職員、支社支店、関連企業等に転送

外国人従業者への周知も合わせて実施

## 広報素材の掲出等



社内エントランス等でのポスター掲示やデジタルサイネージ等での画像・動画の提供  
社内放送による職員・従業員への周知

# 従業員の皆様への周知の御支援のお願い

アルバイトの方々などの従業員の皆様（特に外国人や学生の方々）に 回答依頼リーフレット をお知らせいただくと幸いです。

## <回答依頼リーフレットの一例：日本語版（カラー）>

A 4サイズのデータ  
（カラー及びモノクロ）を  
ご提供させていただきます。

日本語版のほか、外国語版（※）が  
ございます。

従業員（特に外国人従業員）の皆様  
への周知のため、店舗のバックルーム  
等での掲示などにご協力いただければ  
幸いに存じます。

※ 外国語版（6言語）

- ・ 英語
- ・ 中国語（簡体字及び繁体字）
- ・ 韓国語
- ・ ポルトガル語
- ・ スペイン語
- ・ ベトナム語

あなたも対象!! 国勢調査2020

# 国勢調査

の回答をお願いします

令和2年9月14日から10月7日にかけて、5年に1度の国勢調査が行われます。国勢調査は、国籍や年齢に関係なく、日本に住んでいるすべての人と世帯が対象です。必ずご回答ください。

インターネット回答期間 調査票(紙)での回答期間

9/14(月) → 10/7(水) 10/1(木) → 10/7(水)

回答はかんたん便利なインターネットで

- 1 アクセスする**  
ご自宅に調査書類が届いたら、回答サイトにアクセスします。  
回答サイトへアクセス!!  
国勢調査オンライン  
<https://www.e-kokusei.go.jp/>
- 2 ログインする**  
調査書類のなかの「インターネット回答利用ガイド」に記載されている「ログインID」と「アクセスキー」でログインします。  
ログインID(Login ID)  
アクセスキー(Access Key)
- 3 回答する**  
画面の案内にそって、国勢調査に回答します。最後にパスワードを設定し、送信します。

※インターネット回答が難しい場合は、調査票(紙)をお使いください。

総務省統計局・都道府県・市区町村

## 国勢調査ってどんな調査?

- 全世帯が対象**  
日本に住んでいるすべての人と世帯が対象です。生まれたばかりの赤ちゃんや外国人の方も対象に含まれます。
- 最も重要な調査**  
統計法という法律に基づいて、5年に一度実施される、日本で最も重要な統計調査です。
- 回答の義務あり**  
法律で回答することが義務付けられています。回答が確認できない場合、国勢調査員が調査票の受け取りに伺います。
- 調査書類は調査員が世帯ごとに配布**  
調査員が各世帯を訪問し、調査書類を配布します。ご不在の場合は郵便受けに配布します。
- 全16問でかんたん**  
世帯員の数 出生の年月 16問 住居
- 調査結果は身近な暮らしに活用**  
災害時に必要な物資を購入したりコンビニの出店計画に利用されるなど、わたしたちの生活の身近なところで活用されています。

### 国勢調査のよくある質問

**Q1 国勢調査は必ず回答しなければならぬのですか?**  
国勢調査は、各種の行政施策や数多くの企業・団体に幅広く活用される中で最も重要な調査です。皆様から正確な回答をいただけない場合、統計が正確なものとなってしまいます。このため、法律で回答の義務が定められています。必ずご回答ください。

**Q2 住民票の登録データがあるのに、国勢調査を行うのはなぜですか?**  
一人暮らしの学生や独居にいらる方など、必ずしも住民票と住んでいる場所が一致しない方がいらっしゃることから、ただに住んでいる場所を調査するだけでは調査が不十分です。また、国勢調査では働く人の数など、住民票にはないデータが得られます。

Let's Join!! #みんなの国勢調査

国勢調査2020 <https://www.e-kokusei2020.go.jp/>

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

国勢調査の結果は、国が定めた統計法に基づき、厳格に守られ、個人情報は厳格に管理され、個人を特定する目的以外に活用されず、100%の集約データとして活用されています。

# 主な広報素材一覧（データ）

広報素材	仕様	備考
店内放送用音声（広報タレント20秒）	20秒 MP3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 芦田愛菜さん</li> <li>○ 期間に応じて3パターン</li> <li>○ クレジットあり</li> </ul>
店内放送用音声（広報タレント15秒）	15秒 MP3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 芦田愛菜さん・要潤さん・川栄李奈さん</li> <li>○ 期間に応じて3パターン</li> <li>○ クレジットあり</li> </ul>
店内放送用音声（高市総務大臣）	15秒 MP3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高市総務大臣</li> <li>○ クレジットあり</li> </ul>
レジ前画面用静止画	各社様の仕様 画像ファイル	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 8月中旬ご提供予定</li> </ul>
回答依頼リーフレット	A4縦 2ページ PDF及びJPG カラー及びモノクロ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本語版及び外国語版6言語</li> </ul>

※ その他、下記の広報素材のご用意もございます。

- ・ 国勢調査実施周知ポスター
- ・ 国勢調査実施周知リーフレット
- ・ テレビCM動画
- ・ メッセージ動画（広報タレント、高市総務大臣）
- ・ フリーペーパー・雑誌等掲載用版下原稿
- ・ 国勢調査ホームページ用バナー など

## ご参考

都道府県・市区町村でも独自に広報を実施していることから、以下の依頼がある場合もございますので、御承知おきのほどお願い申し上げます。

- ・ 店舗への紙媒体のリーフレット・ポスターの設置・掲示依頼
- ・ 広告出稿の依頼 など

# 国勢調査サポーター企業・団体

国勢調査の支援活動に積極的に取り組んでいただく企業や団体を「国勢調査サポーター企業・団体」として、『国勢調査2020総合サイト』において御紹介しています。是非、ご参画ください。

※ご提供いただくバナーからは各企業・団体のトップページやCSRのページなど、指定いただくWebサイトにリンクします。

※国勢調査オンライン回答システム（約2千万世帯以上の利用見込み）でもサポーター企業の紹介ページを案内します。



# 国勢調査 今後の予定

- 令和2年7月7日 : 「国勢調査2020総合サイト」全面公開 (既存サイトをリニューアル)

URL

<https://www.kokusei2020.go.jp/index.html>

- 令和2年8月上旬 : 総務省統計局より周知支援のお取組みを依頼する公文書ご送付
- 令和2年8月中旬 : 広報素材 各社様へご提供
- 令和2年9月上旬～ : 各社様による国勢調査周知支援のお取組み
- 令和2年9月14日 : 国勢調査開始 (調査書類配布・インターネット回答スタート)
- 令和2年10月1日 : 調査期日

# 令和2年国勢調査 みなさまの御支援・御協力を よろしくお願いします

#みんなの国勢調査



≡ 調査書類をお届けします ≡

9/14 月 から

国勢調査2020



インターネット回答期間

9/14 月 → 10/7 水

薬号外  
令和2(2020)年7月27日

一般社団法人栃木県薬剤師会長  
一般社団法人栃木県病院薬剤師会長  
一般社団法人栃木県医薬品登録販売者協会  
栃木県配置薬協議会長  
栃木県医薬品卸協会  
栃木県医療機器販売業協会  
栃木県薬事工業協会  
栃木県麻薬協会  
日本チェーンドラッグストア協会栃木県支部長

様

栃木県保健福祉部薬務課長 加藤 治



新型コロナウイルス感染予防等の多言語版パンフレットの配布について  
(依頼)

このことについて、外国人住民等からの新型コロナウイルス感染症に関する相談が増加していることに鑑み、感染予防等の多言語版パンフレットを作成しましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会員等に広く周知して下さるようお願いいたします。

なお、多言語版パンフレットは、下記掲載ホームページからダウンロードし御活用くださるようお願いいたします。

記

【今回配布言語】

英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、日本語

【配布予定言語】

タガログ語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、マレー語

※今後、言語を追加する予定です。

【掲載ホームページ】

[http://www.pref.tochigi.lg.jp/f04/yobou\\_foreigners.html](http://www.pref.tochigi.lg.jp/f04/yobou_foreigners.html)

薬事審査担当 (担当: 鈴木)  
〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20  
tel:028-623-3120



02JFIA第178号

令和2年7月17日

日本チェーンドラッグストア協会

会長 池野 隆光 様



### 令和元年度「食品産業における取引慣行の実態調査」について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当センターの活動にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます

平成17年に、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」(大規模小売業告示)が告示、施行されるとともに、その「運用基準」が公表され、流通、納入取引の実態に即した、取引上の地位の不当利用を規制する新たなルールが定められました。

当センターでは、従来から、いわゆる大規模小売店の優越的地位の濫用による不公正な取引が生じないように、実態調査を通じて濫用行為の是正に取り組んでまいりました。

令和元年度は、本年2月に平成30年度と同様に上記告示に示された考え方に即して調査を実施し、その結果をこの度「食品産業における取引慣行の実態調査」として取りまとめましたので、ご報告申し上げます。

その結果によれば、全体的には要求・要請は前回調査と比較して、ほぼ同じかわずかな増減に留まっており、いくつかの問題点が指摘されております。今後、さらに期待を持って取引慣行の改善に取り組んでいきたいと考えております。

貴会及び貴会会員におかれましては、これまでも独占禁止法遵守のため、仕入担当者等への周知徹底等に努められており、当センターとして改めて感謝申し上げますところですが、今後とも、今回の調査の趣旨と結果をご理解のうえ、傘下の会員各社に対し、不公正な取引が行われることのないようご協力とご指導を賜りたく、お願い申し上げます。

令和2年7月17日

令和元年度食品産業における取引慣行の実態調査について

一般財団法人 食品産業センター  
企画調査部

食品産業センターでは、平成7年からほぼ毎年食品産業における取引慣行の実態調査を行っている。令和元年度においても、本年2月に、食品製造事業者へのアンケートによって、食品産業における取引慣行の実態調査を実施した。

1. 調査期間：令和2年2月
2. 調査対象：食品製造業1,700社  
(株式会社東京商工リサーチデータより抽出)
3. 有効回答：298社 (有効回答率17.5%)
4. 調査項目：
  - (1) 協賛金負担の要請について
  - (2) センターフィー負担の要請について
  - (3) 従業員派遣の要請について
  - (4) 不当な値引き・特売商品等の買ったたき等について
  - (5) 過度の情報開示の要求について
  - (6) プライベート・ブランド (PB) 商品に関する要請について
  - (7) 消費税率引上げに係る要請について
  - (8) 独占禁止法改正について
  - (9) 全体を通じて
5. 公表日時：令和2年7月22日(水) 15時

・報告書の内容について、農林水産省、公正取引委員会、経済産業省および流通関係団体(9団体)に説明を行うとともに、優越的地位の濫用による取引慣行の改善について指導・協力要請を行う予定。

・また、平成19年度より報告書の全文を、当センターのホームページで公開している。令和元年度調査報告書についても、ホームページで公開する予定であるので、ご活用いただきたい。

食品産業センターホームページ：<https://www.shokusan.or.jp/>

・なお、本調査報告書では、回答企業から寄せられた意見をほぼそのまま紹介しており、それぞれの回答企業が流通からの要請をどのように受け止めているのかという視点でお読みいただきたく存じます。

(参考：公正取引委員会による関連資料)

\*公正取引委員会ホームページ

<https://www.jftc.go.jp/>

\*「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」  
告示（平成17年5月）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/tokuteinounyu.html>

\*『「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」の  
運用基準』（平成23年6月改正）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/daikibokouri.html>

\*「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成29年6月改正）

[https://www.jftc.go.jp/hourei\\_files/yuuetsutekichii.pdf](https://www.jftc.go.jp/hourei_files/yuuetsutekichii.pdf)

\*「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁  
止法及び下請法上の考え方」の改正について（平成31年3月）

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/mar/190329.html>

\*「新型コロナウイルス感染症拡大に関連する下請取引Q&A」

<https://www.jftc.go.jp/oshirase/coronashitaukeqa.html>

(参考：農林水産省による関連資料)

\*「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づく『食品等流通  
調査』について」

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/kouzou\\_kaizen/ryutsu\\_chosa.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/kouzou_kaizen/ryutsu_chosa.html)

以 上

令和2年7月17日

## 令和元年度食品産業における取引慣行の実態調査報告書のポイント

一般財団法人 食品産業センター  
企画調査部

今回の調査報告書のポイントは以下のとおりです。

- 1 前回調査と比較して、一概に不当とは言えない（1）協賛金負担の要請、（2）センターフィー負担の要請、（3）従業員派遣の要請はほぼ同じかわずかに増加した。一方、不当と思われる（4）不当な値引き・特売商品等の買ったたき等、（5）過度の情報開示の要求についてはわずかへやや減少した。
- 2 要求、要請への対応については、全ての項目で「ほとんど応じていない」＋「全く応じない」が減少し、「ケースバイケースで応じている」が増加した。特に、不当な値引き・特売商品等の買ったたき等については、「全く応じない」＋「ほとんど応じていない」が大幅に減少し、「ケースバイケースで応じている」が大幅に増加した。
- 3 （2）センターフィー負担の要請の項目では、「センターフィーを負担している」との回答が前回調査と比較してわずかに増加（40.8%→41.8%、+1.0%）した。また、前回調査から調査項目に入れた実質センターフィーを別の名目での要請の有無については「あった」との回答が7.1%あり、前回調査よりわずかに増加（+2.6%）した。また、別の名目での要請にも拘わらず、6割以上が「ケースバイケースで応じている」状況が窺えた。
- 4 （5）過度の情報開示の要求の項目では、ノウハウ等を含む過度に詳細な情報・社外秘情報などの要求を受けたことが「あった」との割合は年々減少傾向であり、今回調査でもわずかに減少した（9.9%→9.5%→7.0%）。一方、要求への対応については「すべて応じざるを得ない」＋「ほとんど応じている」、「ケースバイケースで応じている」が大幅に増加した。
- 5 （6）プライベート・ブランド（PB）商品に関する要請については、PB商品市場が拡大するなか、製造受託が「あった」とする事業者の割合はやや増加した（62.8%→65.1%→69.5%）。また、製造受託が「あった」と回答した事業者のうち、不当であると感じる要請が「あった」とする割合は年々減少していたが、今回調査ではやや増加した。（12.9%→12.4%→17.0%）。

- 6 事業者の資本金規模別分析では、前回調査と同様に(1) 協賛金負担の要請、(2) センターフィー負担の要請、(3) 従業員派遣の要請について、大規模事業者ほど各項目の要請を受ける割合が多く、逆に小規模事業者は要請を受ける割合は少ないものの、要請を受けた場合は応じざるを得ない実態が窺われた。
- 7 平成21年の独占禁止法の改正により、「優越的地位の濫用」行為が課徴金の対象とされていることを知っている事業者の割合は前回調査までの3年は同じ水準に留まっていたが、今回調査でわずかに上がった(+1.5)。今後とも「大規模小売業告示」と併せて、本調査結果報告の機会をとらえた継続的な制度の周知に向けた取組が必要と考える(58.9%→59.0%→58.1%→59.6%)。

(まとめ)

今回の調査結果では、全体的にみると要求・要請は前回調査と比較して、ほぼ同じかわずかな増減に留まっており、取引慣行の改善の進捗は遅々としている。また、要求・要請があった場合は、全ての項目で応じていない割合が減少し、ケースバイケースで応じている割合が増加した。また、個々の回答事例からは、多くの問題、解決すべき課題があることが窺われる。

本調査結果等を踏まえ、商談や事前協議・説明の徹底等関係者全員の一層の努力により、更なる改善が必要と考える。

## 協会ホームページについて

- 「飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組」への対応について(2020.8.3)
- 三重県との災害時物資支援協定の締結について(2020.7.10)
- 2019年度そらぶちキッズキャンプ募金のご報告(2020.07.08)
- 新型コロナウイルス関連情報特設サイト サイトは都度更新しています

## 事務局だより

- ・ ポビドンヨードを含んだうがい薬は陽性率を下げるのに効果があった。大阪府吉村知事の発言が大きな騒動を引き起こしました。医療関係者からの批判が殺到し、翌日には、釈明会見をせざるを得ない状況となりました。騒動の現場となったのはドラッグストア。14時の会見から1時間もたたないうちに、ドラッグストアの店頭からイソジンが姿を消しました。長いレジ待ちのお客様は、皆、イソジンを1本持っていたそうです。確かにうがいは予防効果があります。推奨するのを反対しませんが、影響力の大きさをしっかり認識していただきたいと思います。
- ・ 箱マスクよりも高機能マスクへの移行。今夏の8月の暑さに際して、通気性の良いマスクが求められていると聞きました。たしかに、不織布マスクは、暑さを助長すると思います。外歩きには不向きです。ドラッグストアでは粗悪品は置かないという信念のもと、生活するのに使い勝手の良いマスクをぜひ、生活者に提供していただきたいと思います。
- ・ 新聞紙上によれば、コンビニ大手3社は4月に既存店ベースで最大の落ち込みを経験し、その後、若干の回復を見せるが、7月にまた落ち込んでいるそうです。新型コロナウイルスの影響を受けたのち、生活者の変化に対応し、店舗内の見直しを進めています。酒売り場の拡充&冷ケースの増設によって、家飲み需要の取り込みを目指すこと。巣ごもり需要を見込んで、総菜、冷凍食品の拡充。また、ウーバーイーツでの配達拡大。いろいろな策によって、落ち込みをカバーしようとしています。参考にできればと思います。
- ・ みなし法人JACDSの臨時総会は8月21日です。これにて解散するわけですが、すべては、一般社団法人JACDSに引き継がれ、継続されます。新生JACDSにご期待下さい。

発行日	2020年8月18日 発行	発行所住所
発行人	池野 隆光	〒222-0033
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES	神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10楓第2ビル4階
	日本チェーンドラッグストア協会	TEL:045(474)1311 FAX:045(474)2569
	HP: <a href="http://www.jacds.gr.jp">http://www.jacds.gr.jp</a>	e-mail: <a href="mailto:sec@jacds.gr.jp">sec@jacds.gr.jp</a>